

宜 議 第 5 0 8 号
令和 8 年 3 月 3 1 日

議 長
呉 屋 等 殿

総務常任委員会
委員長 石 川 慶

委員会審査結果について（報告）

第469回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備考
令和 7 年 1 2 月 9 日	令和 7 年 1 2 月 9 日	議案第62号
令和 7 年 1 2 月 1 0 日	令和 7 年 1 2 月 1 0 日	議案第77号、議案第71号、議案第69号、 議案第70号
令和 7 年 1 2 月 1 1 日	令和 7 年 1 2 月 1 1 日	議案第62号、議案第69号、議案第70号、 議案第71号、議案第77号、請願第 2 号、 陳情第12号、陳情第18号
会議日数 3日間		

2. 審査結果

議 案 番 号	件 名	付 託 月 日	議 決 月 日	結 果
議 案 第 6 2 号	令和7年度宜野湾市一般会計補正予算(第4号)	令 和 7 年 1 2 月 8 日	令 和 7 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 6 9 号	宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	令 和 7 年 1 2 月 8 日	令 和 7 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 7 0 号	宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	令 和 7 年 1 2 月 8 日	令 和 7 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 7 1 号	宜野湾市税条例の一部を改正する条例について	令 和 7 年 1 2 月 8 日	令 和 7 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 7 7 号	宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について	令 和 7 年 1 2 月 8 日	令 和 7 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
請 願 第 2 号	沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願	令 和 5 年 3 月 3 日	—	継続審査
陳 情 第 1 2 号	公契約条例の制定を求める陳情	令 和 5 年 3 月 3 日	—	継続審査
陳 情 第 1 8 号	学生議会開催について	令 和 5 年 9 月 1 2 日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和7年12月9日（火） 1日目

午前10時02分 開会

午後 4時01分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	上里 広幸
委員	我如古 盛英

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	プリティ宮城ちえ
委員	宮城 政司

○欠席委員（0名）

○説明員（42名）

総務部次長	津波古 良幸
税務課長	比嘉 洋
企画部次長	玉元 智
財政課長	比嘉 隼也
行政経営室長	多和田 真也
秘書広報課長	仲泊 嗣典
市民協働課長	喜友名 和佳子
産業政策課長	外間 理子
観光スポーツ課長	福本 司
スポーツ振興係長	吉澤 元貴
障がい福祉課長	禰覇 由美子
こども部次長	浜里 郁子
こども家庭課長	玉代 勢桂
健康推進部次長	米須 之訓
健康増進課長	池原 史真子
建設部次長	比嘉 徹
用地課長	武島 祐文
教育部次長	真鳥 かおり

人事課長	上地 章弘
納税課長	金城 美千代
企画担当主幹	小橋川 陽介
デジタル推進課長	宮城 竜次
プロジェクト推進室長	吉村 純
市民経済部次長	本永 貴也
市民課長	志村 賢太郎
雇用企業担当主査	松川 奈津子
観光振興係長	喜納 正人
福祉推進部次長	香月 直子
保護課長	島袋 尚
保育こども園課長	山城 隼人
母子保健担当主幹兼 こども家庭センター長	浦崎 朋子
介護長寿担当主幹	志良堂 孝
国民健康保険課長	川満 勤子
建設部参事	普天間 朝信
道路整備課長	高江洲 強
生涯学習課長	佐久原 昇

文 化 課 長	饒 平 名 文 治	市 立 博 物 館 長	平 敷 兼 哉
指 導 部 次 長	津 島 美 智 子	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	伊 佐 英 人
は ぐ ろ も 学 習 セ ン タ ー 所 長	棚 原 佳 乃	G I G A ス ク ー ル 担 当 主 幹	比 嘉 広 和

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第62号 令和7年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

令和7年12月9日（火）第1日目

○石川慶 委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時02分）

【議題】

議案第62号 令和7年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

○石川慶 委員長 議案第62号 令和7年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

お諮りいたします。議案第62号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、そのように進めてまいります。

では、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。企画部次長。

○企画部次長 委員の皆様、おはようございます。議案第62号 令和7年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）に係る補足説明はございません。

○石川慶 委員長 それでは、委員の皆様、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料から要求していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 お願いします。

○我如古盛英 委員 まず、歳入のほうの個人市民税のほうで、2款1項1目で、ページが14ページです。

今回、働く人たちの給与が賃上げということなのですが、増加したということはいろんな状況で聞いているのですけれども、それによるかどうかも含めて心配ですので、今回、補正額3億7,500万円ですか、これだけ所得割が増加しているわけですので、それが少し内容としているというのでしょうか、分かりやすい資料等が出せるかどうか、まず伺いしてから、そうでなければ口頭でもいいですので、答えていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 おはようございます。我如古委員の御質問に答弁申し上げます。補正予算書の14ページ、歳入、個人住民税の所得割の増加の理由ですけれども、委員からもございましたけれども、主な原因については所得の増加や雇用の増加による所得割額の増と分離長期譲渡所得、それに係る所得金額の増加が理由となっております。

特に給与所得者の伸びが顕著でございまして、理由については、委員からもありましたとおり、昨今の経済対策に対するような賃上げが大きな要因になっているものだろうと想定をしております。

あと、分離長期所得、土地の譲渡、5年以上保有している土地の売買に係る所得、そちらのほうも結構伸びておりました。この2つが大きな要因となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 少し聞き取りづらい。マイクをつけて。

○石川慶 委員長 マイク使ってもらって、ちょっと聞き取りづらいみたいですから、もう一度お願いしましょう。総務部次長。

○総務部次長 個人市民税の所得割の主な増の要因につきましては、特に給与所得者の伸びが顕著でございまして、次に大きな2つ目の要因としましては、長期分離譲渡所得の伸びも結構伸びておりました。資料につきましては、毎年7月1日現在の課税状況調べという調査物がありますが、そちらのほうに所得別の課税状況の資料がございしますので、対前年比と比較した資料のほうを提供したいと思います。

○我如古盛英 委員 よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 次に、23ページの17款1項財産貸付収入についてなのですが、マイナスの予算とこのあるのですが、これについても説明いただいて、もし対応についてさらに詳しく知らなければいけない場合は資料もいただきたいと思いますのですが、よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 補正予算書の23ページ、17款1項1目の財産貸付収入で説明欄の民用地料のマイナス245万7,000円減の主な理由でございすけれども、これにつきましては国道58号の宜野湾バイパス寄りの普通財産がございすけれども、そちらが駐車場として、民間のほうに貸付けをしておりましたが、先方からの事情で、途中で一部の土地についてちょっと使い勝手が悪いということで契約はしないということで。

○我如古盛英 委員 契約破棄したということですね。

○総務部次長 あと愛生園跡地なのですが、今、市民経済部のほうでプロポーザルのほうを実施しておりまして、年明けの1月から3月までの3か月分を補正で減をしているというのが主な要因でございす。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今の答弁では2件分ということで理解していいのですか。

○総務部次長 主にマイナスの大きな要因はこの2件になります。

○我如古盛英 委員 もし58号バイパスの駐車場があるのはよく以前から知っていますけれども、その契約を解除したということですので、こっちの資料等もあるのでしょうか。それから、2番目の件に関しても資料もありますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 当初予算に計上していた予算に対する減額、差額の分の一覧でよろしければ提供したいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 次に、24ページの資料いただいておりますけれども、17款2項1目不動産売払収入についてなのですが、これはいつものとおりの資料要求いたしますけれども、よろしくお願ひいたします。

所在地の住所と、多分里道だとは思いますが、それも資料として、できたらお願ひいたします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 24ページ、17款2項1目不動産売払収入の説明欄、土地売払収入774万3,000円の内訳につきましては、2件の里道の売買による収入となっております。要求がございす資料については、後ほど提出したいと思っております。

○我如古盛英 委員 一応、私のほうは資料が来てからまた、以前資料もらってはいるのですが、これ、

今日の審査の対象ではないのですけれども、これで一応私は終わりにします。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ありましたら、お願いします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 議案第62号の7ページ、債務負担行為の資料をいただきました。補正予算における債務負担行為の中で、いただいた資料の21から27までデジタル推進課のほうの契約、庁内ネットワークシステムクラウドの一連であるのですけれども、これがどの会社と契約しているのかという、21から27まで資料っていただけるのでしょうか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑でお答えは出ているのですが、一応資料として提供したほうがよろしいでしょうか。今お答えしますか。

○プリティ宮城ちえ 委員 資料が必要。

○デジタル推進課長 では、後ほど資料提供してまいります。

○石川慶 委員長 ほかに質疑がありましたらお願いいたします。宮城克委員。

○宮城克 委員 46ページの4款1項1目の説明欄05。

○石川慶 委員長 宮城克委員、今回別紙でスケジュールタイムがあるので、4款のときをお願いします。

○宮城克 委員 今は何。

○石川慶 委員長 2款です。

○宮城克 委員 では、改めて行きます。32ページの2款1項6目で03と06の関わりで聞きたいですけれども、宜野湾市ふるさと応援基金積立事業、積立金3,000万円、ふるさと応援寄附金が例えば3,000万円、それに積立て3,000万円というこの関係性をちょっと聞きたい。

それから、06の宜野湾市ふるさと応援寄附推進事業で1,170万円とあるのだけれども、この流れというか、この関係性をちょっと説明いただけますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御質疑にお答えいたします。補正予算書32ページ、2款1項6目03宜野湾市ふるさと応援基金積立事業3,000万円、また06の宜野湾市ふるさと応援寄附推進事業1,470万円の増に関連しての御説明をいたします。

まず、この2つの歳出事業の増につきましては、先ほど宮城克委員の御質疑にもございましたとおり、補正予算書25ページをお願いいたします。補正予算書25ページ、18款1項2目の説明欄、宜野湾市ふるさと応援寄附金3,000万円の増に関連するものでございます。今回、ふるさと応援寄附3,000万円の補正増を行っておりますが、その理由につきましては、まず現段階で、当初予算、ふるさと応援寄附金7,000万円を計上したところでございますが、現時点で約6,400万円の寄附金をいただいているところでございます。12月は寄附の駆け込みの時期となっております、今後も寄附が伸びる予想をしているところから、寄附の補正増を行っております。

また、3,000万円の根拠につきましては、さきの決算総務委員会のほうで、上里委員の御質疑にもお答えをしたところでございますが、近年のふるさと応援寄附の全国的な増の背景、またそれに伴う寄附金控除額の増の背景に基づきまして、本市の寄附金控除額も、つまり流出額です。市外への流出額も増えておりまして、恐らくこのペースでいきますと、今年度は寄附金の流出額、控除額は約2億円程度に達するであろうと予想しております。

この寄附金控除による本市の市外への税の流出を、つまり赤字額を解消するためには、寄附金額を1億円以上確保しなければなりませんので、目標額として1億円を目指していきたいということをさきの決算委員会でも答弁をさせていただいたところでございます。

その理由によりまして、今回、ふるさと応援寄附金3,000万円を計上させていただきました。歳入の補正増に伴いまして、さきの32ページの歳出、2款1項6目03の基金積立事業、この寄附は一旦受け入れたものを基金に積み立てて、その後、基金から取崩しをして、各事業に充当する仕組みとなっておりますので、この3,000万円を一旦基金に積み立てるものでございます。

06の宜野湾市ふるさと応援寄附推進事業1,470万円の増につきましては、寄附の増に伴いまして、中間事業者への委託料、中身としましては返礼品の代金、送料、あと事務手数料などでございますが、その分の1,470万円補正増を行ったものでございます。以上でございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 了解いたしました。分かりました。

重複すると思うのですが、改めて確認させてください。今の時期にこれ駆け込みなのかな、寄附が増えるというのは大体例年そんな感じになりますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御質疑にお答えいたします。この12月に寄附の駆け込みが増える理由としましては、今年の寄附金の控除の期限が12月末までとなっておりますので、そのために例年駆け込みの寄附が増える傾向がございます。ただし、本年度は、令和7年の10月からポイントの追加付与が、総務省の通達によって禁止をされましたので、9月に一旦そのポイント付与がなくなるということでの駆け込みもございました。

ただ、12月は例年、駆け込みがございますので、例年よりは9月に駆け込みがあった分、12月の駆け込みは少なくなる見込みではございますが、我々も今、少しでも寄附が獲得できるように様々PR、広告などを打ってきておりますので、少しでも多く寄附を獲得してまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ありましたらお願いいたします。どうですか。ありますか。上地安之委員。

○上地安之 委員 歳入は全般に質疑できるのですか。大丈夫。

○石川慶 委員長 一応それに対しては関連する部分にできるということで、2款、14款にお願いしている。

○上地安之 委員 例えば基地交付金は大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 大丈夫ということですので、お願いします。上地安之委員。

○上地安之 委員 それではまず、15ページ、基地交付金から少し質疑をさせていただきたいと思っておりますけれども、その交付金というのは助成交付と調整交付、2種類ありますよね。1つについては、これは県に一括して来るが県のほうで各市町村に配分していく、調整交付金については、それ国は、その該当する市町村に直接交付するための基金になっていますから、その点について説明いただけますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。今、御指摘のありました国のいわゆる基地交付金、2種類ございますが、1つは助成交付金と市町村調整交付金、この2点とも国のほうから直接この交付金の額のほうが市町村のほうに示されまして支払いができる。交付時期と交付金額は示される形になってございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 では、2種類とも直接市町村に交付額の内示をされて、支出についても直接されるという内容ですね。分かりました。

その基地交付金というのは、各市町村、宜野湾市も交付金の申請をされるかと思うのだけれども、その時期はいつなのですか。そして、交付決定をされて、支出をなされるのは年何回ですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。時期なのですが、後ほどお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。ちょっと手元に通知等ないもので、日付を確認してお答えさせていただきたいと思います。本申請ではなくて、国が決定をして交付をするということになります。補助金とは違って、もう国のほうで交付をしていただくということで、申請の手続を……。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは、年に何回ですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 失礼いたしました。こちらは年に1回です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それで、この時期に、12月議会に基地交付金というのは、当初予算に皆さん方計上して、交付が決定されて、そのめどがつくのが12月議会で、受入れの準備をしている。当初予算で計上しているの、つまり金が入ってこないわけ、交付金を活用して一つの一般財源の位置づけるかと思うのだけれども、その事業に充てている財源は何ですか、これまで。例えば基金を活用していて、あるいは起債を活用して、それを3月の最終補正で、これは整理をしていく仕組みになっているのですか。その説明をいただけますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地委員の御質疑にお答えいたします。当初予算のほうでは、各収入については見積りをさせていただきまして、財源が不足する分については基金に入れて、また地方債も活用させていただいて、それでも足りない場合は、主に財政調整基金であったり公共施設等整備基金、そういった基金を活用させていただいて当初予算編成しておりまして、令和7年の当初予算においては、大幅な財源不足が生じました。これは交付税の減額による影響がかなり大きかったものと考えています。その31億6,000万円もの財政調整基金を予算上繰り入れて予算を編成したというような状況になっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 当初予算で予算化してやっている事業なので、その基地交付金も当てにされているわけです、当然。ところが、この金が入ってくるのがこの時期にしか入ってこないわけ、途中途中で入らないものですから、それは財調なり起債であり、その予算で事業に充てて、そして最終的には基金の繰り戻し事業なんかもしれないと思うのだけれども、それ12月議会では実施しないのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑にお答えをさせていただきます。今回、大きく、予算書14ページ、先ほど御質疑がありました個人住民税のほうで3億7,600万円余りの補正増をさせていただいたところでございます。こういった補正増の影響などから、今回、予算書の26ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金、こちらのほうで6,500万円の財政調整基金の繰り戻し、マイナスということ、繰り戻しをさせていただいているような状況になってございます。歳入は、3月議会のほうで、また不用額の整理をさせていただきますので、ここでまた

財政調整基金の繰入金をマイナスという形で繰り戻しのほうをさせていただきたいと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 6,500万円の繰り戻しを本議会でも実施をしていると、残りについては3月の最終補正の中で調整をして繰り戻すなりの手だてを実施していくということですね。分かりました。

そこで、基地交付金というのは精査されたことはあるのですか。基地交付金を与えられるままなのか、つまり固定資産税の代替財源の位置づけなのですね。例えば普天間飛行場であり、キャンプ瑞慶覧の一部であり、それはいろんな構造物が変化したりしていますでしょう。その点、精査というのは、全く市町村はしないのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。米軍施設内構造物であったり、もちろん日本国が掲げている公有財産のものについては、宜野湾市のほうではちょっと精査ができないような状況ではございます。ただ、この基地が所在している構成市町村で連絡会をつくっておりまして、その中ではやはり固定資産の代替ということであれば、固定資産税の率を掛けて、あまりにもやっぱり足りていない、この交付金は足りていないということの主張をもって、毎年度、国の関係機関に要請をしているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 市町村会で1つの組織として、国との要請等は実施をしているということですね。ぜひとも宜野湾市も、これ与えられるままではいけないと思います。これ固定資産が減免されている中で、代替財源ですから、これはかなり動いています。それをやっぱり視野に入れた上で、市町村会の中でも対応していただくようお願いしたいと思います。この件については以上です。

債務負担予算についてよろしいですか。特に、これ冒頭にも説明があったのですけれども、歳出2款においても幾つかありますから、それを含めて全体的なものを少し確認をさせていただきたいと思います。債務負担予算とは一体何ですか。それから説明いただけますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 予算については、歳入歳出の予算は全て想定しているものを計上しないといけないということで、現年度予算主義の原則がありますが、その翌年度以降の将来にわたって、宜野湾市が債務負担しないといけないという形になった場合にも、そこも必ず議会に予算として計上して承認を得ないといけないということになっておりますので、翌年度以降に発生する債務の状況等を議会のほうに承認いただくということなことです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 12月議会で、何本ですか、今回、40数本の事業が債務予算の中で計上されています。そこで、期間の設定なのだけれども、これ委託事業で、あるいはまた賃借料というのは、後年度にまたがる中で、3年期間だとか5年期間ってあるのだけれども、あるいはまた1年の期間というものもある。令和7年度から令和8年度というのがあるのですよ。これ期間は1年ですよ。実施は1年だと思います。そこで、ちょっと違和感あるのだけれども、この幾つか2枚目にもありますけれども、令和7年度から令和8年度、例えば19番、20番、21番、22番、23番、これ事業期間は1年なのです、令和7年度から令和8年度というのは。なぜその事業が債務負担行為で対応しなくてはならないのか、それを説明いただけますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○**財政課長** 上地委員の御質疑にお答えいたします。1年で期間が設定されている債務負担行為についてですが、こちらは翌年度の令和8年度の4月以降に即座に対応、業務委託の履行をしていただくために、令和7年の12月補正で債務負担、翌年度にこういった債務を負いますということで、議会の承認をいただいた上で、今年度、令和7年度中に契約をさせていただきまして、令和8年4月1日の業務開始から業務を履行していただくために、今年度契約をするために12月議会に上程しております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 言われていることは分かります。年度内契約なのです。そして、新年度当初予算、その4月からこの事業が稼働できるように令和7年度で契約実施をして、令和8年度に事業開始というような趣旨、それは理解しています。見る限りにおいて、当初予算で計上してもいい事業ないですか。本当にこれ4月1日から事業開始後実施をする事業にみんななっていますか。

債務負担業者に便乗して、本来は当初予算に計上して、4月1日以降に事業開始ができる事業もそこに入っていないかということです。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 今の御質疑にお答えいたします。こちら各担当課のほうから年内に入札と契約を行って、4月、新年度を迎えて即座に対応するという確認をさせていただいているところでございます。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** これは、詳細を一つ一つの事業を精査して、本当にこれ4月1日から稼働するような事業なのかというのは、これチェックはしていません。ところが、これだけ1年間の期間で、当初予算でも事業実施がされるような事業が果たしてないのだろうかと、非常にこれだけの数からすると、そのように感じたものだから、その質疑をさせてもらっているのだけれども、その辺しっかり精査されていますね。4月1日稼働ですね。それと同時に、これは年度内に契約しますよね。その契約の透明性はどのように公表されますか。年度内の契約は実施しなくてはなりませんよね。それは、もちろん次年度契約はこれできませんから、予算内執行になりますから、年度内の契約は、これはもう義務ですよね。契約等の透明性を図る上でも公表についてはどのようになっていますか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 公表という形では……

（「公開はどうでしょうか」という者あり）

○**財政課長** 公開のほうは、今現在……

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 要は、見る機会というのがあるのだろうかと、予算は提案された。今年度内に契約、全ての事業が年度内契約なのです。これは、契約の方法だとかいろいろと出てくる中で、次に見えてくるのは歳出なのです。次年度の歳出にしか出てこないわけ、その契約の期間の様子もこれ見えてこないわけ、それとも見る機会というのはどこかであるのですか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 全ての事業について、期間を見る機会というのは難しい部分があると思います。こちらとしましては、法令に基づいた公開、例えばシルバーのほうで契約した場合には公開しないといけない、そういったところでは個別に公開はさせていただいて、もしくは入札に関しては入札をやりますということで公開し

ておるのですが、その全ての契約が皆さんのほうに公開できているかというのと、その辺はできていない状況です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ぜひともそれを検討してはどうでしょうか。債務負担で予算計上する。契約は履行していく、年度内に。そして、事業を実施していく上で、歳出予算の中で次年度に表に出てくるわけ、ところがその間のこういうものというのは、全く見る機会も公開制もないわけ、ですからそれをどのような形でいいのか分からないけれども、それ検討してもいいのかなと思います。だって、これ今から契約していく中で、どのように契約するか全く見えてきませんよ。それとも、もう契約終了したのですか。それは、今の予算に計上している段階で、これから契約をして、2月、3月に集中的にその作業を開始されていくわけ。それは検討してもらって、何らかの手法が見いだすなりそれ検討していただきたいと思います。とりあえず以上で。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 予算書の32ページ、2款1項6目05の普天間飛行場周辺まちづくり事業、この事業の総額についてちょっとお伺いしたいなと思います。

先ほどもありましたように、基地交付金の増額ということなのですが、皆さんの当初の見込みより交付金が多かったのか、それともその他の理由で交付金が増えたのか、確認をしたいなと思います。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。補正予算書32ページ、2款1項6目、説明欄05、普天間飛行場周辺まちづくり事業8,883万1,000円の増額でございますが、真栄原地区におきまして、契約、要は用地交渉をしている段階で、当初は令和8年度の方だったのですが、早期に契約したいということもございまして、補助元と調整した結果、前倒しで補助がいただけるということになりましたので、その補正ということになっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。では、交付金が多く入ってきたというわけではなく、皆さんの調整、補助元と調整をして前倒しでいただいて、次年度やる予定のものを今年度やったと、分かりました。

事業が進んでいるということはいいいことだと思うのですが、今いろいろと物価高、土地の価格の交渉等というのも皆さんの事業にはいろいろと出てきていると思うのですが、この普天間飛行場周辺まちづくり事業、特に全体で見ると、真栄原地区でもいいですが、最初に事業化したのは平成何年でしたっけ。記憶ちょっと飛んでいるのですけれども、当初の事業費の見込みよりどれだけ今増額していて、その辺は出ていますか。多分相当上がっていると思うのです。当初のこの全体の事業費用。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。当初120億円で想定はしていたのですが、今若干上がって120億円をちょっと超えている状況にはなっております。今、ちょっと手元に資料がないので、はっきりした数字は言えないのですけれども。

(「全体」という者あり)

○企画部次長 全体です。普天間地区、真栄原地区の両方合わせてです。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。やはり土地の値段は上がっています。あと、人件費の値段も上がってい

ますし、事業費が上がっていくのだろうなとは思っているのですが、今回のこの普天間飛行場周辺まちづくり事業、この2款の分に関しては、物価高騰の影響ではないという理解でいいのですか。要するに、次年度のものを前倒しでもらって進めているという理解でいいのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。今、平安座委員おっしゃったとおり、物価高騰の分ではなくて、あくまで前倒しというところでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。多分もう事業が相当進んでいって、大体更地になっている今現状が出てきています。残り何件か残っている部分もあるのですが、やはり周りが進んでいけば、言い方当たっているか分かりませんが、ちょっと渋っている方々もやっていかないといけないのかなという部分もありますので、しっかり進めていただいて、今回みたいに次年度予定だったのを地主側が早めに売却したいという申出があった場合は、これは国のほうとはこういった形で調整して、補正という形で増額していただける、これ何か去年もあったような気がするのですが、これは通常よくあるやり方なのですか。それとも宜野湾市の皆さんが頑張っているから、そういった交渉をうまくした結果なのか、どちらなのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。これ交渉になるのかなと思っておりまして、権利者の方もいらっしゃいますし、補助元との調整も、両方との調整が必要になってくるのかなと、どうしてもやっぱり地権者が今回みたいに早めに契約したいということで御要望があって、補助元と調整した結果、今回はたまたまうまくいきましたけれども、もしかしたら補助元としてもやっぱり財源がないということもございますので、ここはあくまで調整のお話になるのかなと思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。多分皆さんの交渉の部分もやっぱりあるのだろうなと思いますので、しっかり取り組んでいただければなと思っています。以上です。

○石川慶 委員長 では、ほかに。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。引き続いて、今の普天間周辺まちづくり事業の件でちょっとお伺いしたいのですが、今回補正で約8,800万円上がっているのですが、今、真栄原地区のお話なさっていたのですが、真栄原地区のどの部分を8,800万円で購入するのですか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 上里委員の御質疑にお答えしたいのですが、個人の情報とかもございまして、当該敷地内の物件と土地1筆ということで御理解いただけたらと思っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これ個人情報に値するのですか。なぜかという、補正予算で当該事由に上がってきて、この8,000万円がどこの土地を買いましたよということをちょっと確認させてもらいたいわけです。これは公表できないものなのですか。

よろしいですか。この8,800万円がどこの土地を買いましたよということが示されれば確認できるので、それでいいわけです。今、この事業がどれだけ進んでいて、どれだけ購入しています。今後、どこどこ購入していきます。今回はこの部分ですよという形で明確に示せますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。今回、1筆になっていまして、年度全体、例えば令和7年度ここ買います、令和8年度ここ買いますとかという全体でお示しすることはができると思うのですが、今回ちょっとピンポイントになってしまいますので、やはりちょっと個人情報の取扱いからすると、ここというちょっとお示しが難しいというところがございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 難しいということだったのですけれども、今年度計画していたのはどこだったよということをまた改めてこれホームページとかで示されていますか。示されていればどこで示されているということを示してください。なければ資料で提出していただきたい。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ホームページ等では示されておりません。ちょっと資料としてお出しできるか、ちょっと調整させてください。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 議員としてどれぐらい進捗進んでいるのということであるので、今回の補正はどこを購入しているということをちょっと確認したかったので、質疑させてもらいました。

この土地は1筆だったのですけれども、個人の土地ということで理解してよろしいですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 先ほどの答弁の中で、前倒して今回この1筆購入したよということあったのですけれども、今土地の評価等も上がってきているのですけれども、算定方式とか、例えば土地鑑定士を入れて評価したものなのか。それとも、物価高騰している分を含めたのか、算定をどのように行ったのか、その辺をお聞かせください。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。鑑定士のほうで鑑定させていただいております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 適正価格で購入しているというふうに思います。

もう一点ちょっと確認しましょう。先ほどの資料もらって、またちょっと確認させていただきたいと思いますので、資料のほうよろしく願います。以上です。

○石川慶 委員長 それでは、ほかにありましたらお願いいたします。

宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく願います。補正予算書の33ページの2款2項2目賦課徴収費の説明欄03の徴収事務運営費の過誤納金還付金700万円について伺います。この700万円のその理由と、たくさんあると難しいかもしれないのですけれども、何に対する過誤納付なのか、説明をいただきたい。

○石川慶 委員長 納税課長。

○納税課長 御質疑にお願いいたします。まず、過誤納金還付金700万円の補正増についてですけれども、今年度のこの補正増、何の税というところでまずお答えします。

この過誤納金還付金というのが、過年度分の税金について、市民や法人なのですけれども、税金の計算の見直しといいますか、申告に基づいて過年度分が減になったものをお返しするというのが過誤納金還付金ということの予算からお返ししています。

全税目ということではあるのですが、主に法人市民税の還付額の増が大きいということと、あと個人市民税も、この2種類、税目についてはこれまでの1年間、4月から9月までの期間での還付金が結構出たものですから、今後も見据えて、今回増額をさせていただいております。

追加で、件数についてですけれども、これはこれまでの件数というのはどうにかお答えできますけれども、今後何件かというのは、これは個人、法人の今後の申告によるものになってきますので、私たちのほうでは件数ははっきりと示すことができないということになります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます、大きく2つパターンがあるから、1つは制度が変わった結果、税金が変わって、結果、多く収めてしまっている中でちゃんと返しましょうということなのかなと思うのですが、本来は何かしらミスがあって、間違いで多く払ってしまったという、納めていただいたので、ちゃんと返しましょうという、主に2つかなと思っているのです。

そんな中で、今おっしゃったのは、どちらかというと制度とか見直しをした結果を返さなければいけなかったということだと思うのですが、精算した結果、これだけ過誤納付があったからという見積りをしたと思うのですが、予測を立ててこの700万円という金が出てきたと思うのですが、この予測を立てたときの人数は何名ぐらいとかというそういったものないということですか。

○石川慶 委員長 納税課長。

○納税課長 この過誤納金還付の仕組みなのですが、納税義務者による確定申告とか、修正申告などによって、過去の税金の計算が間違っていたというわけでもないのですが、例えば控除額の追加だったりとか、そういったものを行った結果の税金計算し直した後に、では多過ぎたから返しますというところになるのですが、これ計算するのは私たちではなくて、法人市民税だとすると、まずは国税の法人税を会社、企業のほうで計算をし直して、その残り、市民税までも影響してきますので、そういった経緯があって、税金の金額が修正されて、納めた分を返さないといけなくなるという原因になりますので、御本人の申告によるものです。私たちの計算ミスとかではないです。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。御説明は何とか理解できたかなというものもあるのですが、そうするとこの700万円の根拠が分からない。

○石川慶 委員長 納税課長。

○納税課長 この根拠というところなのですが、まず今年度の還付金の計算、700万円程度今後とも必要として見込んだのは、今年度の過誤納金還付金の予算の執行率ですが、議会に上程するタイミングで9月末の執行額を参考にさせていただいているのですが、それが約3,043万円となっていて、これは本年度予算額の72%に相当しているということです。ですので、上半期で大分73%をもう執行しているものですから、残りの下半期の部分では足りなくなるということを過去の経緯も見ながら推定を行いまして、今回、700万円の金額分を必要とするのではないかとということで、予測値ということになるのですが、

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっと僕の理解が間違っていた。計算して人数とかが出てきて、そこから積み上げたのかなというふうに理解していたのですけれども、今の御説明で、スケジュール、年度の計画と執行率とかを考慮した上での計算が根拠というふうになるわけですね。分かりました。ありがとうございます。理解できました。

ちなみに、これは大体毎年今頃こういう感じでやるのですか。それとも、何か不足しそうだなどというのが分かれば、補正予算で上げる感じですか。

○石川慶 委員長 納税課長。

○納税課長 執行額を見ながら、この状況を確認しながら補正が必要とされる時期で補正増をやることにしています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 丁寧な御説明ありがとうございます。これに関しては以上です。

あと1件だけちょっとお願いします。36ページの2款5項1目の統計調査費の説明欄04の国勢調査事業で、これ報酬の話なので、聞いていいかちょっと分からないのですけれども、国勢調査は今年度だと思うのですけれども、実際この事業の終了予定はいつ頃ですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。県への提出につきましては、今週末となっております、ちょっと今若干遅れ気味ではあるのですが、その予定で動いております。

ただ、今後、県に提出して県のほうでまたチェックが入って、今度また国のほうでチェックということになりますので、年度中はどうしてもやっぱりやり取りが出てくるのかなと。ただ、会計年度任用職員を今5名採用しております、そのうち4名につきましては12月、今月いっぱい任期切れということになります。あとはもう職員のほうで対応していくということになります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今の説明で少しちょっと分かったのですけれども、国勢調査員という方々もいらっしゃると思うのですけれども、この方々とこの会計年度任用職員とは別ですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。国勢調査の調査員、あと指導員につきましては、要は総務省の臨時的な国家公務員という扱いになりまして、国から手当というふうになります。今回の会計年度任用職員に関しましては、我々のほうでこの事務を行うために採用した会計年度任用職員ということになりますので、こちらで人件費の分を計上させていただいているというところでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この国勢調査員の方がなかなか集まらなくて、実際、市の職員が、もしかしたら会計年度職員かもしれないのですけれども、頑張らなければいけないような状況になっているような話を聞いたことがあるのですけれども、現状どうですか。

聞きたかったのは、この予算、報酬、今回、賃金上昇に伴って上げていると思うのですけれども、足りているのかなという懸念があってこの質疑させていただいています。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。一般の方々が調査員として登録できるのですけれども、正直なところ、

なかなか担い手が少ないというところはもう懸念材料になっております。

先ほども御説明したとおり、臨時的国家公務員になりますので、手当が十分かどうかというのは我々ではちょっと判断はできないのですけれども、会計年度任用職員につきましてはあくまで我々の国勢調査の事務、統計系の事務をするところになりますので、市の規定に基づいて採用していくと。この調査員、指導員に関しましては、宜野湾市が上乗せしてということもできませんので、その辺を調査員、指導員に御理解いただいていくしかないのかなと。毎年、調査員の育成というか、そういった形でやってはいるのですが、担い手が少ないというのが現状でございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。毎年こういうことが起きている……

○企画部次長 毎回です。

○宮城政司 委員 5年に1度ですから、国勢調査のたびにそういうことが起きているということだと思うのですけれども、職員負担が増えていないかという心配があるのです。そこは、皆さんでフォローされて対応していただいているのかな、もしくは職員の負担はそんなに増えていなくて大丈夫だろうということか、そこをちょっと伺いたいのですけれども。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。正直なところ職員の負担は大きいものだと思っております。今、かなりの職員を動員してチェック作業を夜までやらせていただいているという状況ではございます。確かにちょっと負担は大きいのかなと。ただ、5年に1度ですので、ちょっと頑張ってもらっているというところではございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この会計年度任用職員の報酬等が計上されていると思うので、また付加的な部分では大丈夫かなと思うのですけれども、職員の件はしっかり皆さんにフォローしていただくようお願いいたします。終わります。以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その国勢調査の件に関して少し、今、調査をして集計中ということなのですから、もし分かる部分があれば、まず調査員がいてもなかなか調査に応じてくれない方々がいるということを聞いているのですけれども、調査率とかあるいは宜野湾市の場合、どれぐらいの調査がされているかというのも、もう速報なり何でも分かる部分だけでいいですので、出してあるのかどうか答弁をお願いします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。昨日時点の回答率がございまして、回答率が今56.7%となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これについては、やっぱり年々本市としても下がってきているという状況なのではないか。これは5年に1度行われるのですけれども、どんな状況ですか。前回のちょっと分からないものですから。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。正直なところ年々下がってきているというのが現状ではございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その対応策というのは、国のほうも、報道ぐらいしか分からないですけれども、なかなか見つけ切れないということなのですから、何かあるような、そういった指示とかはないのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。制度の問題もあるとは思いますが、今回、総務省からはネット回答を押しておりまして、本市でも先ほど56.7%と御答弁申し上げましたけれども、うちネット回答が30.9%でございます。半分以上はネットで回答していただいているというところで、その分は調査員の負担は減っているのかなというところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この国勢調査は、いろんな地方自治体の本当に指標となって、予算にも影響してくるかとは思いますが、以上分かりました。厳しい状況であるということで、改善が必要だとは思いますが、本当に御苦労さまです。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 2点ほど、先ほど債務負担分の21から27の資料請求をしたのですが、その会社が市内なのか県内なのか、その辺のこともお願いします。それから、継続になっているかということと、あと入札のこともし公開できたらお願いいたします。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 プリティ宮城ちえ委員がおっしゃったのは、契約の方法と市内か市外かというこの2つの資料提供してまいります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 議案第62号の1ページの歳入のところの14款使用料及び手数料というところですが、この上から3つ目の14使用料及び手数料についての詳細な資料を出していただけたらと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 市民会館使用料となっていますので、教育委員会です。

○石川慶 委員長 後ほどこれ質疑お願いします。教育委員会のときに、お願いします。よろしいですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい、以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 すみません、ちょっと1時間過ぎていますので、15分まで休憩にしたいと思います。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時05分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時15分）

○石川慶 委員長 引き続き、2款、14款について質疑がありましたらお願いいたします。

伊波一男委員。

○伊波一男 委員 お願いします。30ページ、2款1項1目01の職員給与でございますが、その中の一般職退職手当、内訳、人数的なもの、もしくは内容的なものの御説明をお願いします。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。2款1項1目、30ページです。一般職退職手当の8,521万円についてなのですが、勸奨退職がございまして4名、それから退職手当及び給与表の遡及改

定に伴う退職手当の差額の計上という部分もございますので、今年度、この4名の勧奨退職の方とは別に、6月と9月に退職した職員もおりましたので、その方々への遡及に伴う差額分の支給も入っております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 勧奨4名と6月、9月に退職した方の差額分が発生しているので、ここに追加していますという形ですね。

通常、皆様方が計算する一般退職者というのは、今年度の予定者はあとのくらいいるのですか。来年の4月1日からは、3月31日まで勤めるのか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 令和7年度については62歳が定年の年齢になります。今年度については、定年退職者はいない年になります。その関係で、当初予算では1名の、これは施設管理員の方なのですが、この方については62歳が定年退職の年になりますので、この方の1名分だけ計上していたところではあったのですが、今年度に入って、御本人たちの意向によって勧奨で退職される方が例年何名かおりますので、その場合は補正などによって計上させていただいております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 分かりました。令和7年度は62歳定年で、いない年、例えば令和8年出てくるのかなと思いました。

なかなか一般退職されても、そのまま再任用するケースもあれば、そのまま退職して、別のところでやる方もいるのですが、基本的には再任用をお薦めされているのか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 その年度で退職される方々については、当該年度で本人の意向調査を取っております。そのまま退職されるのか、再任用を希望されるのかというような意向調査をして、人事課としては対応しております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 参考まででいいのですが、それぞれ給与は違うと思うのですが、再任用される場合、給料はどの程度、一般の勤務をしていたときとの違いはあるのですか。何割減ですとか、分からないの。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 おおよそではあるのですが、再任用職員は常勤職員としてではなくて、再任用短時間勤務という形になります。ですので、週30時間もしくは週31時間のような勤務になりますので、おおむね7割程度ぐらいに給与は下がるような形となります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。理解しました。

では、そのまま続けていいですか。

○石川慶 委員長 はい。

○伊波一男 委員 そこの下のほうに下がって、31ページの2款1項2目の文書広報費というのがあります。印刷製本代の物価が高くなったいろいろな資材高騰の中で730万円、印刷物を減らしたのか、それともどうい

った形でこの金額減が発生したのか、当初より減ったということですよね。その点御説明もらえますか。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。こちら入札残による不用という形で計上させていただいております。

○伊波一男 委員 もう一度お願いします。

○秘書広報課長 当初予算に対して、入札による減という形での補正減させていただいております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。入札残であったという形です。年度で当初、入札はかけると思うのですが、それが今頃入札残で出てくるというのはどういった形なのですか。逆に言えば、4月から契約をして翌年の3月まで契約されると思うのですが、入札残というのは入札が遅いということですか。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 こちらは債務負担行為で3月に入札を行っているところなのですが、9月、12月の補正タイミングがございますが、今回12月という形で補正減を計上させていただいたところでございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 多分競争入札やられていると思うので、競争入札の中で、入札時期はいつですか。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 入札時期につきましては、債務負担行為により3月に入札を行っているところでございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 前の3月にやるということは、この12月まで補正をしなかった理由は何ですか。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 当初、9月の補正を検討しているところですが、ページの増であったり、いろんなことが想定されましたので、一旦9月は見送りまして、12月の補正ということで計上させていただいたところでございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ほぼ8か月近く補正を組んでいないというのがあるものですから、結局入札した金額、当初の債務負担行為でやった上限額を下回った金額で応札してもらったと。そして、その企業としっかり継続されてはいるけれども、このタイムラグがすごいのだなと。普通はもうすぐ6月ぐらいに出てきてもおかしくないのではないかなと思ったものですから、確認をさせていただきました。

結局、ここまで安いのか高いのかが分からないというのがあったものですから、安く抑えられたというのはよかった。ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに。上地安之委員。

○上地安之 委員 37ページ、2款6項1目、監査委員事務運営費の減額423万4,000円、会計年度任用職員報酬の減額というふうに書いてありますけれども、この説明いただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 ちょっと確認をして、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時26分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時26分）

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 金額が金額だけに、もしかしたら当初予算に計上して任用されていなかったかもしれないのではないかなと。これは、今、詳細は答えられないというのであれば、これ休憩時間に確認しなさいということになるのでしょうか。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時26分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時27分）

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 補正予算全般を見ますと、職員の給与増、会計年度任用職員の報酬増、これ人事院勧告に基づくような内容になっているのですか。そのことからまず確認させてください。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 上地委員の御質疑にお答えいたします。そうですね。1款から10款まで給与、それから給料、それから期末勤勉手当、各款に補正がなされていると思います。委員おっしゃるとおり人事院勧告に基づいて、今回議案のほうも職員給与の条例と会計年度任用職員の条例も一緒に合わせて上程させていただいておりますけれども、補正に関してはこういった人勧に基づいた形での補正とさせていただいております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 人勧に基づく正職員、会計年度任用職員、勤勉手当を含めた増額が計上されていると、それは宜野湾市は、この人事院勧告というのは、国の人事院勧告の内容に基づいて実施をしているのですか。それからまず確認。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 本市の対応としましては、まず県の状況も確認するのですけれども、県は国の対応に準じた形でされます。また、県には県の人事委員会がございますので、県としては国も参考にしながら、県の人事委員会の勧告に基づいて対応していると、市レベルでは、この国や県、それから近隣の市の対応なども確認しながら、例年こういった議案関係を上程させていただいております。補正も含めてです。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 つまり、国の勧告に基づいて宜野湾市は、その都度対応されているというふうに理解していいの。それで、実は国の勧告内容と県の人事委員会の内容というのは、この改定率や配分云々というのは若干違うわけです。これ同一内容になっていますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 今議会で資料として提出させていただいております資料、お手元にご覧いただけますか。人事課作成の議案第69号、宜野湾職員に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第70号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正ということで、横の様式の資料、本会議でもこの内容について

ちょっと説明をさせていただいておりますが、お手元にございますでしょうか。

資料の上のほうが令和7年度の人事院勧告の内容ということで、国と県、月例給、ボーナス、ほぼ対応が一緒の形としております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、資料としてお願いしたいのですが、これ人事院勧告、国の人事院というのは、これ国会に勧告しますよね。国会に勧告するのですよ。沖縄県については県議会等に勧告していくような流れだと思うのだけれども、宜野湾市は国の勧告に沿って、県の内容も精査をして、勧告があるたびに増減については、宜野湾市もその勧告の内容に沿って対応されておりますよね。これまでのこの数年間のその実績というのかな、勧告に基づく市の対応方について、それぞれ資料として出していただけませんか。

（「休憩ちょっとよろしいでしょうか」という者あり）

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時32分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時34分）

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 近年についてはほとんど増額なのです。しかし、以前は、民間給与が下回っているというような勧告内容もあった。そのときにも宜野湾市はその対応されたのか分からないけれども、そういった経緯をちょっと見たいのです。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 今、上地委員おっしゃるこれまでの対応についての資料、準備して提出したいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは、4月から全て遡及手当にしていけますか。勤勉手当、給与、会計年度任用職員報酬については、4月から全て遡及手当をしていくと、その支出はいつ頃予定されていますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 12月10日にボーナスの支給日になります。例年では、通常は11月の臨時議会等で審議していただいて、12月10日のボーナス支給時にその内容を反映した形でお支払いをするのですが、今回はちょっと国の法案等が遅れてございましたので、今議会、12月議会で提案させていただいておりますけれども、12月10日時点では通常のこれまでの支給率で支給をさせていただいて、差額については25日の給料日に差額という形でお支払いする形としています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それから、予算というのは、会計区分というふうに地方自治法の中でも言われていると思うのだけれども、今回人事院勧告の増額に伴う給与については、これ一般会計で全て対応ですか。それから会計年度任用職員は、特別会計の業務を担っているところについては、会計区分の位置づけとして、特別会計の中でそれは示していくと思うのだけれども、その制度、仕組みはどうなっていますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 委員おっしゃるように、一般会計は一般会計、特別会計は特別会計というような形で対応する形となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これ正職員も会計年度任用職員も一緒ですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。つまり、会計年度任用職員、会計区分という一つの位置づけになるのだけれども、一般会計で全てに反映するというのはこれ不可能だということですね。やってはならないということだね。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑にお答えいたします。特別会計区分のものについての歳出となりますので、特別会計の歳出に関する事項については、特別会計のほうで計上しているという形になっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 最後に、先ほどの資料お願いしましたがけれども、もう一点、人事院が民間企業に対して、給与形態等の調査がある。その民間企業の基準条件というのは何ですか。それは国が示しているのですか。それから、それが大都市圏と地方というのはまた若干様子は違うのです。沖縄県の人事委員会の民間企業の抽出、企業の条件等はどのようになっているのか説明いただけますか。これも資料としてできたらいいです。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 お答えいたします。そうですね、人事委員会は、この給与の比較方法というものは、これまで企業の規模、50人以上というところで比較をしていたところ、今回、見直しをしたようで企業規模100人以上という形を取ったようです。これは、国の人事委員会の比較方法の見直しという形を取っているようです、今回。県は、これまでどおり企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内442の民間企業から133事業所を無作為抽出して、本年4月分の給与について実地調査をした。その結果での人事委員会の勧告となったようです。

委員おっしゃる資料については、この内容になりますけれども、資料として提出したいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今説明した内容の資料としてお願いできますか。国のこれまでは従業員数50人を一つの対象の企業だったのですがけれども、これ100人に変わったのでしょうか。そして、何社程度に抽出されたのか、国、そして沖縄県が従業員人数をどれだけの規模、そしてどれだけの数の対象にこの調査を入れたのか、それも紙ベースで資料として提出いただけますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 提出してまいります。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑がありましたらお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 少し地方債の補正について伺いたいと思います。

11ページなのですけれども、今回、地方債の限度額を増額するという事で資料として出ているのですが、この限度額を増額については総務債、それから社会福祉施設債、道路橋梁債もいずれも増額なので、総務債の場合の説明お聞きすると、普天間の再開発とかのその予算に充てたいということなのですけれども、そこら辺もう一度説明いただけないでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 御質疑にお答えいたします。補正予算書28ページ、22款1項1目、説明欄の普天間飛行場周辺まちづくり事業債でございますが、1,660万円計上してございます。これは、先ほど平安座委員にも御説明した土地購入費の前倒し分の補助の裏に充てるための起債でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それについては理解しました。予算書の後ろのほうに地方債の現在高がございます。74ページの前年度及び年度末現在高見込額のところにあるのですけれども、これについて今回こういった形で増額補正すると、やはり市の地方債の合計も出てくると思うのです。今回、この資料から見ると、今年度は300億円を超えているということで、その場合に当該年度の、起債の見込みとそれから元金の償還とかいろいろ差し引いた形になっているのですけれども、この300億円になるというのは、12月の補正の予算ですけれども、これ最終補正ではなくて、さらにこれから地方債の補正があると思うのですけれども、少し借金のほうが伸びてきているのではないかなと思うのですけれども、これについては、皆さんやはりその増額も見ながら、あるいはまた事業も進めていかないといけないわけですので、事業を進める財源が必要となってきますから、そういった形でのもので、この74ページの合計の欄は、これで落ち着くのかなと思うのですけれども、それについてもちょっと答弁できますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑にお願いいたします。こちら、74ページの地方債の残高の見込額が書かれておりますが、こちらは12月、今回の補正時点での見込額という形になっていきます。前年度の現在高から確かに30億円程度増額していくというような見込みで今記載をさせていただいているところではございます。

ただし、3月補正のほうで、事業のこの不用額等の整理を行ってまいりますので、その中で、事業費の減額に合わせて地方債、そういった財源の減額等も行なってまいりますので、これ以上増えるということはおもう想定はしておりません。ここから減らしていくという形で、3月補正で事業費の減と合わせて財源の減額していきますので、地方債のほうは減額していくことになると思います。

さらにまた、もう決算ベースで借りる額というのはさらにまた下がっていく可能性というのはございますので、そこはまた決算のきに報告をさせていただくという形になります。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今の答弁によりまして、これはもう見込額ということもちろんそうですけれども、コミュニティ事業とかこれからいろいろまた、例えばそれ以外の地方債を利用して事業をするということが発生するかもしれないですけれども、そういった予想というのはもうないということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑にお答えいたします。コミュニティ施設であったり、その辺はまた来年度以降、地方債の活用というところはまた当初予算のほうでお見せしていくことになります。今年度、令和7年度についてはこれ以上の額になることは想定をしてございません。減額のほうに推移していくとは思っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 最後、その起債の方法等、ここに書かれている利率要件ありますよね。それから、償還

期限というのがあるのですけれども、その年度内の期間中に、例えば利息を抑えて利用できるというふうなものがあれば、やっぱりそういったものは借換えとか、そういったものもできると思うのですけれども、ここにちゃんと書かれているのですけれども、そういった例もこの中にはあるのですか。もう一旦起債を起したら、もうそれで30年間ずっとやっていくという形になる、途中の変更はあり得る、やったことがあるかどうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑にお答えいたします。いわゆる借換の件に関しては、借りる際に相手方との契約内容に対して、例えば10年見直しだったり、20年見直しという方法ももちろんございまして、特に臨時財政対策債に関しては、国のほうから借入れをしているところではございますので、ここは必ず10年の見直しということになっておりますので、以前に借りたものに関しては、結構低金利の時代で以前まで続いておりまして、そのとき10年見直しという時期に来たときには、かなり額の利率の軽減等ございましたので、そういった変更等はございました。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 臨時対策債以外では、そういった借換えとかはなかなか起きないということで、今の答弁からすると、ないということでもいいのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 どういった借り方が利率が安いとか、償還のシミュレーションをしていく中で、なかなか見直しということは、今現在選択はしていないところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。では、今回、総務省の普天間の開発に関する増額の件だということでお聞きしましたので、それはそういった形でどうしても進めていかないといけない事業ですので、ぜひやっていただきたいと思います。懸念するのは、現在高が増えている、そういった市債が増えてしまえば、次年度あるいはその次の年度に新しい事業がなかなかできなくなってくる、見込みもできなくなってくるということですから、そういったところは重々細心の注意を払いながらやっていかないといけないと思いますけれども、増える傾向にあるのは市の事業の柔軟性というのでしょうか、これから市民のための事業が滞ってしまうのではないかなという心配がございますので、それについてはやはり皆さんの予想としては、これ以上その市債を増やさないような方法というのも考えていらっしゃるかどうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑にお答えいたします。地方債の発行については建設事業等行っていくためには、もうどうしても必要になってくるような財源だとは考えておりますが、可能な限り市債の発行も確かに公債費のほうに回っていきますので、高率補助のほうを多く獲得して市債のほうを減らしていくというような検討させていただいているところでございます。

○我如古盛英 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。なければ進めてもよろしいですか。財政課長。

○財政課長 先ほど答弁保留させていただいておりました件について、お答えいたします。土地委員のほうから予算書の37ページ、2款6項1目監査委員費の説明欄02の監査委員事務運営費の会計年度任用職員報酬423万4,000円の減額でございますが、毎年、課ごとに職員はどれぐらい配置するという形で決定していると

ころなのですが、その中でこの監査委員事務局のほうで会計年度任用職員を2名程度配置するというところで想定していたところなのですが、実際には3月末に、この会計年度任用職員を想定していたところに、再任用職員2名配置をしたということで、会計年度任用職員の採用が不用になったということでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 会計年度任用職員の配置を優先して予算計上した。実際には、定年をされた再任用職員2名配置をした。会計年度任用職員の募集費用については、12月議会で補正減をした。業務そのものは影響がなかったのか分かりませんが、職員の退職後の再任用ですか、これいつから配置をされましたか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 上地委員の御質疑にお答えします。今、財政課長が答弁した内容について、補足させていただきますけれども、監査委員事務局の職員配置について、例年、会計年度任用職員を配置していたところだったのでしたけれども、先ほど伊波一男委員が御質疑した再任用のところでも説明しましたが、本人たちへ配置先の意向調査を取ります。例年、その意向調査をして任用のための選考委員会を2月頃に実施して、次年度、4月1日以降、再任用として任用していこうというのが決まっています。当初予算の編成時期を11月頃から作業していきまして、この再任用が配置されるかどうかというのがその時点では不明でありまして、2月末、3月あたりに職員の内示を行いますので、それで正式決定されるものですから、当初は、監査委員事務局としては再任用が配置されるかどうか分からない。例年どおりの会計年度任用職員を予定して任用しているのですけれども、人事的な決定から再任用職員を配置するというので、今回この予算が不用になったというような流れとなっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 言っていることは分かるような。確認したいのは、4月1日から退職職員の再雇用された方々の配置がされたわけでしょう。配置がされた。その費用はどこに計上されていますか。

それから、会計年度任用職員も配置予定をしていて、当初予算にもこれ計上したわけでしょう。ところが、配置ができなくなった。配置ができない理由については、新たな職員の配置がされたからというようなことになるのでしょうか。であれば、その補正減は今ではないでしょう。職務に影響出なかったかなとも思ったわけ。職務に影響も出ない、会計年度任用職員の配置の予算を計上したぐらいの年度末の2月あたりに職員の退職に伴う再雇用の方2名を配置をしていった、それはそれで構わないわけ、そうであれば放置したらだめですよ。全然おかしい、それは。それ明らかにおかしい、こんなやり方は。職員を配置していながら、その放置をしているというのは、これは予算の取扱い、非常によくないです。明らかではないですか。これは配置ができるのではないかなということで時間が経過していて、この12月議会で補正減の処理をするというのだったらまだ理解できます。年度末の2月に配置できるというのが出た。ところが、それは予算の計上だから1月、2月にはその当初予算の準備をしなくてはならない。よって、それも不透明だから、会計年度任用職員の予算計上の準備をしていくというのは、それは流れとしては当然分かる。処理の仕方はもう明らかに、配置をされているにもかかわらず、それを放置をしているというのは、誰がこの予算見たときには、職員配置できなかったのだろうかと、何名だろうと、これだけの金額は2名なのかなとか思ったりするわけ、では職務はどうだったのだろうかと、今答弁聞いたら、いやいやこれは別の職員が配置されましたよと、財政課長どうですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○**財政課長** ただいまの御質疑にお答えいたします。今御指摘がありましたとおり、この人の配置による補正減等については、基本的には9月議会のほうで出していただいたところではございますが、この件に関しても9月の補正で減額するべきではあったなと思っております。基本的には、もう9月でできる限り整理させていただいているところではございますので、早めに整理していただくように、今後していきたいと思っております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 配置をされなかった会計年度任用職員は、12月議会で補正減をしていくのだけれども、正職員から定年をされた、再雇用された2名の配置の人件費についてはどこで計上されていますか。

○**石川慶 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 御答弁申し上げます。ページで言いますと、今回の補正予算のほうのページの30ページ、2款1項1目の一般管理費、その説明欄08で、今回この予算、マイナス160万円程度計上している部分がございます。こちらのほうで例年は予算を計上しております。今回の補正160万円、補正減の内容ですけれども、当初予算で15名分計上していたところ、お二人程度本人たちが再任用を希望しなかったというところもあって、この部分を補正減をしているところです。

例年、補正予算は9月と12月、それから3月に徐々に補正をしていっているところでした、人勧なども見据えた形で一気に補正減を取ることではなくて、人勧に備えて少しずつ予算を減額していっているというような形となっております。以上です。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 再任用短期間勤務職員で監査委員事務局も2名職員を支出されたわけね、その配置をされたということですよね。それは、それで業務は問題なかったことが見えてきますけれども、しかし処理の仕方というのは、当局側でも詳細は分からないのだけれども、恐らく採用がままならなかったのではないかと、誰でもそう思うわけ、ところが今新たに確認したところ、それは別の職員が配置をされて、予算もまた別で対応されていて、その予算措置については12月議会で減額の処理をするという流れになっているわけでしょう。それは、今後、それはまたスムーズに対応できるようにしていただきたいと思います。以上です。

○**石川慶 委員長** では、進めていきましょう。

では、午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時2分）

◆午後の会議◆

○**石川慶 委員長** 再開いたします。（午後1時32分）

これより午後の会議を進めてまいります。午前に引き続き、議案第62号に対する質疑を許します。

その前に、総務部次長より御説明がありますので、お願いいたします。

○**総務部次長** こんにちは。午前中、上地安之委員から債務負担行為における入札結果の公表についての御質疑がございましたが、その件について補足の説明となります。

宜野湾市入札結果等の公表に関する規定に基づき、入札後に入札結果報告書、これは契約件名、あと入札業者、落札者、契約金額、予定価格、最低制限価格等についてホームページ等で公表してございますので、

補足説明とさせていただきます。

○石川慶 委員長 では、質疑ありましたら挙手をお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 本会議場で資料をいただきましたので、まずその資料を基に質疑をいたします。よろしくをお願いします。

一般会計補正予算の10ページの債務負担行為の中で、学校給食設備整備事業の概要及び計画について、これは資料をいただいて、いずれも宜野湾市給食センターの更新ということになっているのですけれども、まずどうして債務負担行為で予算措置をしないと間に合わないのか、それについて説明を……

○石川慶 委員長 すみません、担当者がいません。10款の一部になっていますので、今、我如古委員言っているのは14時50分からの質疑の中で10款ありますので。

○我如古盛英 委員 文化財もそうなのかな。

○石川慶 委員長 そうです。次の時間をお願いします。

ほかに質疑ありましたら、よろしくをお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今回、例のライオンの子保育園のプンバアの返還金が計上されているのですけれども、まず1つに、27ページ、21款、11月の決算のときにも資料をいただいているのですけれども、この施設型給付費等返還金（過年度分）、その金額3,015万円が計上されておりますけれども、この内訳というのでしょうか、これは国の補助金になるわけなのですが、市も出しているのですが、その金額と、それから資料いただいた金額がきちっと合わないというのは、内訳がちょっと分からないです。この過年度分の内訳について説明をいただきたい。

それから、できれば資料も欲しいのですけれども、大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 27ページの説明欄、施設型給付費等返還金に関する過年度分3,015万円については、こちらはライオンの子保育園分プンバアの返還金のうち、3月31日までに本来は返還してもらうということで話していたのですけれども、その3月時点でお支払いができなかった部分に関して、10月15日に残りの金額、利息も含めて入ってきた分の金額になります。なので、こちらはプンバアの返還金のうちの一部になっていて、そらみライオンの子保育園の返還金と、プンバアの残りの金額については、令和7年3月31日に全てもう既に受けているものになっています。

この3月31日に返還を受けた分と、この10月に受けた返還分、全て合計して、今回、国、県に返還していくのですが、予算書42ページをお願いします。42ページ、歳出の3款2項2目の児童措置費の説明欄03施設型給付等事業の中の児童措置費国庫負担金返還金と、あとその下の児童措置費県負担金返還金、こちらの2本がそらみライオンの子保育園の国、県への返還分になります。説明欄の05地域型保育給付事業の2本、こちらはプンバアの国、県への返還金の内訳になってございます。

資料につきましては、決算審査の際に、宮城政司委員から要求いただいたものと、大体同じような内容になってしまうかなとは思いますが、資料のほうを提供したいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくをお願いします。決算のときの資料と、それから令和7年3月31日までに返納されているということなのですから、今回、補正予算に計上されている2件についても、同じような、例えば国、県あるいは市のほうに返還する形のものに区分されるのでしょうか、それについてもちょっと教え

ていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 すみません、繰り返しになりますが、令和7年3月31日で返してもらった分と、この令和7年10月に返してもらった分、それで返還金は全て市のほうに返ってきたことになります。その分を今回の補正で上げている分が国、県への返還金の額になります。令和元年から令和5年分までの返還金の額になります。

今回補正で上げさせていただいて、認められれば、今年度中に国、県のほうから納付書が届きますので、それをもって返還していくというような流れになる予定でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。今の答弁からすると、決算のときにいただいた金額は総額で、その中に今回の27ページと、それから先ほどの42ページの分と、先ほど質疑をいたしました分が含まれているということに理解していいでしょうか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 27ページの分は、10月にまだ未返還だった分のブンバァから返還された300万円になります。それ以外の返還金については、前年度の最終日、令和7年3月31日に返還をいただいています。42ページの部分は、返還を受けたもののうち、こちらから国、県に返す分、歳出、支出する分になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。これによって、これまで不正に支出したものが全額宜野湾市の分は回収ということで理解していいでしょうか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それで、不正に有した、あるいはそういったことで支給された金額は入ってきました。市にも入るし、国、県にも、それから利息も入っているのですけれども、入ってきた分は当然なことなのですから、それについて宜野湾市のほうからそらみライオンの子保育園、ライオンの子保育園ブンバァを運営する側に何かの行政指導みたいな形のものについては行われているのでしょうか。それとも、これからになるのでしょうか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 そらみライオンの子保育園とライオンの子保育園ブンバァに対する行政処分につきましては、前年度の令和7年3月1日から新規受入れ停止の行政処分を1年間出していて、その行政処分の期間が2月末まで、令和8年2月28日までがその1年間、新規受入れ停止の行政処分の期間となっています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 行政としての不正受給に対する処分というのは、これまで述べられたとおりの新規受入れの停止と、その両園とも受入れを禁止したということになるのですか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 2園とも同じ1年間の新規受入れ停止処分になっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 新聞報道によりますと、小規模保育のブンバァが今期限りで閉園ということが報道に載っていたのですけれども、それも市のほうとしては関知していらっしゃるのでしょうか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 事業者のほうからお話受けて、ライオンの子ホールディングスさんが保護者説明会をした際にも同席させていただきました。その際の説明では、12月末でブンバァのほうは閉園するということで、保護者のほうに説明がありました。

それを受けて、宜野湾市としては、今現在、ブンバァのほうに、受入れ児童が1歳児がお二人、2歳児が5名、合計7名の在園児がいるのですが、その7名については、閉園した後の受皿として、うなばら保育所のほうで受け入れする準備をもう既に進めています。入所前の面談とかも既に行っている状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 次年度の4月1日からは、うなばら保育園で受け入れるということですが、うなばら保育園は閉園するということを伺っているのですけれども、今の答弁でよろしいですか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 うなばら保育所で受け入れするのは、1月から3月の予定です。4月にはそれぞれ保護者の希望する別の園への入所調整も並行して行っている状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 行政としてはそういった措置をされていると、これからはやはり不正受給もやっぱりあるべき姿ではないと、悪質性とか、あるいは保護者の皆さんとか市、あるいは県のその意向というのでしょうか、子供たちを預かっているから、事前の運動でそういうことがないだろうということで、しっかりとした調査等はやっていなかったかもしれないのですけれども、そういったことが起こった時点、それと同時に、これは那覇市あるいは浦添市に設置してある一連の同じ系列の企業もあるし、それから保育園もあるのですけれども、それに対するほかの措置、あるいは刑事罰というのでしょうか、告発とかそういったものは考えられているのでしょうか。もし情報としてあればお伺いしたいと思います。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 刑事告訴については、今現在、沖縄県と那覇市、浦添市さんとも調整した上で、できるだけ早いうちに刑事告訴をしていきたいということで協議を進めているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 さらに、こういったことが起こるということは、やはり制度上の少し欠陥とまでは言わないのですけれども、やっぱり付け込む隙があるような制度になっているのではないかなとも思いますし、また起こってはいけないことが起こっているわけですから、やはりしっかりした原因と、それからこれからの再発防止、あるいはほかの保育行政以外の会合とか、いろんな老人福祉に関しても、福祉に関する大事な予算あるいは制度ですので、しっかり解明できるような方法でやっていただければ、宜野湾市としてはそこを指導してやっていただければと思うのですが、以上で終わります。

○石川慶 委員長 ほかに質疑がありましたらお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくお願ひします。予算書41ページ3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の説明欄の03の宜野湾市子どもの食支援事業の5万円、食料費とあるのですが、どのような対象、どこに使われたかということでお願いいたします。

○石川慶 委員長 こども家庭課長。

○こども家庭課長 お答え申し上げます。予算書41ページ、3款2項1目、説明欄が03宜野湾市子どもの食支援事業、こちらの補正の額自体はゼロ円でございますが、消耗品費を5万円の減額、そしてそこから食料費へ5万円の増額ということで計上してございます。こちらは、子どもの食を支える基金のほうを活用している事業でございまして、市内の子供の居場所等々で、子供たちのイベントなどが開催されるときに、食料品であったり食材の購入費であったりとか、そういうところに使っている予算でございます。

今回、消耗品費で買えるものが調理前の例えばお野菜であったりお米であったり、そういう調理前のものを買うのが消耗品費でございまして、そこは使いづらいということから、5万円だけは調理済みのおにぎりを買ったりですとか、お弁当を買ったりですとかそういうところが食料費で購入することになりますので、ちょっと使い勝手も考えまして5万円だけを食料費に組替えをさせてもらっております。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。これ前の村田さんという方のあれですか。亡くなったときに寄附されたお金ですか。

○こども家庭課長 そうです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。続いて、45ページの3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費の中で、生活扶助費というお金がありますが、これについて説明をしていただけますか。どういうことに使われたかということ。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 3款3項2目扶助費、説明欄01生活保護事業の中の44ページ、45ページに移りまして、生活扶助費です。生活扶助費の内容になりますか。

○プリティ宮城ちえ 委員 何か多岐にわたるって聞いたのですけれども、どういうことに使われているのか。

○保護課長 生活扶助は、生活に係る全ての項目といたしますが、水道料金であったりとか電気料金であったり、日常的な基本的な生活に必要とされるものが対象となっている扶助となっています。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。続いて、次のページの46ページなののですけれども、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で、説明欄の子宮頸がん検診における健康管理システム改修事業費というのがあるのですが、その説明お願いできますか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 4款1項2目予防費の子宮頸がん検診における健康管理システム改修事業費の11万円についてですけれども、この部分は、歳入の18ページの国庫支出金の15款2項3目衛生費国庫補助金の部分に当たる節が疾病予防対策事業費等補助金の部分になります。これは、子宮頸がんのがん検診の中に、子宮頸がんの入り口の細胞を取って、がん細胞がないかをする検査と、また新たに子宮頸部に付着しているパピローマウイルスを検出する新しい検査が出まして、それを検査した際に、私たちのほうで検査結果を取り込むための健康カルテ、健康管理システム、そこに取り込むためのシステム改修の費用となります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ありがとうございます。続いて、同じ予防費の中の02で予防接種

事業の1,600万円の返還金があるのですけれども、これはどうしてでしょうか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 歳出の4款1項2目、ページで言いますと46ページです。説明欄の02予防接種事業の返還金の部分です。この返還金については2項目ございまして、1つが緊急風疹抗体検査事業補助金で、風疹の抗体検査をする補助金となっております。当初は212件で見積もってございましたけれども、実績として176件、36件ほどちょっと少ない実績となりまして、その部分の返還金が10万7,000円発生しております。

もう一つが新型コロナ接種事業国庫支出金で、これは令和5年度末に実施した分の返還の事業になっております。令和5年度臨時接種をまだやっている時代に、年度末駆け込みの接種等の見込みを少し入れておりましたが、思いのほか接種が伸びなかったというところの返還金となります。大きなものとしては、補助金の部分で1,000万円ほど減っております。

内容としましては、国保連への接種費用の手数料の部分であったり、あと予約システムを当時使っておりましたが、システムの予約をせずとも接種者が急激に減ってきたということで、システムを使わずに医療機関で個別で予約を取る体制に切り替えたので、その部分の経費を執行せずに済んだというところ、あと負担金の部分については約600万円ぐらい出ておりますが、その接種の見込みとして、令和6年の1月から3月までの最後の年度末の接種の見込みを3,900件ほど見込んでいたところ、実際は1,300件ほどになったということで、その部分の不用の額が出たというところの変化となります。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 それは、緊急風疹と新型コロナの予防接種おけるもの、2つですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今回の予防接種事業の返還金については、その2点、緊急風疹抗体検査の事業の返還金と、あと新型コロナ接種事業の返還金の2つの金額合わせての返還となります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 予防接種のみで、その副作用とか被害におけるものとは全然別ですか、予防接種のみ。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 そのとおりになります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 以上です。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑ありましたらお願いいたします。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。我如古盛英委員と重複したら申し訳ないです。42ページ、3款2項2目の説明欄03の施設型給付等事業と、05の地域型保育給付事業に関してなののですけれども、決算審査のときに資料いただいております、ありがとうございます。この資料にあるとおり、返還された金額を今回補正予算計上されているというふうに理解しているのですが、利息も発生しています。この利息の根拠、どういった根拠なのですか。利率というのですか、何か要綱があるとか、この返還、不正受給などがあった場合に返還するに当たって、期間、令和元年から令和5年の5年間、5年前の一番利息が高くなってくるのですけれども、この辺りの計算方法、どういう根拠でやられているのか説明いただけてもいいですか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○**保育こども園課長** まず、ブンバアのほう、小規模のほうに関しては、加算金という制度があって、令和4年分と令和5年分に関しては、この加算金が適用されるということで、40%のペナルティーということで、すみません、お手元に決算審査の際にお渡しした資料があれば見ていただきたいのですが、ブンバアのほうの令和4年度と令和5年度の利息等というところは、実際には加算金の金額になっていて、ほかの年度よりもちょっと高くなっています。それ以外の部分に関しては、この加算金の制度がないために、民法上の利息を適用しているというふうに伺っています。これは、那覇市さん、浦添市さんとも調整した上で、同じような対応を取らせていただいています。

○**石川慶 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。この利息というのは、今回、補正予算に上がっている返還金に含まれていないと思っているのですが、この利息というのはどこに、市に返還されるのか、どこに行っているのですか。

○**石川慶 委員長** 保育こども園課長。

○**保育こども園課長** この利息、あと加算金については、国、県に支払う必要はないということで一応聞いていますので、市の歳入に含まれてくるというふうに伺っています。

○**石川慶 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。それは今回の補正予算には含まれていないですか。それとも含まれていますか。もしくは別で計上されていますか。

○**石川慶 委員長** 保育こども園課長。

○**保育こども園課長** 今回、補正に組んでいるのは、先ほどもちょっとお話ししたブンバアの未返還だった部分の金額の総額になっていますので、この予算書27ページの3,015万円に関しては、総額になっているので、そのうち給付費が幾ら、加算金、利息が幾らというふうに一応振り分けしていないです。そらみの返還金の部分と、あとそのブンバアの残りの返還金については、令和6年度の末に入ってきたものなので、その分に関しては決算には現れてくるのですが、補正等は上げていない状況になっています。

○**石川慶 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 分かりました。あまりないケースではあると思うのですが、ちょっと確認させていただきました。

もう一点関連してなのですが、先ほど刑事告訴をする方向で検討、関係者との検討、調整、あと恐らく警察にも相談してやられていると思うのですが、刑事告訴するとき相手というのですか、というのは決まっていますか、それともまだ調査中ですか。要は、法人に対して行うのか、この元代表に対して行うのか、それは決まっているのか、まだこれから調査している段階なのか分かりますか。

○**石川慶 委員長** 保育こども園課長。

○**保育こども園課長** その点に関しては、今、弁護士だったり、浦添市、那覇市さん、県とも調整している状況ですので、今現時点ではまだ確定していない状況ですのでちょっと今この場では。

○**石川慶 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 分かりました。市のほうで出された、今年の2月ぐらいに報告書みたいなのとか読んでみると、ちょっと元代表の指示でというような表現があったりしたので、元代表に対してなのかなと思えるのがあったのですが、あくまでそれは現状を整理しただけであって、今現在、調整というか、調査中でま

だ誰がというところは決まっていないうことですね。分かりました。ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 生活保護の確認をさせていただきます。44、45ページ、生活保護費2億1,481万8,000円補正増で上げていますが、内容的なものをもう少しかみ砕いて説明をお願いします。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 44ページ、3款3項2目扶助費、説明欄01生活保護事業2億1,400万円余りの補正増なのですが、45ページのほうにその中身が少し示されております。2億1,000万円余りのうち、ほとんどが医療扶助に係るものとなっております。こちらで1億7,000万円余りの増というふうになっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 結構大きな金額、普通、生活扶助費と言ったら3,000万円としたら大体医療費扶助も3,000万円程度かなとはよく思うのですが、飛び抜けて大きなことになったのは、どういった関係でしょうか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 今回の医療扶助費なのですが、当初の予算で保護費全体の約半分、22億1,500万円余りを予算計上しておりました。ただ、この上半期の様子を見ると、例年よりも少し月々の扶助費が増えている傾向にございます。上半期4月から9月の執行率については51%なので、おおよそ見込みどおりなのかなというふうな印象はあるのですが、月額が1億3,000万円余りから2億1,000万円余りというふうになり、この月額の扶助事業よりもかなり幅が広い状況になっていまして、もし上限のほうを最大値2億1,000万円余りが下半期も続くようであれば、少し扶助費として足りないのかなというところで計上しています。この医療補助が増額、増えているような要因としては、入院に係る費用が大幅に増えているというふうにデータとしては読み取っているところです。

この入院している、また受給者の方々は高齢者が多くて、高齢者の入院がまた長期化することで、医療費に係る入院の部分が増額するというふうに分析しているところです。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 生活保護は、生活費、住宅費等とかありますけれども、増えているということに理解したほうがいいの。結局、生活保護に陥る人が増えているということになるのですか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 生活保護全体で申し上げますと、令和5年、令和6年、少し減少傾向にはありました。ただ、データとしては、令和6年度末で保護受給世帯が2,061世帯だったのが、令和7年10月現在ですけれども、2,072世帯、11世帯余り増えています。急激な増加というものではなくて、少し増えているのかなというふうにデータとして見ているところです。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。高齢者の入院患者が、入院している方々が増えていますよということは、大きな金額、非常に上がっているのかなと思うのです。全体的には10世帯程度が増えているのかなという形ですね。分かりました。御説明ありがとうございます。

このまま続けたいと思います。46ページの4款1項1目の05出産・子育て応援交付金返納金についてあります。これは何ですか。

○石川慶 委員長 母子保健担当主幹。

○母子保健担当主幹兼こども家庭センター長 お答えいたします。46ページ、4款1項1目の説明欄05親子伴走型相談・経済的支援事業の出産・子育て応援交付金返納金についてですが、こちらのほうは令和6年度に令和6年度分の出産準備ギフト5万円、子育て応援ギフト5万円を見込みで申請し、決定した国庫補助金額に対し令和7年度に令和6年度の実績報告を行った結果の差分の返還金になっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございました。令和6年度の実績に伴って、決算ベースで返還金という形ですね。説明大変ありがとうございました。

あと、児童手当がありましたね、児童手当。ちょっと確認させてください。児童手当支給事業があつて、児童手当6,351万円のほうが補正増となっております。これちょっと説明もらえますか。

○石川慶 委員長 こども家庭課長。

○こども家庭課長 御説明いたします。予算書41ページ、3款2項2目説明欄02児童手当支給事業6,351万円の増額でございます。こちらにつきましては、ちょうど令和6年度から児童手当が制度改正で、高校生年代まで拡充をいたしました。そのときに、令和7年度の当初予算も計上をいたしましたら、そのときにこの第3子の加算分の金額のほうに少し計上が少な過ぎてしまいまして、令和7年度に入りまして、実際に支払いをしていきますと、この第3子の分だけで令和7年度1年間で延べで3,200人分の加算額がちょっと不足するという見込みが出ましたので、1人当たり1万5,000円もしくは2万円の不足額が発生しておりますので、今回、おおよそ6,351万円不足見込みということで出しております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。第3子が結構大きいということですね。今年の1年間の予想の出生数どのぐらい見ているのですか。結局、この子が生まれると、第2子だった子が第3子に上がるわけですね。そういうのがあって、多分そこを読んでから補正分なのかなとは思ってはいるのですが、どのぐらい今年は新生児が、分かるのであれば、この程度見えていますよというのはありますか。

○石川慶 委員長 こども家庭課長。

○こども家庭課長 お答え申し上げます。宜野湾市の人口統計で、記憶している範囲でしかお答えできないのですが、1年間の出生数が令和5年度の出生数が969人になっておりまして、近年は少しずつ減少傾向にありますので、大体900人から1,000人以内でというふうに考えております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。大体1,200名程度かなとは思っていたのですが、今言うように、出生数が減少していると、最近はということでありましたので、ありがとうございました。私からは以上です。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑ありましたらお願いいたします。上地安之委員。

○上地安之 委員 お願いします。42ページ、3款2項2目児童措置費、説明欄03の返還金について幾つかお尋ねしたいと思います。

返還金と言ったら、事務の手違いというように思われがちなのだけれども、恐らくそれは、年末における精算に伴うのかなという理解をしているのだけれども、その返還の理由についてまず確認させていただけますか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 予算書42ページ、3款2項2目説明欄03の施設型給付等事業の返還金につきましては、先ほど我如古委員のほうでお話した、こちらの返還金については、そらみライオンの子保育園に係る不正受給に伴う返還金でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは、年度末の精算に伴う返還というわけではなくて、先ほど議論したということですね。それについては理解いたしました。

続いて、05の地域型保育給付事業、その返還金の説明いただけますか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 3款2項2目説明欄05地域型保育給付事業の返還金につきましては、こちらは同じライオンの子グループなのですけれども、ブンバアの小規模保育事業の返還金になります。認可保育所、認定こども園については施設型給付等事業で施設に対して給付しておりまして、小規模保育事業については、この地域型保育給付事業ということでちょっと分かれているものですから、先ほどの施設型給付等事業のほうは、そらみライオン保育園の関係、こちらの05の地域型保育給付事業については、ライオン保育園ブンバアに係る返還金になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは次、確認しましょう。08の保育所等における熱中症対策事業、それは当初予算にも計上して、追加予算措置の事業なのですか。それとも新規事業ですか。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 42ページの3款2項2目説明欄08保育所等における熱中症対策事業なのですけれども、この事業は、県のほうの補助事業も申請して行っておりまして、当初予算ではこの事業は組んでおりませんでした。年度途中になる中で、今年度の猛暑対策とか、こういった対策のもので改修等とか、必要な空調設備とかの費用の一部を補助できないかということを県のほうへ相談しまして、それから県のほうも検討してこの補助金を活用ができるというふうになりましたので、今回12月補正で計上したような形になってございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これ県の補助金ですか。それとも、こども家庭庁、国の補助金が県経由で補助されるような仕組みなのですか。その確認したいのです。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 失礼いたしました。この事業なのですけれども、国3分の1、県3分の1の事業になっておりまして、県のほうがまとめて、県から間接的に入ってくるような形の補助事業になってございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 国、県、市3分の1の負担で事業化されているようなのですが、これ事業実施はもう次年度になるわけでしょう、事業の実施は。これ今回の617万4,000円というのは、何園を予定されていますか。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 この補助事業なのですけれども、6施設分を計上しております。この施設に関しましても、あとこの補助事業、今年度の整備した事業に充てられるというふうな形で県とも調整しておりまして、この

事業、今年度当てるか、事業が年度途中であったものですから、次年度もこの補助事業を要望していく形にしておきまして、今年度に申請をするか次年度に申請をするかという形のほうを施設のほうと調整しておりまして、それで今年度は6施設のほうと、今年度、補助事業を申請していくということになりましたので、今回その分を計上しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 12月議会に予算計上して、6施設を予定して、6施設の施設箇所等の聴取をした上で予算の計上をされてきたと思うのだけれども、当然、議会が終了後に何らかの支出をしていくと思うのだけれども、事業実施については次年度にまたがるようになると思うのだけれども、今年度で終了させるという予定なのですか。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 この事業も今年度の設置を完了しているところの施設に対する補助金でありますので、今年度実施している、遡って4月1日から該当できるような旨を県とのほうも確約もらっております。今12月で補助事業を上げているのですけれども、これまでに施設の設置している箇所に関しましては、補助対象ということで県のほうとも調整しておりますので、その分を今回計上している形になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 もう少し平たく確認すると、年度内で全て事業終了するというふうに理解しているのですか。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 この事業に関しましては、年度内で完了する予定ということになっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。12月議会でこの事業を持ってくるというのは、ちょっとどうかなと、例えば国の補助金の3分の1と関わりがあって、その時期になったのか分かりませんが、これ今後は当初予算に計上していく予定ですか。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 次年度からは当初予算に計上する形で県のほうとも調整しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは少し安心しました。いつもこの12月になると、年度末に本当に完成できるか、やっぱりちょっと心配ですから、しかも予算は単年度であるから、次年度しっかり県と調整をした上で、熱中症対策の整備事業が新たな施設にまた対応できるように、当初予算で計上して、そしてできるならば、これ熱中症ですから、夏場には完了できるように対応していただきたいと思います。それは、当初予算でも次年度考えているようでありますから、それは少し安心しました。

それから、次43ページの保育所等改修支援事業、それも熱中症対策と同じように何でこの時期なのかなと思ったりしたのだけれども、これ当初予算で計上して補正増になった事業なのですか。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 こちらも当初予算には計上しておりませんでして、こちら乳児等通園支援事業の実施事業所に対する改修支援のほうの補助金になってございます。今年度実施しているおひさまにこにこ園のほうがございます。

(「何園」という者あり)

○**こども部次長** 1園、おひさまにこにこ園が今年度1園、7月から実施しておりますが、その開設準備のほうを法人さんのほうが前もってやっておりましたが、こちらのほう国とも調整して、今年度4月1日に遡って、今年度からスタートということであれば対象にできるという確認が取れましたので、それで今回12月補正という形で計上しております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** これも同じく国3分の1、県3分の1、市3分の1の負担ですか。そして、先ほどの熱中症対策事業と同じように、その事業についても令和8年度当初予算から計上して、新たな施設整備に取りかかる予定なのかというのもお答えできますか。

○**石川慶 委員長** こども部次長。

○**こども部次長** 保育所等改修支援事業なのですけれども、こちらは国3分の2で、事業者の負担が4分の1出てしまう事業なのですけれども、今年度は実施している1園、来年度は2園を予定しております、その分も令和8年度の当初予算に計上していく形を取っております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 事業の補正予算に計上された経緯だとか、あるいはまた事業の執行の在り方についての説明いただきまして、十分理解をいたしました。

ただ、当初予算でできるものは当初予算に計上して、事業計画の展開をしていただきたいと思います。

最後に、44ページ、先ほど生活保護の扶助費の件がありました。そこで、扶助費の2分の1額を占める医療扶助費、これ高齢化だとか、あるいはまた入院だとか、その増加に伴う今回の補正増だというような説明だと思うのだけれども、75%、4分の3、これは国庫ですよ。そして、4分の1は市です。これも非常に今後、財政を非常に気をつけなければならないものだと思うのだけれども、もちろんその対応措置については、それは法的なものですから、どんどん対応してもらって、そこで皆さん方は、保護費に陥る前のセーフティネット、これも事業やっぱ充実させるべきです。それセットですから、セット。もちろん措置をするというのも必要、その前のセーフティネットの対策については、これはしっかりやっておられると思うのだけれども、それもやっぱ重視をしてもらって対応していただけたらと思います。それは答弁要りません。

そこで、44ページの生活保護適正化等事業、会計年度任用職員を配置していますよね。この人数が足りなかったのですか。残る期間で、これ何名ですか。恐らく2名かな、その予算規模からすると。2名の配置をされると思うのだけれども、そのような適正配置に伴う職員というのは、会計年度任用職員といえども、それは有資格の専門職がここに求められてくると思うのだけれども、状況はどうなのですか。

○**石川慶 委員長** 保護課長。

○**保護課長** 44ページ、3款3項1目生活保護総務費、説明欄03生活保護適正化等事業の会計年度任用職員報酬の部分かなと思いますが、こちらについては既に会計年度任用職員を配置されていまして、今回人事院勧告の影響による増となっています。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** それで、これ何名ですか。何名分ですか。

○**石川慶 委員長** 保護課長。

こちらの事業で配置されている会計年度任用職員は合計13名となっております、現在13名配置されてい

ます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。人事院勧告に基づく報酬の増の措置だということは分かりました。ぜひとも、適正化事業として、先ほどの施すだけではなくて、その前も非常に大切でありますから、どうぞ充実されるように業務を進めていただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 42ページをお願いします。42ページの04一時預かり事業補助金314万5,000円が補正されております。御説明をお願いします。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 予算書42ページの説明欄04一時預かり事業についてですが、こちらは誰でも通園制度を実施しているおひさまにここに園さんが、その乳児等通園支援事業と並行して一時預かり事業も実施したいという要望がありまして、その分に係る予算になります。今回、補正が認められましたら、1月から3月分に関しての利用を見込んでのその一時預かりに対する補助金の予算となります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 新たに1保育園さんが一時預かり事業に手を挙げていただいたということで、1月から3月分の補正を組んでいますという形で理解したいと思いますが、一時預かり事業を少し説明してくれますか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 一時預かり事業の概要につきましては、その家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所やその他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業となっております。対象年齢は、おおむねゼロ歳6か月から5歳児までになってございます。以上となります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。来年度からは誰でも通園制度が各園でスタートするとは思いますが、それとの違いはあるのですか。ゼロから2歳まで預かるとは聞いているのですが、違いは、どこが大きな違いがあるかを教えていただけますか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 まず、この一時預かりにつきましては、その名のとおりといいますか、一時的に子供を預かる、保護者が何か用事があったりとかで保育ができない状況になったときに、お子さんを一時的に預かるというのが主な目的になっておりまして、こども誰でも通園制度につきましては、通園制度ですので、お子様を保育施設にならすために、保護者が希望してお子さんを預けるというのが主な目的になるかなというふうに考えております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 あと、一時預かり事業は、この追加の園を入れた市内には何園ございますか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 令和7年度、今現在、市内では2施設で一時預かり事業を行っておりまして、今回補正が認められましたら3園目になる予定でございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません、1つ聞かせてください。40ページの3款1項8目障害者福祉費の03で意思疎通支援事業というのがありますが、この手話通訳登録者派遣報償費というのがあるのですが、この支援事業の中には要約筆記などの養成とか手話通訳者の養成も入っておりますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 御質疑にお答えいたします。予算書40ページ、3款1項8目障害者福祉費、説明欄03意思疎通支援事業についてですけれども、この手話通訳登録派遣等事業費については、養成費用については別に社会参加促進事業という予算のほうで計上されてございます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時36分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時50分)

○石川慶 委員長 引き続き、審査中の議案第62号について質疑を許します。

質疑ありましたら挙手にてお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料をいただきましたので、繰越明許のほうから質疑をいたします。

6ページです。野嵩スディバナビラ石畳道の保存の整備工事ということで、この説明書からいくと、2回の入札を実施したけれども、入札不調ということが書かれているのですけれども、その入札の不調になった原因は、ここに一通り書かれてはいるのですけれども、その2回の不調で設計金額の概算が下がってきているのですけれども、そういった面に関しては、考慮しないで入札をやってきたという状況なのかどうか、どうして入札不調になったか、まずはもうちょっとかいつまんで説明いただければと思いますけれども。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 文化財保存整備事業、野嵩スディバナビラ石畳保存整備事業です。1回目のとき、6月の入札のときには、概算で6,500万円となっています。この概算額が当初予算ベースの額で入札を行っています。2回目の7月は、参考見積りということで再度、値段、一定程度時間が経過しているものですから、ただ参考見積り取ったところ、逆に6,400万円と100万円若干減にはなったのですけれども、1回目、2回目とも入札不調になっています。

1回目のときに全社辞退ということで、辞退届等で理由は把握しています。内容が手持ち工事を持っているということで技術者の確保が困難ということですが、2回目の4月のときは辞退届でも把握はしたのですけれども、念のためにということで、次回の入札の参考にしたいということでアンケートを実施しました。その中でやはり、まだ手持ち工事が複数あるということで辞退ということ。金額等についての特に理由はなかったところです。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 普通に見て、やはり1回目の入札から2回目の入札の概算金、設計金額に関して、これ

は事業の総額の金額になると私理解しているのですけれども、入札不調になった理由は手持ち工事ということですが、ではその設計金額に関しての例えばいろんな物価の高騰とか資材の高騰とか、そういった内容に関しての指摘というのはなかったのでしょうか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 1回目と2回の入札に関しては、金額等の物価高騰の影響というのは理由等なかったのですが、今年度、12月議会で議決を得られた際には、年明けにやはりまた一定程度の期間経過していますので、積算内容の修正等を行って、物価高騰の影響はあるだろうというふうに今見込んでいるところですので、ただ1回目、2回目、前回の業種のほうが土木一式というので選定しています。今回の1回目、2回目も全社不調ということでしたので、この業種のほうも石工事にちょっと変更も検討しながら、入札がスムーズにできるように準備を進めていきたいと考えています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これについては野嵩出身の屋良議員がしっかり取り組んでいる事業でもあるわけですので、ぜひとも次、入札の不調がないような形でしっかり進めていただければと思います。

もう一回聞きます。今年度中にもう一度入札を行いたいということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 今、準備進めているスケジュールからいいますと、年明けの1月頃に入札の実施、2月には契約を進められたらなと思っています。工期が今8か月間予定しています。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ありましたらお願いいたします。宮城克委員。

○宮城克 委員 せっかくなので、ちょっと確認させてください。53ページ、触りは平安座委員が質疑して内容は確認をしてもらったというところで、ちょっと見ていたら何か違和感があったので、この8款2項2目の真栄原54号道路整備事業と次のページの真栄原55号なのですが、54号のこの予算計上の仕方が土地購入費と補償金って2項目出ているのです。消耗品もあるのですが、土地購入が1,014万9,000円、補償金が4,619万8,000円、次のページの真栄原55号に関しては、補償金のみで3,509万5,000円とあるのですが、この違い何なのか、説明をお願いします。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 真栄原54号のほうは確かに土地購入費と補償費のほう補正しております。内容としましては、土地購入費のほうは時点修正による増、補償費のほうについては、これも同じように時点修正と残地補償の件数が3件から5件に増えているという内容になっております。

真栄原55号のほうは、用地のほうに関してはちょっと補正をして購入する、交渉に当たる用地のほうはなかったものですから、今回は補償費、これも時点修正による等の要求となっております。以上です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 もう少し下げたいのですが、そもそもこの事業は何をするためにこの事業が立ち上がって、今、このタイムスケジュール的に何がどこまで進んでいて、今回補正をすることによってどのように収まっていくというのを少し簡潔に説明できますか。ちょっと今の説明が分からなくて。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 この事業のスタートとしましては、真栄原のまちづくり事業のほうスタートとなって、まちづくり事業の中で道路の整備のほうも進めていたところですが、少し事業費のボリュームの見

直しを行っておりまして、まちづくり事業から切り離した形で、道路事業として真栄原54号、55号を進めさせていただいております。事業としては、令和9年度の完了を目指して、今、補償、もちろん用地取得のほうも任意契約のほうも進めさせていただいております。進捗等については用地課とともに共有しながら、今、次年度の工事着手に向けて取り組んでいるところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今回の説明で、あんまりこれ永遠と続けるつもりはないのですけれども、まちづくり事業としてこの事業が存在している。だけれども、今の説明の中で、まちづくり事業から切り離してという今説明があったのですけれども、切り離す理由は何なのかなと、もともとのまちづくり事業と進めていると、だけれども、今の説明の中でまちづくり事業から切り離してとあったのですけれども、この切り離す何か理由があるのかなと思って、これ何か例えばもともとの事業との整合性が取れているのかなというので、何なのか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。まちづくり事業のほうが総事業費が大分膨れ上がりまして、一旦、補助元と調整した結果、補助元から55号に関しては切り離して防衛の道路事業で実施しようというところで切り離されたというところでございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 それは、補助元、防衛との協議なのか承認なのか何なのか分かりませんが、それは承知の上で、了解を得た流れで、そういうやり方で全然問題はないという解釈でいいですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。協議調整した結果、承認を得たというところで、防衛省、補助元も了解の上で切り離しているというところでございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 それは、今回補正をかけて、年度で目標、それとももう繰越しという考え方なのか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回の補正させていただく金額をもって、今年度で、年内契約見込みで進めております。以上です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 年内ということですから、無理のないように、例えばもう集中発注になってそのままやっていくと思うのですけれども、今からですよ、契約とか、今回のこれが終わって、既に会計とかやっているところも同じで、今からだと思いますので、年度末、年度内って結構もうばたばたする事業が多くて、そこにあんまり無理のないように進めさせてください。以上です。

○石川慶 委員長 質疑ありましたらお願いいたします。上地安之委員。

○上地安之 委員 先ほども少し触れておりまして、繰越明許費のスティバナビラ石畳の事業について質疑をいたします。

まず、それ補助金が入っているのか、説明いただけますか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 お答えいたします。一括交付金を活用した事業になっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 補助金が入っている事業ということですね。

先ほども少し触れておりましたが、幾つかちょっと確認をしながら質疑を進めてまいりたいと思いますけれども、2回入札を実施した。辞退者が発生して不落到終わったと、その辞退というのは、入札金額も提示がなかったのか、どのような辞退だったのですか。辞退内容。つまり、入札に取り組んだものの、予定価格を上回って契約にたどり着けなかったのか、その説明をいただけますか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 1回目、2回目とも入札行為は発生しておらず、入札辞退です。全社辞退という入札不調になっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 予定価格は事前公表でしたか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 事前公表はなかったものと思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 宜野湾市の方針として、予定価格は事前公表していませんか。もし事前公表していなかったならば、なぜ予定価格の事前公表をされなかったのか、その説明いただけますか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 すみません、ちょっと確認してお答えしたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 予定価格というのは、それは当局が準備をするものです。標準価格、その標準価格もないまま入札に臨みますというのは、どうだろう。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 事前公表については、契約検査課のほうにもちょっと確認させていただいて、後ほど答弁いたします。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 基本的には、予定価格というのは、これは皆さん方が提示するやつですよ、行政が。その予定価格の根拠というのが市場価格であり、あるいは県の単価に基づいた標準価格を積み上げて、その金額を提示した上で応札の準備をされるのが基本です。今回、2回とも全てに辞退者が発生したというのは異常です。その要因の一つとしては、実質価格、現場の実勢価格に乖離しているということです。つまり、予定価格が、1回目皆さん方入札を実施した。2回目の入札を実施するに当たって、予定価格の見直しもなければ、それ辞退者があるのは当然なのです。しかも、それ現場というのはどのような現場ですか、現場。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 今回、整備する場所は、野嵩スディバナビラ東側と西側に分かれてはいるのですが、主に西側で急傾斜地になっている箇所になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そのとおりなのです。これはもう人力ですよ、今回の作業は。車も入らない、搬入もできない、人力作業をしていくわけ。それ皆さん方は、その予定価格の中で実勢価格を整理しないと、当然これは、全社が辞退するというのはもう明らかなです。これ机上の上での積み上げでは通りません。

これ辞退の理由として、手持ちだとか、あるいはまた技術者の配置だとか、そのようなこと言われているかもしれないけれども、その前に、皆さん方がその予定価格であり、あるいはまた最低制限価格であり、設定をしていく、最低制限価格を設定するというは予定価格が基本でしょう。仮にそれが事前に公表されていたのか、あるいは予定価格どうなったかというのは非常に大事なわけ。しかも予定価格というのは、先ほども言った実勢価格です。実勢価格。これは法的にも言われている。地方自治法施行令第167条の2、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、これ入契法、予定価格の設定は適正な価格であること、これ地方自治法で言われているわけよ。では、適正価格は何か言ったら、市場実施であり、実勢価格が反映されなくてはならないということを言われているわけ。車も入らない。石積みだから特殊な事業ですよ、工事ですよ、整備です。これ人力です。そういったところから、ちょっとボタンのかけ違いしていないかなと思ったりしたわけ。そこで、皆さん方の今後の対応としては、宜野湾市のAクラスだとかBクラスに前回実績のある事業者も指名の中に加えておりますけれども、今回についてはもう専門業者、つまり石積み事業者、それを予定しているというふうにはここでは示されているように理解するのだけれども、市内の事業者が予定価格であり実勢価格にも到達しないものを辞退するというのは、それはまたどうかなと思ったりします。もう一度、これ予定価格の在り方、これ建設部だってそのように進めているのですか。建設部の工事だってそのように進めているの。予定価格なしで入札に応じさせているの。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今、市の認識では、予定価格の公表は随契以外は予定価格の公表を行って、最低制限の設定という形で行っている状況です。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 だから、その基本方針からしても、それぞれの部署でそれぞれの考え方があるかもしれないけれども、統一されていないです。だから、そこに大きな原因があるものだと思います。

もっと細かいことを言うのだったら、皆さん方は辞退された理由書、これ文書で求めましたよね。全てが本当に手持ち工事だというのが内容でしたか。これは現場に応じた、車も入れない、傾斜地にある石積みをやる上では、設計価格は出されているようなものだけれども、実勢価格に適されていませんよ、それ。

委員長、ちょっとなかなかこれ以上しても何か進まないような感じしますから、新たに予定価格の設定をされたのか、予定価格を設定したならばどのような積み上げをしてこられたのか、これ行政が対応する話です。設計価格も出ているではない。設計価格が本来の予定価格です。この設計価格というのは、非常にどのように照らし合わせた設計価格の積み上げをされてきたのかというのは、根拠が求められます。

現場の狹隘である、傾斜地である、車も入らない、人力で全ての業務をこなす上での実勢価格に適されているかということがまた問われてくるのです。改めて、どういった形で入札に臨んだのか、もっと明らかにした上で、むしろそれ検証してみましょう。

○石川慶 委員長 先ほど答弁保留していた分と今の分、後ほどまた持ち帰って調べて説明できませんか。そのように一度答えていただいて進めていきたいと思います。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 予定価格、設計価格、入札の際に事前公表は、契約検査課のほうに確認して、また再度お答えさせていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 53ページ、市道潰地補償基金繰入金、委託料あるいは用地購入費が計上されていますけれども、まずその潰地補償基金を取崩してその歳出に充てたということですか、その説明いただけますか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 お答えします。この基金につきましては、事業が未買収道路用地取得事業で歳出予算を上げております。そちらの事業を実行するために、基金の繰入金を歳入として基金から取り崩す形で受け入れて行う必要がございますので、今回の議会において歳出予算、補正増をさせていただいておりますので、歳入につきましても基金繰入金に関しては増とさせていただいております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、用地購入費は幾らになっていますか。288万3,000円ですか、用地購入費。それは箇所はどちらですか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 それにつきましては、場所は我如古12号の潰れ地2筆を購入したいと考えております。ただ、この金額ですけれども、今回のこの補正の288万3,000円というわけではありません。当初予算で予算を構えておりまして、その予算を執行している中で、残予算が700万円ありますので、この残予算の700万円と今回の補正増の部分を合わせ、用地購入費に充てたいというふうに考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 購入箇所については我如古という話聞きましたけれども、坪数とその用地の合計金額は幾らですか、購入金額は。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 面積につきましては156平米になりますので、坪でいきますと47坪余りになります。購入費につきましては1,070万円を予定しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。まだまだ潰れ地というのは、あと何件ほど残っていますか。購入するに当たって、潰れ地がどの程度残っているのか、何路線なのか、あるいは平米がどれぐらいなのか、そしてまた、それを購入する金額というのは幾ら予定されているのか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 この未買収道路用地取得事業につきましては、対象路線を年44路線としております。現時点で用地取得が全て完了している路線については14路線となっております。路線数の進捗につきまして31.8%となります。筆数ですけれども、全体で534筆用地取得する必要があると整理しております。現時点で取得済みの筆数に関しては420筆となっております。率でいきますと78.6%となります。

面積ベースです。全体で2万747平米取得する必要があるというふうに整理してございますが、現時点で1万6,106平米、率にして77.6%の面積ベースで取得しております。

事業費ベースです。全体で10億4,782万2,000円の事業費が全事業実施に関しては必要というふうに整理してございます。現時点での事業執行ベースでいきますと、7億4,283万7,000円、進捗率にして70.8%となっております。今後、事業を執行するためには、約3億500万円の事業予算が必要というふうに整理してございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、当座の事業費が3億500万円余りというような説明なのだけれども、基金は今幾らの残高ございますか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 基金につきましては、こちらは令和7年11月末の基金残高ですが、1億5,294万4,000円の基金残高となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 基金の積立て計画はどのようになっていますか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 基金の積立てにつきましては、毎年度生じています道路占用料、また基金の運用の利子です。この2つを積み立てて基金の造成をしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 要は、あと購入費用が3億500万円という説明がありました。それに近づけていく基金の積立て計画をしっかりとやってもらって、積立て事業を実施されているみたいなのだけれども、そうではないと、それはもう計画実行できないではないですか。そこら辺をやっぱり注視をして、積立てと事業執行と一体となれるように対応していただきたいと思います。

ちなみに、ここで皆さん方の資料の中で、宇地泊27号、これ箇所どちらですか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 宇地泊27号につきましては、宇地泊交差点から県営団地のほうに向かっていくと、以前当山産婦人科さんがあったその通りになっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 この該道路については、市道認定をされているのだが、道路の中に私有地が何筆か入っているのです。ここはみんな完了されたのですか。用地買収は終わったのですか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 この事業の中では、用地取得は全て完了したというふうに整理してございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 では、安心しました。なかなか地権者が海外にいるのだとかというようなこともあったのだけれども、整理はされたということですね。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 整理はされています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。いずれにしても、今後まだまだ残事業ありますので、基金の積立て計画と併用して事業執行ができるように対応していただきますようお願いしたいなと思います。以上です。

○石川慶 委員長 それでは、ほかに。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくお願ひします。まず、57ページの9款消防費、1項消防費、1目常備消防費で、説明のところで宜野湾市救急救命士人件費助成事業なのですけれども、令和6年4月には34人救急救命士いるということを報告されていましたが、さらに救急救命士を増やしているということでしょうか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。補正予算書57ページ、9款1項1目、説明欄01職員給与のほうに、宜野湾市救急救命士人件費助成事業1,964万円を充当しているところですが、これにつきましては、補正予算書の18ページになります。15款2項10目防衛施設整備国庫補助金の特定防衛施設周辺整備事業費の今回1,964万円を宜野湾市救急救命士人件費助成事業に充当しているものでございます。

これにつきましては、現場で活動している救急救命士の給料及び期末勤勉手当に充てているもので、今年度の現場に配属されている救急救命士33人の人件費として充てているものでございます。

事業費としましては9,706万2,000円ということで、令和7年9月1日から令和8年3月31日、7か月間の給料及び勤勉手当に充てているもので、今回、この交付金のほうが増額ということにもなりましたので、当初は5,300万円だったのですが、補正しまして7,264万円をこの人件費に充てるものでございます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。命を守るとても大切なものだと思うので、ありがとうございました。

続きまして、59ページの10款2項小学校費で3目学校建設の説明01嘉数小学校運動場防じん対策事業のことでお聞きしたいです。それが250万円の減になっていることの説明をよろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 10款2項3目の説明欄01の嘉数小学校運動場防じん対策事業なのですけれども、こちらについては財源の組替えです。当初予定しておりました事業費が契約執行残とかによりまして、変更申請に伴います金額の変更によりまして250万円が減額されているものになっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ありがとうございます。

続いて、61ページ、10款教育費、5項社会教育費の3目文化費の中の01駐留軍用地跡地利用における発掘調査等事業で減額、その点の説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 駐留軍用地跡地利用における発掘調査事業ということで、普天間飛行場の文化財調査の推進を目的としまして、飛行場の返還に先駆けて基地内における文化財の分布状況とかを調査するために、人件費に特化した内閣府の補助です。

当初予算では、会計年度任用職員の7名の予算予定計上したのですけれども、2名については4月から任用しておりまして、残り5名につきましては、普天間飛行場調査がまだ立入許可が下りていないものですから、今から5名を作業員として任用するよりも、補助元の内閣府との調整の上で、残り5名の人件費を発掘調査委託、民間委託に予算を替えて、飛行場の立入許可が下りた際には、速やかに発掘調査が実施できるよう、残りの5名を減にして、あと委託を増にしている内容になっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今のところで確認していいですか。許可が下りなかったのはなぜか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 本年度の許可がまだでして、去年もたしか年明け1月ぐらいから調査入っておりますので、立入許可を今待っている状況でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 その許可というのはかなり時間かかるのですか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 何とも言えないのですけれども、去年の状況ですと、ちょうど今ぐらいですか、11月、12月ぐらいに下りて、実際に調査実施したのが1月です。去年同様の時期かなというふうには今見ているところがございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。これも大切な事業だと思うのです。

もう一つ、同じ61ページで10款教育費、5項社会教育費の6目博物館費のところで、説明欄01企画展開催事業なのですが、様々な企画展を開催していますが、この減になったのは何か取りやめになったのでしょうか。

○石川慶 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 御質疑にお答えします。この企画展開催事業の9万9,000円は、展示資料作成業務委託ということで、要は契約残です。事業自体の取りやめではなくて、契約残ということになります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。最後に、これここで聞くのかどうか分からないのですが、ちょっといいですか。1ページの3行目のところなのですが、14款の使用料と手数料。

(何事かいう者あり)

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。この使用料、手数料というのは、宜野湾市の全部の施設なのか、説明をしていただけたら、お願いいたします。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちらの14款使用料及び手数料につきましては306万円になっていますけれども、市民会館の使用料が利用増に伴いまして、当初の見込みを上回ったために増額補正をしているものになっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 使用料及び手数料ってあるのですけれども、手数料はどういう。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○企画部次長 こちらは使用料のみになっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 了解しました。御説明ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑がありましたら。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 1件だけちょっと確認させてください。予算書53ページの8款2項1目の説明欄03の道路管理維持事業の1,500万円の委託料の増について、ちょっと理由と説明をお伺いしたいなと思います。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回1,500万円、維持管理費のほう増額を要求しております。内容としましては、一番の理由としましては件数が増えている、この市民からの維持管理に関する依頼が非常に増えていると。比較としましては、令和6年の8月末での道路の補修、草刈り、側溝、カーブミラー、街路樹、総数として361件の御要望を受けております。今年の8月末ですと679件という形で、去年度と比べて1.9倍という形で増えております。我々としては今年度から始まった損傷アプリ、そういったものの影響もあって身近に問合せが増えて

いるのかなと思います。

あとは、法定外の部分、里道とかの草刈りの依頼が非常に増えてきていまして、その分を今回計上の軸として補正のほう要望させていただいております。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。アプリのせいかなというのはちょっと思っただけなんですけれども、結構な件数が来ているということで、これは道路の整備ですか、それとも植栽、そういったのが増えているのですか。あと、里道が増えた。里道の草刈り等の依頼も増えたというのは、何か要因があるのですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 まず、この依頼件数ですけれども、一番多いのはやっぱり道路の補修、アプリで穴が空いていますよとか、そういったものが身近に目について、それを写真で送れるというところがあって増えているのかなというところです。

あと、草刈りは、多分里道の部分が今まで手つかずの部分が多くて、そこがずっと放置されているようなところ、市道とかについては維持管理とかでパトロールして気づく部分が多いのですけれども、なかなか全部の里道について立ち入ってパトロールしていないものですから、その部分の御依頼が増えたのかなというふうに捉えております。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。この市道の道路の補修の件が増えるというのは、アプリを活用する市民が多い、あと市道が安全を保たれるという面ではいいことだと私は思っているのですけれども、これは大体毎年度同じ予算額をつけていたと思うのですが、今後、次年度等も含めてやっぱり増えていくという予測をされているのか、次年度の予算を要望するときも、今、増えるという予測を基に組み立てて、予算要求していくのかどうなのかを確認したいなと思っているのですけれども。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 業務費の次年度以降の要求につきましても、まず労務単価、やっぱり作業に入られる方が数少なくなってきたというところもあって、そこら辺で労務単価が高騰している。あと、建設の資材物価指数、そこら辺の上昇も確認しておりまして、土木部門の物価指数が建設の補修とか、そういったところの部門が高いものですから、そこら辺も加味した形で要求のほうはさせていただいております。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。この道路管理維持事業が後半になって予算を増額していくというのは、今まであまりなかったのではないかなと私自身ちょっと思っているのですけれども、これまでいろんな和解案件とか、やっぱり市道における事故等、あと穴ぼこにタイヤが突っ込んだとかという和解案件とかが多く出ていた。毎年度1～2件出たような感じで見受けられるのですが、やはりこういったアプリを活用して、しっかりと整備をしていくと、これはいいことだろうなと思っているのですけれども、この道路管理維持事業は、道路の整備などでは2つの業者でしたっけ、契約をして、この地域を分けてパトロール等も行いやっていくというふうに思っているのですけれども、まずそれでいいのかどうなのかと、アプリはこれ直接皆さんのほうに来て、その場所がどの事業者が管理している地域なのかというのを振り分けて、皆さんが向こうに伝えて、委託を受けている事業者が道路の整備をしているというふうな認識でいいのか、この2点ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 まず、維持管理業者については、通常の道路維持管理については、A、Bという形に分けて市内を見ていただいていると、今の2業者での対応、パーティ数を増やしたりとか、いろいろ工夫しながら管理いただいている今の形でいいのかなという認識です。

あとは、樹木の維持管理、ここは1社、電気の街路灯とかの管理も1社受注いただいて、維持管理しているところです。

あと、もう一点は、通報アプリの件、通報アプリを受けて、うちのほうでアプリの内容を確認します。維持管理業者、専門業者のほうでしか対応できそうにないものに関しては、我々の職員を維持管理業者のほうに一旦仕事を振り分けてやっています。ただ、簡易的な補修等については、我々現場作業員、会計年度職員4名いらっしゃいますので、そちらの現場作業員のほうに連絡のほう、これは我々個人のLINEから、こういったの来ているので今行ってくれというようなのを、常日頃ちょっと連絡取りながら対応させていただいているところです。

アプリの更新については、終わったものについては一応対応済みとかそういった表示に変わるようにやっているとございます。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 どういうふうな対応をしているかというのは確認できました。

1つだけお願いがあるのですが、この簡易な補修というのですか、会計年度任用職員の皆さんがやっているとか、委託事業者に任せているのか分からないですけれども、佐真下交差点から宜野湾11号を通る、セブンイレブンの手前ぐらいまで、ある意味、ほぼ真栄原、佐真下の部分に係る道路、宜野湾市役所に抜ける道路、物すごくひどいのです。補修は、どちらがやっているか分からないですけれども、やっては、まためくれ、そして補修したのもきれいな平らには決してされているような補修の仕方でない、私は毎日通るので感じているのですけれども、この辺までしっかり皆さんのほうでチェックをして、やはり穴を埋めていく作業が必要ではあるのですけれども、きれいに整備していくような予算のつけ方というのもぜひやっていただきたいと、あそこを通っていただきたい。物すごくひどい状況です。あの佐真下交差点からフェンス沿い、真栄原セブンイレブンに行くぐらいまでの間、物すごくひどい状態なので、その辺もしっかりこの道路維持管理事業でやる事業だと思うのですけれども、しっかり見ながら、交通量も多い道路になっていますので、しっかりやっていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 舗装面の打ち替え、そういった簡易的ではない本格的な改良、そこについても計画的に今後また路線含めて、進めていけたらなと考えております。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにもございますか。宮城克委員。

○宮城克 委員 1点だけいいですか。せっかくなので、今その説明も分かりやすく、せっかくなので、今回この03の道路維持管理事業1,563万3,000円、委託料が1,500万円なのですけれども、1,500万円の補正をかけて、トータルの道路維持管理事業費というのは幾らになりますか、全部で。今679件は現時点なのかな、1,500万円を今増額して維持管理費は幾らになるのか、ちょっと僕がばかだったのですけれども1,500万円そのまま679件で割ってしまっただけで2万2,000円で何ができるのかなと、そうではないかと、だからその総額、これだけを少し、維持管理費。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回の1,500万円、当初予算が1億6,400万円あります。1,500万円プラスすると1億7,996万6,000円。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 これで全部足りますか。これ見込みは、この1,500万円の根拠だけ教えてください。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 要望が多いのは先ほど申し上げた土地の草刈りの部分が多いです。根拠としましては道路維持管理工事、積算に基づいて路線を決めて、その路線数に合わせた工事費をはじいて計上している状況です。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料もいただきましたので、まず10ページの債務負担行為補正になるのですが、宜野湾給食センターの食缶洗浄機の入替えによるのでしょうか。これについて資料が出ているのですが、まず、食器洗浄機を入れ替えるということで、これはやはり児童生徒の給食を作るためには、夏休みを利用したほうがいいということはしっかり承知しているのですが、この宜野湾給食センターに食器洗浄機があるのですが、この食缶洗浄機というのもないといけない機械なのかどうか、まずこれから伺います。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。食器はお茶碗とかスプーンとかそういうもので、食缶としてクラス分として、スープならスープを入れて、そこから食器に移す形になります。食缶はそのようなものになります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 運搬するコンテナ車に入れるやつということで理解していいのですか。その洗浄機というのが予算としては7,800万円余の予算が債務負担行為で金額示されているのですが、これについてはもう宜野湾給食センターが平成16年に開所運営したということで、今回、予算が通れば、これを改修できるのですが、あるいは食器洗浄機等も改修しているわけですから、さらにこの宜野湾給食センターの建物、設備自体はずっと継続してこういった形で補修もしながら、切り替えもしながら運営していくという考え方でよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。資料にも書かせていただいたのですが、学校給食設備整備事業ということで、こちら事業自体が調理業務停滞を防ぎ、安全・安心な給食の提供を実施するために設備の設置の方針、計画的に行うという目的で行っている事業でございます。今回載せているのは食缶洗浄機、前年度は食器洗浄機、その前年度は真空冷却機を購入しているところでございますが、大きな機械の更新については、今の食缶洗浄機のほうで特にいいかなと考えておりまして、ちょっとまた今後、検討はしていきたいと思いますが、大きいものはこの食缶洗浄機で一区切りかなと考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それで、食缶洗浄機、機械になるわけですが、これは県内の業者がしっかり組み立て、あるいは機械を作ることができるのでしょうか。専門的な技術は必要ないのでしょうか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 こちらは、学校給食の特別な機械でありまして、基本的には本土のほうで既製品がございまして、設置のほうはまたいろいろカスタマイズ、宜野湾給食センターの状況に応じてカスタマイズして設置するという形になっております。

○石川慶 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほど嘉数小学校の防じん対策の質疑でプリティ宮城ちえ委員が行ったと思うのですが、59ページ、10款2項3目、よろしいでしょうか。先ほどの答弁では、財源組替えだけですということなのですが、嘉数小学校運動場の防じん対策事業があるのですけれども、この事業は250万円を財源組替えするものですから、その事業自体が全部なくなるということになるのでしょうか。実際に、その工事というのはなされていないということなのでしょうか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 お答えいたします。事業がなくなるわけではなくて、予算の内容を組み替えているだけです。事業はそのまま継続して、本年度は設計業務を行ってございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その防じん対策事業の実施、実際のその事業としては、いつ頃から始まる、次年度。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 事業といたしましては、今年度は設計に入っておりますので、令和8年度から防じん対策工事が入る予定になっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 防じん対策事業というのは、具体的にどんな事業になるのでしょうか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 嘉数小学校の運動場の一部芝生化と、あとマンホールトイレの設置で防災体制、あと側溝の整備だとか、そういった事業を予定しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今、現場見させてもらったのですけれども、今建築中のプールでしょうか、それで芝生化をすると、植栽するということでお聞きしていたのですけれども、まだみたいです。どうしたのかなとちょっと気になっていたのです。分かりました。では、次年度からはしっかり防じん対策の事業が始まるということで、ありがとうございました。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 1件お願いします。63ページ、10款6項1目03宜野湾市スポーツ少年団派遣費補助事業、今回322万5,000円補正を組んでいただいております。今年度の実績表みたいのはありますか。

○石川慶 委員長 これ、担当今いない。

○伊波一男 委員 いらっしゃらないね。

○石川慶 委員長 すみません、伊波一男委員、これさっきの時間帯で10款の一部ということで、もしよろし

ければ担当いませんので、最終日にまたやるということでよろしいですか。

○伊波一男 委員 ということです。

○石川慶 委員長 よろしく願いいたします。

ほかに質疑ございますか。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 歳入の14款の使用料、先ほどあったのですけれども、これは市民会館の収入の使用料だと思うのですけれども、利用者が増えて306万円増額になったという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 上里委員おっしゃるとおり、利用者の増ということでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和6年度は、様々な利用者がいたと思うのですけれども、改修を行って、その効果が出て利用者が増えたのか、それとも令和6年度は違う何か取組をして利用者が増えたのですか。

○石川慶 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 すみません。令和5年度、令和6年度は工事のため利用がなかった。比較としては、令和4年度の実績で一定の数より大分増えています、今年度は。しかも、他市町村の市民会館の改修工事などがございまして、宜野湾市の市民会館に流れてくる団体があるということで利用の増になってございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 過去の催物とか、この利用者に対して特別変わった、そういうことはないという理解でいい。

○石川慶 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 変わってはいません。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 そこで、収入のほうは300万円増えてはいるのですけれども、32ページの市民会館費が370万円増となって、これは光熱水費とあるのですけれども、当初の予算で利用料を見込んだ以上の利用者がいたために、その分増額したという認識でよろしいのですか。

○石川慶 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 光熱費についてもやはり利用者の増ということで、電気料、いろいろ歳出が上がっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 改修工事した際に、LED化とかいろいろやっているとは思っているのですけれども、そういった何か効果みたいなのはありますか。見られますか。

○石川慶 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 これについては、1年目で今年半過ぎています。7カ月過ぎていますので、これからの比較になると思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 370万円増額しているのですけれども、これ令和8年3月までの維持管理を見越しての額という認識でよろしいですか。

○石川慶 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 確認した。ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにも質疑はございますか。

(「なし」という者あり)

○石川慶 委員長 なければ進めてもよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、審査中の議案第62号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時01分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和7年12月10日（水） 2日目

午前10時00分 開議

午後 0時00分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	上里 広幸
委員	我如古 盛英

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	プリティ宮城ちえ
委員	宮城 政司

○欠席委員（0名）

○説明員（8名）

総務部次長	津波古 良幸
人事担当主査	山川 真司
税務課長	比嘉 洋
消防次長	伊佐 隆之

人事課長	上地 章弘
給与係長	饒平名 直
税務課税制係長	田崎 寛
予防課指導係長	仲村 正也

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第77号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第71号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

議案第69号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

令和7年12月10日（水）第2日目

○石川慶 委員長 ただいまから総務常任委員会第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第77号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第77号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第77号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。消防次長。

（執行部説明省略）

○石川慶 委員長 説明ありがとうございました。では、委員の皆様、質疑ありましたら挙手にてお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 おはようございます。よろしくお願いします。今回の火災予防条例の一部改正については、3点が今説明されたのですが、どれも近年、国内であるいは沖縄県でも広まっているサウナとか、それから感電ブレーカーとそれから林野火災についてなのですが、林野火災については、もう昨年からは、本当にすごい本土のほうで消火活動に本当に困るぐらいの大きな火災が発生をしているのですが、それより一番関心になるのは感震ブレーカーについてちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。

今現在、火災報知機とかが各個人のほうでやられています。設置されているところもあるし、私もこれからやっていかなければいけないのですが、その感電ブレーカーについては、なかなか沖縄においては関心がないというか、そうではないのかなと思うのですが、これについては、今の火災報知機と同じように、個人で必要と思うときには設置するということで考えていいのですか。法的にこれは設置しないといけないというふうな義務化とかもあるということなのでしょうか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。感震ブレーカーについては、今回、改正案第29条の7に新たに設けるものとなってございまして、火災予防の推進のためという位置づけになっています。設置を義務化しているものではございません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。それで、火災報知機は乾電池とか、あるいはその電源を入れて設置できるのですが、この感震ブレーカーの場合は、おうちの中には配電盤の中に多分設置しないといけない。この図面から見るとちょっと分かりにくいのですが、その設置の仕方とか、その取扱いの仕方とかも消防のほうで指導というか、説明していただけるのでしょうか。もしそれをやるとすれば、設置するとすれ

ば、購入するとすれば。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 まず、住宅用火災警報器の話になるのですが、住宅用火災警報器については、取付けに不安のある方については、消防のほうで支援を実施して、実際に住宅のほうに行って取り付けるという事業のほうを展開しております。

感震ブレーカーについては、分電盤に取り付けるタイプのものがあるのですが、そちらについては恐らく電気関係の資格等が必要になるおそれがあるので、そこについては工事が必要になってくるので、消防のほうで支援をするというのはちょっと難しいかなと考えております。ただし、コンセントに取り付けるタイプであったり、ブレーカーの中に入っている漏電遮断器のつまみに取り付けるタイプのものもございますので、そういったものについては消防のほうで御説明をして、必要であれば取付けの支援も行えるかなというふうに考えてございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そうですね。地震が起きたときにそのブレーカーを全部落とすという、地震の後にいろんな火災とかが発生する原因は、その電気の漏電と、それからガス漏れがあって、そのこともあると思うのですが、その感震ブレーカーを設置する場合に、やはり火災報知器みたいにもう少し手軽に設置できるものとは違うということで、もし感震ブレーカーを設置したいというときに、多分、消防のほうに問合せとかやっぱりあるかもしれないので、もしそういうことになればしっかりした取扱いの説明とか必要になってくるのではないのかなと思いますので、そういったものに関してはぜひやっていただきたいと思います。

地震に関しては、昨日おとといも大きな地震が起きてはいるのですが、沖縄県も地震に関しては起きないとは限らないというふうな予測もありますので、設置は本当に増えていければと思いますので、よろしくお願いします。以上、この点については、1つだけ。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑ありましたらお願いします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくお願いいたします。まず、サウナのほうからです。資料の1ページの下段の3のところで、サウナ設備に係る届出制度で、括弧で個人が設けるものを除くというのがあるのですが、これは例えば個人で設けるときは届出しなくてもいいということなのか1つと、それから今家の中にサウナを造る人もいるのですが、そういうのはどうなるかということです。2つです。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。まず1点目、届出について個人が設けるものを除くということです。このサウナ設備の届出については、条例第44条に規定しておりまして、これについては火気使用の際に火災が発生した場合に、特に被害が大きくなるおそれのある事業所等について、消防が把握する必要があるということで届出するようにということとしておりまして、それで個人が設けるものを除くという、今回、サウナ設備についてはそういう文言を使用しております。

2点目については、家の中に設置するものについても、個人が設ける場合は届出の対象外となります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。次、感震ブレーカーのところですが、2ページです。2ページの感震ブレーカーの種類があって、これは今の話だと義務ではなくて推奨ですね、多分。それで、

値段がすごい3,000円から5万円まで幅広いのですけれども、その性能というのは、安くても大丈夫なのか、こんなに幅広いのですけれども。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。様々なタイプの感震ブレーカーが出ているのですけれども、その中で分電盤、直接、後づけするタイプのものであったり、分電盤に組み込まれたタイプのものについてはやはり高額なものとなっておりますが、電気工事士による設置になりますので、やはりとても高いものとなっております。

ただし、簡易タイプのもの、既存の漏電遮断器のスイッチに取り付けるタイプのものと、個人で取り付けることができるのですけれども、やはり個人で取り付けることになるので、信頼性の面でちょっと不安定な部分があるかなと思います。

もう一つ、コンセントに取り付けるタイプのものもあるのですけれども、これが資料のとおり5,000円ぐらいからあるのですけれども、これについては実際にコンセントに差し込んで、そこから先の器具の電源を遮断するのみに伺っております。なので、例えばコンセントタイプのものをつける場合は、例えば転倒した際に危険がある電気ヒーターとかそういったものをピンポイントで絞って取り付ける必要があるので、それぞれの商品に応じて使い分けが必要になってくるかなと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、これから積極的に市民に推奨していくということですね。

あと1つですけれども、林野火災のことですけれども、林野火災には入らないかもしれないのですけれども、花火を沖縄県だとやる人が多いのですけれども、いろんな番組で、キャンプのときとか、いろいろな、その花火というのは、特に個人でやるときは届出は必要ないのですか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 花火については個人でやる場合は届出の義務はございません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今、花火はいろいろな種類が増えて、個人でも華々しくできるのとかあったりするものでちょっと気になりました。

最後に、1つですけれども、いろいろ今条例があるので、今、山とかでは廃棄、山に登る人とかがいろいろな廃棄物を捨てていく、いろんなもの、それがすごい問題になっているのですけれども、その中の罰則規定、それからやっぱり火事になったりがあると思うのですけれども、そういう罰則規定みたいのがあるのですか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。廃棄物の処理に関しては、消防の範疇ではございません。

ただし、林野火災の原因については、たき火の原因と思われるものが多数あるということで、今回の改正案、条例のほうでたき火の届出というのも明記してございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 感震ブレーカー、これは市民に対する周知の仕方はどのように今後検討されるのか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。まず、感震ブレーカーについては、先ほども申し上げたように普及を促進するとしていることから、まずは大地震発生時の際に、特に停電後の復電時に火災が発生する可能性があることを周知する、その防止のためには避難時にはブレーカーを落として電源を遮断する必要があることについて啓発する、その有効な手段として感震ブレーカーを紹介していきたいと考えております。

あとは、実際に火災予防運動が年2回、住宅防火防災キャンペーン等各種イベントを通して、ホームページであったり市報に掲載したりSNS、消防車両の広報を通じて市民のほうに広く周知していきたいと考えております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 電気事業所関係、工事は第2種ぐらいも必要でしょうね、これ電気工事の、そういうのもあるので、市内の電業関係の皆様にもこういうのを今推奨していますよということをぜひ進めていただいて、ブレーカー点検時に感震ブレーカーというのが、感震ブレーカーで、地震が発生したらバンと落ちて電源切りますみたいな、そういうのは推奨していますみたいな絵が入っているみたいなやつで、もしよければ市報とであったり、もしくは宜野湾市内の電業の皆様とちょっとこれ推奨していますよということ、連携取られて普及活動みたいになればいいのかなと思います。この点いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。ご提言ありがとうございます。おっしゃるとおりで、やはり目に見える形で広報しないといけないと思っていますので、やはりホームページ等を通して、その感震ブレーカーの必要について目で見て分かりやすい資料にしたいと思っています。

さらに電気事業者との連携についても今後連携が必要だということは、課内でも話が上がっていますので、御指摘のとおり今後もこの感震ブレーカーを普及させるに当たって、関係する事業所と連携していきたいと考えてございます。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。林野火災のほうで質疑させていただきます。最初のほうの説明でもしかしたら説明されていたかもしれない、聞き漏らしたかもしれないのですが、そもそも林野というのはどういったもの、そして宜野湾市には存在するのかどうかお伺いします。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。宜野湾市においては、林野と呼ばれるものについては存在してございます。林野については、宜野湾市森林整備計画に基づいて約85ヘクタールの森林があると言われてございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。林野というのは何ですかという説明もお願いします。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。森林法に規定されているものになります。この法律においては、森林とは、木竹が集団して生育している土地及び土地の上にある立木竹です。木竹の集団的な成育に供させる土地というふうに定義づけられてございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。宜野湾市内にもあるということなのですから、これはほとんど私有地ですか、私立なのか、宜野湾市が保存するようなそういったものなのですか、分かれば。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。森林については、現在、こういった地域が該当しているかというのは調査中ではございますが、主に比屋良川周辺であったり、大山貝塚辺りが該当すると考えてございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。よく分かります。

そこで、今回、注意報の発令できる条例だと思っているのですけれども、ちょっと僕の理解が正しいのか、この第29条、警報に関して、字句の追加とかあるのですけれども、警報も発令できて注意報も発令できる状況になるのかなと思ったのですけれども、それとも警報はできなく、注意報だけになるのか、そこを説明いただき、両方発令できるのでしょうか、説明をお願いします。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。まず、火災警報については、条例のほうでそのまま残ります。火災警報については消防法の第22条を根拠としており、林野火災の注意報に関しては、今回の改正条例、新たに設置することになってございます。林野火災の警報、注意報の発令条件については、現在は規則で定めることとしており、今、精査中ではあるのですけれども、発令条件が異なるので林野火災警報も発令できますし、それに伴う条件が合致すれば、林野火災警報、注意報のほうも発令が可能となってございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今、僕の中でも林野火災警報と林野火災注意報がうまく整理できていない部分はあるのですけれども、この条例が制定された後に、そういった状況が起きないほうがベストだなと思うのですけれども、例えば市長が発令するに当たっての基準というのは、今おっしゃった要綱、規則を今後つくっていく、市長はそれに基づいて判断して発令していくという理解で合っていますか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 条例上は市長が権限があるのですけれども、専決決裁により消防長により発令するというふうにちょっと考えてございます。現在、今、課内のほうでちょっと作成中、審議しているところでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これはセットではなくて大丈夫なのですか、一緒に来たほうがより分かりやすいかなと思ったのですけれども、その要綱は上程する必要はないとなっていますか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 まず、先に整理をしたいのですけれども、まず、火災警報と林野火災警報については消防法第22条を根拠としております。もともと条例には、火災警報についての条文がありまして、その発令条件が火災予防条例施行規則第4条にあります。これが火災警報です。今回、新たに林野火災の防止を目的として林野火災警報、そして注意報が出てきてございます。まず、林野火災警報というのは、火災警報のうち特に林野火災の予防についての文言となっております、根拠条文は消防法になってございます。林野火災の注意報については、条例、法令がないので、今回、火災予防条例のほうに、市長が林野火災注意報を発す

ることができるという条文で設けてございます。

その林野火災警報と注意報については、今現在審議中ではあるのですけれども、火災予防条例施行規則のほうに、発令の基準を設ける予定でございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 とても分かりやすいです。ありがとうございました。もしその規則ですか、決まったらまた後で、議会とかではなくていいかもしれないのですけれども、教えていただけたらと思います。ありがとうございました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。上地安之委員。

○上地安之 委員 このサウナについて伺います。届出制度が規程され、個人についてはそれは届出は必要ないということですよね。その個人の方々が庭等あるいは公園等でサウナ設備を設置するということが届出は必要ないということですか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。個人が設けるものを除くというふうに書いているので、おっしゃるとおりで、住宅の庭に設ける場合は届出の必要ありませんし、公園等キャンプ場等で個人が設ける場合も、施設の許可があれば、消防のほうに届出なしで設置できるというふうに考えてございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 先ほどもありましたけれども、この事業所というのは市内のどの施設を指していますか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 事業所は、営利を目的としているところになるのですけれども、まずは届出が想定されるところがホテルであったり、あとは最近、24時間のフィットネスジム等がはやっているのですけれども、恐らくそちらのほうが届出の対象になるのではないかというふうに考えてございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ということは、その対象事業者に対しての何らかの告知はされるのか、そしてその告知方法はというふうにするのか。それから、届出の手続方法は、それはどっちに来るのか。あるいはまたオンライン等での簡易な申請手続になるのか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。基本的にホテルとか既存のフィットネスジムとかは、もともと今回会員さんの設備と一般さんの設備に分かれる前に、サウナ設備についての届出の条例がありますので、こういった事業所については、サウナを設置すれば届けるというふうに認識されているので、そこについては、事業所については認識していると考えてございます。

届出については、実際に窓口を持ってきていただいて、私たちのほうで書類を確認して、実際に現地のほうに適正に設置されているか検査をしているというところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ということは、既存の対象事業所については既に届出を受理されている。新たに立ち上げる事業者については、その届出は義務ですと、当然、届出は義務ではあるのだけれども、届けなさいというような趣旨の条例ですね。

(「はい、そうです」という者あり)

○上地安之 委員 分かりました。

それから、感震ブレーカーについて、これは義務ではないのですよね。推奨ですよね。そして、その感震ブレーカーの種類についても説明があるのだけれども、先ほど、消防が同時に、各家庭の支援をしているというようなお話がありましたけれども、どの程度支援されているのですか、その支援内容について説明いただけますか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。支援をしているという話は、住宅用火災警報器の設置についての支援は行っております。ただ、感震ブレーカーについては、消防のほうにまだ問合せ等もなく、もし仮に支援ができるとしたら、簡易タイプのコンセントタイプであったり、漏電遮断器に設置する簡易タイプのものであれば、問合せがあれば、今後も支援できるような体制を考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 この支援というのは中身何ですか。例えば設置費用に係る幾らかの助成をするのか、あるいはまた設置をするに当たってのその支援をしていくのか、この内容の説明をいただけますか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。消防による支援というのは、取付けの支援でございます。費用に係る負担であったりとかというのは消防のほうでは行ってございません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 取付けの支援というのは、消防が独自にやっているのか、それともどこかに委託をしているのか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。住宅用火災警報器については、消防のほうで、実際に私たちもしくは現場の職員のほうで自宅のほうに行って取付けのほうを行ってございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今後の課題なのだけれども、感震ブレーカーというのは、災害等があったときの二次被害を抑えていく、抑止していく、二次被害に発展させない大きな役割がある。そして、このタイプについてもいろいろと機種はあるのだけれども、今後、これ家庭と事業者というけれども、若干またニュアンスが違いうと思うのだけれども、これは特に大規模のものについては、これも推奨ですか、設置義務はないですか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。今回、この感震ブレーカーについては、戸建て住宅への設置を推奨しております。これは、震災時の通電火災による被害の多くが住宅で発生しており、最も効果的な対策となるためでございます。

一方で、住宅以外の建物については、用途であったり電気設備の構造が多様で、電源を自動的に遮断すると、例えば医療機器であったりとか防災設備、そういったものの停止につながり、業務や安全性に支障を生ずる場合もあるため、一律に推奨することは適当ではないと考えてございます。ただし、リスクが高い建物については、個別の状況に応じて説明、指導してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 何らかの国の支援はないの。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。現在のところ支援はございません。宜野湾市においても助成事業等は行っておりません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 最後に、たき火の件を少し質疑させていただきます。それも同じように、先ほど申し上げましたたき火というのは、それぞれの箇所というのが利用されているけれども、当然、家庭の庭だとか公園、その届出についてはどのようになるのですか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。たき火については、たき火に該当する場合は全て届出の対象となっておりまして、これが個人の庭であっても届出の対象となります。消防においてたき火の定義がございまして、火を使用する設備器具を用いなくて、火をたく形態一般をいうとなっております。

配付資料4ページの(2)番のほうに、説明書きがございまして、例えば庭でバーベキューをする場合には、たき火等には該当しないと消防のほうでは考えております。ただし、庭の地面等で木を組んで木材を直接燃やしたりする行為であったりとかは、たき火に該当するかと考えてございまして、この解釈については、市民の方にもなかなか分かりづらいと思われまいますので、今後、たき火については、ホームページ等を通して、こういうのがたき火ですよということでPRして、たき火に該当する場合は届出が必要ですよと、分かりやすく周知したいと考えてございまして。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 要するに火をおこすのに木材を使用しても、いわゆるこれ直火です。直火については駄目ですよというような内容だと思うのだけれども、それ周知の方法と、そしてまたもし万が一実施をされたら、罰則規定なんかもあるのですか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。届出についての罰則規定はございません。ただし、先ほどからちょっと申し上げている林野火災警報、注意報が出た場合には、たき火の使用等が制限されます。その場合には、例えば注意報であれば努力義務になるのですけれども、警報の場合は強制力が伴います。それによって、例えば消防が警報を出しているにもかかわらず、自宅のほうでたき火をしているものを発見した場合、消防は消防法第3条で、火災の危険がある行為についてはやめるように命令をすることができます。そこについて、従わなかった場合は罰則規定が設けられてございまして。

○上地安之 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございまして。進めてもいいですか。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今のたき火の件で少しちょっと確認したいのですけれども、今届出等の質疑等もあったのですけれども、このたき火の届出というのは義務になりますか、強制力がありますか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 届出については、条例で規定されているので義務だと考えてございまして、罰則規定はございません。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今のやり取り聞かせていただいたのですけれども、たき火を今定義しているわけではない

ですか。常時義務ではないという理解でよろしいですか。先ほど言った消防法の3条でした。発見した際にある。でも、市長はそのたき火を期間とか場所とか指定できると思うのです。そこに触れる場合に対しては、強制的な義務が発生して、それに触れない場合は、強制的な義務ではないという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。まず、たき火については、林野火災警報が出ている場合に、消防のほうでたき火の使用をしている場合は、覚知した場合に、命令をかけてやめるよう指導を行います。ただし、警報関係が出ていない場合に消防が覚知した場合は、届け出るように注意を促すという形になります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今、この市長が出した警報が出ていて、市の条例なので、市長がその警報を出している期間とその場所も、先ほどおっしゃった林野等も含めて、市長が指定した場所でたき火を行うときには義務であるけれども、届出の義務はあるけれども、それ以外に関しては届出の義務はないという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。今御指摘のとおりでございます。ただし、たき火については届出の期間と地域を指定しないというふうに考えてございますので、宜野湾市内でたき火に該当すると思われるものについては、全て消防のほうに届出が必要と考えてございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 実際、今市内で、令和7年度でいいですので、たき火が発生している件数というのは何件ございますか。たき火で火災につながったとか、消防が出動する件数というのは、どれぐらいあったのか確認させてください。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。実際にたき火で出動した件数については、こちらのほうではちょっと調べてはございませんが、実際に今回火災と紛らわしい届出というものがもともとございまして、その一つにたき火という文言を追加してございます。その実績についてはちょっとお答えできますので、火災と紛らわしい届出の実績についてお答えしたいと思います。まず、令和6年度は8件、令和5年度が8件、令和4年度が6件となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。実際、こういった出動する事例もございます。今回の条例改正によって届出ができるものとできないものと、たき火の定義としてうたっていて、その期間等も説明あったのですけれども、周知する際に関しては、市民の皆様が分かりやすいような周知方をする工夫をしていただきたい。今、条例文とかそういった中で説明は受けて分かっているのですけれども、紛らわしい火災とかということ自体がちょっと、市民が実際届出するときの判断するときに、ちょっと定義はされているのですけれども、届出していかどうかという判断基準をより明確に分かるような工夫をして周知していただきたいと思うのですけれども、見解を伺います。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御指摘のとおりで、今回、火災と紛らわしい届出というものにたき火という文言を加えてございます。この火災と紛らわしいという行為についても明確な定義はございませんし、たき火という文

言が加わったことによって、さらに複雑になったと私たちのほうでも理解しております。なので、今後、やはり目に見える形でホームページ等市報等を通して、こういったものがたき火だよ、こういったものが火災と紛らわしい、もしくは火災と紛らわしいものの中にたき火が含まれているのですけれども、もし火災と紛らわしい、これをやったことによって近隣に通報されてしまうおそれがあると考えるのであれば、実際には消防機関に相談してくださいというような形で周知、アピールできたらなと考えてございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 私たちは、資料を見ながらなので理解はできるのですけれども、これ周知する際には全く別だと思いますので、その辺また工夫していただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくお願ひします。これまで皆さんの質疑をお聞きして大体の中身は分かったのですけれども、1つだけ、宜野湾市とはそんなに関係ないかもしれないですけれども、この条例改正がされるわけですけれども、これは全国的に一斉に条例改正だと思うのですけれども、今のたき火の件なのですけれども、宜野湾市の場合は市街化区域で、そんなに林野は少ないということで先ほど言いましたけれども、例えば県内では農振地域あるいは北部みたいに森林が多いところがあるのですけれども、その地域によっても、改正あるいは適用の方法というのが変わる場合もありますか。もう一律、全国各都道府県みんな同じような一律した改正になっているのか、あるいは取扱い方とか特例とかがあるのかなということをお聞きしたいのですけれども。

○石川慶 委員長 予防課指導係長。

○予防課指導係長 御質疑にお答えします。たき火についての改正については、国の検討会により決定されたものでございますが、地域の実情に応じて期間の指定であったり、地域の指定をすることができるというふうになってございます。宜野湾市においては、その期間であったり地域、地区の特定は特に指定はしませんが、国のアンケートの結果を踏まえたことについて話をすると、たき火についてはやはり地域の実情に応じて、やはりこの特性に応じて期間を指定したりしているというのがございますので、一概に一律にしているということとは言えないと考えてございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 大丈夫です。分かりました。

○石川慶 委員長 では、進めていきましょうね。

では、審査中の議案第77号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時47分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時55分)

【議題】

議案第71号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 次に、議案第71号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
お諮りいたします。議案第71号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。総務部次長。

○総務部次長 よろしくをお願いいたします。当局からの補足説明は特にございません。

○石川慶 委員長 では、委員の皆様、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。上地安之委員。

○上地安之 委員 もう一度、一部改正をするに当たってどこの何が変わるのかという要点をちょっと説明いただけませんか。

○石川慶 委員長 総務部次長、説明をお願いします。

(執行部説明省略)

○石川慶 委員長 では、質疑がありましたらお願いいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 説明ありがとうございます。今資料1、2、拝見しているのですが、内容のほうは今説明して、資料で確認しているのですが、1点ちょっと確認させてもらいたいの、施行日があるのですが、資料2のナンバー3から7に関しては、施行日のほうが令和8年1月1日とあるのですが、ナンバー1、2の施行日は、これ具体的な施行日というのはいつになるのか、その辺ちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 ナンバー1の公示送達につきましては、公布日が令和5年3月31日となっております、公布の日から起算して3年3か月を超えない範囲において政令で定める日となっておりますので、令和8年6月までに施行という形になっております。ちなみに、本市におきましては、これからちょっと総務課と、あとデジタル推進課とも調整をして、それまでには施行する予定となっております。

2つ目も公示送達の関連のものになりますので、同様に施行日は、令和8年6月までに行うこととなっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。そこで、1点ちょっと確認させていただきたい。所得控除、特定親族特別控除の追加というふうになっているのですが、これ主に大学生世代の所得制限の段階的な控除していきますということであります。源泉徴収等とかでも特別枠として拝見はしているのですが、これは子育て世帯への負担軽減のために追加していくということで理解してよろしいですか。市の見解をお願いします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 大学生世代ですか、アルバイトをすると、この働き控えというのですか、この控除の壁があって、この金額を超えると扶養に入れないこともあるものですから、本当働きたくても働けないというところで働き手の不利益にもなりますし、今、なかなか働き手がいらない、雇用者側の視点からすると、なかなか働き手がいらない中で、その辺の緩和を図るという趣旨から引上げがされたものと承知をしてございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今、ちょっと確認をしたいのですが、実際、税収入をしていくわけで、宜野湾市に対象となる特定家族が、推計というのですか、見込みのほうを皆さん出していると思うのですが、その数を把握なさっていますか。今時点で公開できるのであれば、答弁していただいて、もしまだ、多分令和8年度のことなのでなさっていると思うのですが、推定とかそういったのがあれば確認させてください。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 毎年7月1日時点で行っている課税状況調べというものがございます。それに基づきますと、特定扶養控除の拡大に伴う影響の人数が65名、175万5,000円、今、創設される特定親族特別控除の部分が約301名となっておりまして580万円、トータルしますと市への影響額については、これ令和7年7月の課税状況のデータに基づきますと、約755万円程度と見込んでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 制度の追加であるので、影響額は出てくると思うのですが、この資料1で見emると、控除額が所得に応じて、45万円、41万円、31万円というふうにして、複雑といえば複雑に見える制度だと思うのですが、市民の皆さんに新しく申告して、控除を受けるために申告していくために分かりやすい説明とか、何か工夫していく点があればお伺いしたいと思います。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 条例改正が認められますと、ホームページのほうでも周知をしますし、毎年うちのほうで申告受付の際にも申告の手引であったり、説明書などで周知があるというふうに考えております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今、納税時期では、どうぞ。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 失礼しました。税制改正の内容については、もう既にホームページのほうで周知は図っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 申告漏れ等がないような対応方していただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお伺いします。2点伺いたいののですが、まずたばこ税についてお伺いします。あまり詳しくなくて、この加熱式たばこの課税方式を変えるということだったと思いますけれども、市としてこの課税方式の考え方を変えることで、税収変わらなと思うのですが、変わりますか。増えるかどうか、減るかどうかというのを伺いたいです。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今回の加熱式たばこの改正の趣旨が、紙巻きたばこの税率と比較すると、やはりまだ少し差があるというところで、その差を是正するためのものです。要は、税額が上がるという予定となっていますので、そうしますと、本市の税収は増加するのかなというふうに思っております。申告本数が変わらなければ、同じ条件であれば、税率が上がるというふうに。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これはたばこ価格に転嫁される、それとも今の値段のままでこの

考え方が変わって、税収に係ると、ちょっと仕組みが分からない。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 たばこの価格については、それぞれの販売、たばこ会社のほうが設定されますので、ちょっと私のほうからは言えないのですけれども、ただ過去の実績を見ますと、これまでもたばこ税の増税はありました。するとやはり一般的には、価格にも反映されてきたこれまでの実情はございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これは、いわゆる一つの増税に当たるものですか。要は、その税の計算方式が変わるものなのか、増税になっているのかということです。この加熱式たばこが恐らく普通の紙巻きたばこより低かったんで、ちゃんと両方取ろうという思いから増税になるのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほど少し説明申し上げましたけれども、紙巻きたばこと比べると加熱式の税率が少し低い。そこを紙巻きたばこに合わせるという趣旨の下での改正となっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ちょっと仕組みが分からなかったんで、ありがとうございます。

次の公示送達について伺いたいのですけれども、いただいた資料があるかと思えますけれども、インターネットを利用して不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くということだと思いののですけれども、市としてはこの条例が通った後に、多分対応するのかなと思っているのですけれども、市のホームページとかで閲覧できるようにしていく、その辺というのはどのようにやる予定なのかをお伺いします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 その辺はこれからちょっとデジタル推進課と進めていくのですけれども、基本的には市のホームページ上での公開を想定してございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。現在は、多分掲示板を利用してやっているものをホームページでも閲覧できるようにするということだと思いののですけれども、なので同じ情報であれば大丈夫なのかもしれないのです。懸念するのは、こっちに書いてある納税通知書等を送付できような方に交付するということだと思いののですけれども、個人情報保護の観点から問題ないというか、それってみんな一緒だと思いののですけれども、大丈夫なやり方というのはしっかりと、その辺りは検討したのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 納税通知書、主に税関係などの納税通知書であったり、そういったものが対象になると思うのですけれども、もちろん中身の公表ではなくて、氏名等であったり、市民税の納税通知書の件ですとか、そういった公表されるものについては、極力必要最小限の情報に限っています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 もう国全体で同じやり方をやっていくものだと思いののですけれども、その辺り、ここまでだったら大丈夫ですよというガイドとかアドバイスのものは国から案内等がありますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 デジタル庁のほうからアナログ規制の点検・見直しマニュアルがございますのでそれに沿った形で交付はやっていこうと思いのしています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 情報保護はすごく厳しくいわれる時代なので、しっかり守っていただいた上でできるようにしていただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。上地安之委員。

○上地安之 委員 たばこ税の件で幾つか確認させてください。たばこ税が増税をされるという理解だと思うのだけれども、これは間違いないのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 増税という表現が正しいかどうかはちょっとあれですけども、先ほど申し上げましたように、今回の加熱式たばこの改正については、紙巻きたばこの税負担率と同等の水準にする改正となっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは、価格転嫁していくわけでしょう。たばこの格差があった。ちなみに、紙巻きと加熱、どの程度の価格の上昇していくのか、これ説明いただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 この税率の部分についてはお答えできるのですが、やはり価格がどの程度値上げされるのかについては、ちょっとそれぞれのたばこ会社のほうでの判断になるものと認識しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ということは、事業所が価格転嫁しないというのであれば、それは据え置きされるということですか。その条例を改正するということは、その前提ではないか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 たばこ税は改正しますが、それを価格に転嫁するかどうかはもうそれぞれのたばこ会社の判断になるものと認識しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そうすると、事業所に対して価格転嫁しないように行政のほうで、これ冗談なのだけれども、これ転嫁しますよ。そして、国は税込100億円を見込んでいるのです。そして、何が当たるかというのも国は一定の方針を出されているわけ、これ転嫁されるというのはもう確実です。この加熱式たばこの転嫁を予定されている種類というのは皆さんのほうで把握されていますか。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時14分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時14分）

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 転嫁されていくのだらうなと思います。

そこで、ちょっと念頭に置いてもらいたいのは、これ地方消費税についても、たばこ消費税についても増額傾向の試算が出ています。そこで、これはお願いというか、頭に入れてもらいたいものだけれども、宜野湾市はこの数年間、限度額を上回って県に交付するシステムを取られているわけです。それを行政側で念頭に入れて、限度額の見直し、これやっぱりやるべきだと思います。それは一つの転機として主体性を、提起を

させてもらいたいだけでも、国の動向で、たばこ税の増税をしていく。一方では、本市においては、多くの事業者の皆さん方の理解と市民の理解を得て、かなりたばこ消費税が増額になっている。ところが、限度額は設定されている中で、一部の超過するものについては、県に交付している仕組みというのは、限度額を見直してもらって、これ頭に入れておいたほうがいいのではないかなと思います。それだけで、以上です。

○石川慶 委員長 ほかにありませんでしたら、よろしくお願いいたします。

（「進行」という者あり）

○石川慶 委員長 では、進めていきましょう。

審査中の議案第71号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時15分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時20分）

【議題】

議案第69号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第69号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第69号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。総務部次長。

○総務部次長 補足説明はございません。

○石川慶 委員長 それでは、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。ちょっと確認1点だけさせてもらいたいのですが、今回の人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う影響額として、皆様から資料いただきました。この資料の中拝見していくと、一般職772人当たりのベースアップ分と期末勤勉手当、そして共済費部分が出ております。特別職に関しては、国の動向を踏まえて別途改正として説明を受けてあります。

そこで、確認なのですが、今回の改定は、国の人事院勧告、また県の人事委員会の勧告のとおりで改定していると、市独自の判断で何かどこかを改定している部分はないというふうに資料を見て受け取っているのですが、そのとおりでよろしいですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 上里広幸委員の御質疑にお答えいたしますが、今、質疑のあったとおり、独自に対応したものはございませんで、人事院勧告、それから、県の人事院会、それとあと他市の状況とか県の状況とかも踏まえた形での提案としてございます。独自のものはございません。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 独自の判断はないということで理解しました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございましたらお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分からないところの説明をお願いしたいのですけれども、資料出していただいているのですけれども、この令和7年度の人事院勧告で、これが保育園とかにも大きく影響を与えるということがあるのですけれども、その辺りのことも予想していますか、宜野湾市において。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 御質疑にお答えいたします。今回の人事院勧告、今回の条例の提案の内容については、市職員の部分に関しての対応でございますので、保育士についても同様に対応されるものでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 公務員が今度4月からの遡及もあって改定されたときに、保育園とか、今幼保連携があるので大きく影響してくるかなと思って、その辺りすぐに影響が出るかなと思って質疑しています。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 御質疑にお答えいたします。繰り返しの答弁になろうかとは思いますが、今回の提案は、市職員の保育士の改定もそのように対応されるものでございます。民間の保育所に関しては、この条例とは特に関係はございません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 了解しました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今までの説明で国の人事院勧告のとおり、それから県の人事院会はまだ説明の段階で市のほうには来ていないということなののですけれども、それはもう国、県の人事院の勧告されたものについても、この今回、条例改正の中に入っているのかどうか。

それから、給与改正はこれまでであったわけですが、以前はやはり中堅から、それから若い職員の給与を上げていこうということで特徴があったと思うのですけれども、今回その特徴は、少し説明の中でもあったのですけれども、特に若い職員の皆さんの給与を引き上げていこうということもあったような気がするのですけれども、この2点もう一度確認したくて、2点答弁いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 御質疑にお答えいたします。今回、参考資料として配付してございます。横様式の令和7年人事院勧告を踏まえた給与改定についてというタイトルで資料を配付させていただいております。上の内容が国と県の勧告の内容でございまして、まず国の人事院の勧告の内容ですけれども、月例給は若年層に重点を置いて全体的に引上げしますと、これは県についても同様でございます。ボーナスの部分については、年間0.05月分の増というふうにしておりまして、こちらも沖縄県も同様な形となっております。

それを受けて、2の下の方の欄、枠のほうにございますのが本市の対応ということで、国、県同様に月例給も若年層に重点を置いて全体的に引き上げしますと。おおよそ8,300円から1万2,400円の幅での月例給の増額となっております。ボーナスも同じく国、県と同じく年間0.05月分の増という形でやってございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今回の人事院勧告、国の勧告もあるいは県の勧告を踏まえて、若年層の給与水準を少し多めに引き上げるということの今答弁だったと思うのですけれども、それと同時に、こういった形で、給与に関する大事な勧告は出ているわけですが、市の職員の組合との話し合い、あるいは団交というのでしょうか、いろんなそういった話し合いというのはもう進んでいるのかどうかというのを1点お聞きします。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 組合側と人事課と協議を、説明をしまして、組合サイドからはできれば年内の対応をしてほしいという形で、内容についてはここ4年、増額の勧告を受けておりましたので、おおむね理解いただいているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 以上です。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、質疑ありましたらお願いいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 確認させていただきたいのですけれども、約1億6,100万円というのが合計で試算されているのですけれども、一般会計において、この1億6,100万円の財源の内訳というのは、どうなっているのですか。これちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 税源といいますと、市単費のみの対応となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これも以前と乖離はなく、市の一般財源からもう完全に支出していくという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 では、ほかにありましたらお願いします。上地安之委員。

○上地安之 委員 お願いします。資料が届いておりますけれども、国の人事院が対象事業所、従業員50、100人の企業に今回から考えているということですが、同じく沖縄県の50人規模の事業所から100人規模の事業所を対象としたその調査、結果的には国が示している改定率と、沖縄県の人事院も同様な比率が確保されております。それに間違いございませんか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、これも同じく資料なのだけれども、これまで平成28年から毎年勧告されていすね。そして、その改定の格差、民間と公務員の格差に対して、改定率等も勧告されておるのだけれども、これまで宜野湾市は、期末手当については人事院勧告に基づいて対応してきましたよね。例えば人事院勧告が民間に比較をしたら、今年の調査については、勧告内容が下回った、改定率を下回った勧告もありました。その都度、宜野湾市はその対応をされて、勧告内容に沿って対応されておられたのですか。つまり上昇分、あるいはまた低くを抑えたというか、そのときにも宜野湾市はその対応をされてこられたのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 御質疑にお答えいたします。昨日の一般会計補正予算のほうで、上地委員より資料要求がござ

いました資料を本日お配りさせていただいております。資料番号が右側に6と書かれた資料でございますが、1ページ目、大きい1番、人事院勧告に伴う期末勤勉手当の対応ということで、直近10年のものを示させてございます。平成28年から平成30年にかけて、人事院勧告、沖縄県人事委員会の勧告、それに基づいた宜野湾市の対応、これは全て同じような形となっております。

令和元年についてでございますが、人事院勧告は0.05月分の勧告をされておるのですが、県の人事委員会では据置きとされて、宜野湾市のほうも据置きをしたという形、令和2年度について人事院勧告は0.05月分のマイナス、ただし沖縄県の人事委員会は据置きをしたと、その状況も見て宜野湾市のほうは据置きをしたという形を取っています。

令和3年度のほうについてなのですが、こちらのほうでは、人事院勧告は0.15月分の減額という形で示しておりまして、県の人事委員会も同様にそのように示しております。本市のほうは、令和3年度は据置きというような形でちょっと今表現が見えるかとは思いますが、こちらは実は令和3年度については、国のほうで衆議院の解散があつて、それで法律の公布が翌年の令和4年度に公布されたものですから、少しタイミングがずれたような形で引下げを行った対応としてございます。

その後は、令和4年の11月と、その下まで、令和7年度、今年度の部分に関しては同じような形の対応を取ってございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 つまり、国、県の勧告が改定率の引下げを勧告した際の対応については、宜野湾市は据え置く対応をしたということですか、それとも勧告内容に沿って対応されてこられたのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、令和元年は人事院勧告と県の人事委員会はそれぞれ対応がちょっと変わってはございますが、その際は、県の人事委員会とか県の対応、それから市町村の対応を見ながら据置きというような形にしていたりしてございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 つまり、改定率が減額の勧告の際においては、本市においては据え置き対応をされたということですね。

(「はい」という者あり)

○上地安之 委員 分かりました。

ちなみに、宜野湾市の報酬として、この対応方については何かに明記されているものが、人事院勧告に基づいて対応しているというような指針があるの。これどこで最終的に決定していますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 御質疑にお答えいたします。何か規定などがあるのかというような御質疑だったかとは思いますが、これまで本市の対応としましては、これはどの市町村も考え方は同じだと思うのですが、地方公務員法の59条、技術的助言というものがございまして、総務省通知によって各地方公共団体においては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告等を踏まえつつ、地域における民間給与との状況を勘案して適切に対処することというふうにされてございますので、それにのっとった形でやっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 総務省の通達に沿って本市も対応されるということで、人事院というのは、管轄は総務省

ですから、分かりました。

ところが、今回1億6,200万円でしょう。これは、正職員、会計年度、特別職全て入れて1億6,200万円の影響額ですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 今回、給与に関する条例の一部改正ということで参考資料を提出させていただいております。今の御質疑について1億6,000万円余りの部分については職員分、一般職の職員分のみになっております。参考までに下に特別職の影響額という形で示させてございますが、仮に、国の法案が出た場合というところで影響額をちょっと試算したものではありませんのですけれども、その場合ですと、特別職については75万4,000円余りというふうにしてございまして、トータルしますとそう1億6,258万円弱となります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 会計年度任用職員はどうなっていますか。

○石川慶 委員長 上地委員、一応、次の議案にはなっているのです。

○上地安之 委員 そうか。

○石川慶 委員長 議案が分かれているから、一応。

○上地安之 委員 これ一緒にやってもいいのではないの。

○石川慶 委員長 担当課は。

(「構いません」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時49分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時49分)

【議題】

議案第69号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 改めて、議案第69号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、そして議案第70号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

では、質疑を続けていきたいと思います。上地安之委員。

○上地安之 委員 今回の人事院勧告に基づくというのは、職員の給与、それは正職員、会計年度任用職員同様だと思いますので、先ほども少し会計年度任用職員の確認させてもらいましたけれども、引き続きその総額について、正職員、会計年度任用職員、特別職、その影響額は幾らになりますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 御質疑にお答えいたします。まず、一般職の影響額については1億6,182万5,556円、ちょっと細かいのですが、この影響額となってございます。特別職については、仮に国の本案が今提出されたばかりではございますが、そのとおりにいくと試算した場合には75万4,862円というふうにしてございます。

会計年度任用職員に関しては、金額にしまして報酬、手当、共済費等々影響はありますが、1億2,590万円

程度としてございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 総額は幾らぐらいですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 御答弁申し上げます。金額にしまして2億9,158万円となります。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今回、人事院勧告に基づいて、本市は総務省の通達に沿って、毎回、勧告の内容に沿って対応してこられた経緯があります。その3億円近く、これ一般財源なのですね。支出をするに当たって、宜野湾市はその対応をされてきたのだけれども、他市もみんな同じように対応されていたのですか。何だかんだ言っても、これ一般財源の支出だから、場合によっては財政状況に応じては、対応できない自治体も発生していると思うわけ、どこがというような具体的なものではなくて、それは認識していますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 そうですね。この人事院勧告については、毎年、勧告はされて、ここ数年は、アップの勧告をされております。今、委員からの御指摘があるとおり、確かに財政規模が小さい自治体についてはそれなりの影響があるのではないかというふうに考えております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 当然、今回、2億9,100万円の対応するに当たって、いろいろと今後の財政収支ももうそれ検討されていると思います。注視してされましたか。それは、人事課、総務部もその通達に沿ってやるということで進めてこられてきたと思うのだけれども、これはある意味、財政全般に係る、それはどのように段階的に検討されてこられた、それちょっと対応されましたか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 こういった人件費に関することについては、財政影響は大きいというところは認識しております。毎年、新年度予算編成方針の中で、財政課が中心になってはございますが、全庁的にこの事務事業の見直しとか経費節減についてということで、継続的にこういった取組を進めるようにというような形で、毎年、全部局について説明はしているところではございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは、きょうは財政課長同席していないから、ちょっと細かい話はできないけれども、それは皆さん方の担当の中での話ではないと思います。これは、ラスパイレス指数だとか、今後、将来負担比率だとか実質公債比率だとか、そういった影響をしてくるわけよ。だけれども、その手続しっかり取った上での将来負担に向けての財政状況も鑑みた結論に至ったのかというのは、非常に大事だと思うわけです。それは、もう改めてまたちょっと確認をさせていただきますけれども、そこで一般財源の支出ですよ、全て。後ほど、国に対する基準財政需要額に算定として算入されていく、そして交付税措置をされていくような仕組みであるわけ、仕組みになっているのだけれども、ところがその仕組みといえども、それが100%交付税に反映されるかというのはまた別物ですよ。ですから、さっき言ったように、単なる人事院の勧告が重要ではなくて、将来負担の財政状況も鑑みて議論されたのかというのは非常に重要なのです。それは、もうちょっとまた新たな機会でも申し上げたいと思いますけれども、その手続を踏んでいますよね。

それから、もう一点、これだけではないわけです。ちなみに、前年度の保育士の対応、それ去年度末の3

月議会に提案しましたね。その金額は把握されていますか。人事院勧告に基づく、今回、2億9,000万円の支出をしているのではないですか。前回は前々回も同じように対応してこられているのです。同じく、それも保育士、これ職員の削減をしまして、保育士は時間をずらして、その議会に提案しているのではない、その金額幾らですか。概算で構いません。

(「休憩」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時49分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時49分)

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それ、ごめんなさい。しかし、人事院勧告に基づく内容としても、正職員、会計年度任用職員、特別職、今回対応していく、それだけではないわけよ、人事院勧告に基づく収支対応というのは、保育士も入っているわけ。ですから、保育士の支給額が幾らか分からないけれども、財政の今後の負担についての財政状況の議論というのは一体だと思うわけです。だから、あえてそこで確認をして、負担のない、あるいは鑑みておられるのであればというふうなことで安心して支出を判断できるのではないですか。それは、1つ改めて機会がありましたら確認させていただきたいと思います。

あと1つだけ、地方交付税の措置、これ追いかけたほうがいいです。単なる支出をしたから終わりではなくて、交付税で措置されるという制度が仕組みであるというだけではなくて、どれだけの反映できるものかというのはやっぱりそれも注視してもらいたいなと思います。

以上で終わりますけれども、それから、保育士の対応方については、できるならば、これ定例議会ではなくて、臨時議会でやって、年度内支出をやるのが一番の形です。これは、他市町村では臨時議会開催しているわけ、年度末に支給しているのです。宜野湾市の対応方については、3月定例議会に提案をして、支出は新年度の4月以降になっているわけ、保育士の確保に対する影響も大きな影響が出てきます。ですから、そのような対応していくのであれば、その効果の運用が対応できるように、それもやっぱり視野に入れたほうがいいのかと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 単純に分からないので聞きたいのですけれども、国の人事院があると思う、都道府県にも人事委員会というのがあると、今回は国のほうの勧告と沖縄県のほうも勧告出したということで、宜野湾市はそれに準じてこの改正案を出しているというまず理解ですけれども、まずそれでいいのですよね。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 資料を見ますと、国のほうは、東京であれば東京23区の1,000人以上の従業員の調査等を行って、いろいろところの勧告を進めているというふうに言えるのですが、東京23区といえば、やっぱり日本の中では一番業績も多分いいところだと思うのですけれども、沖縄県の人事院の勧告というのはどのような企業を対象にしているのか、この人事院の方というのはどのような方が人事院になっていて、何名いらっしゃるのか。あと、それと、任期はどれぐらいになっているのか。まず、その人事院についてちょっと説

明いただきたいなと思っていて、これはやっぱり行政から独立しているとは思っているのですが、どのような方を任命して、どのような任期でやっていくのか、国のほうの勧告は東京23区みたいな形で書かれていますけれども、沖縄県はどのような企業を対象にして勧告していくか、その流れが知りたい。この実施した調査がもしあるとするのであれば、それは何か見られるものだと、どういった企業をして、この企業はどういった給料アップ、ベースアップしていますので勧告しますよというふうにやっているかというのが見られる透明性があるのかどうなのか、ちょっと説明いただきたい。

（「委員長、ちょっと休憩を」という者あり）

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時53分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時54分）

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今ちょっと答弁できないならば、資料としていただきたいなと思っています。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 平安座委員の御質疑にお答えしますが、この人事委員会及び人事委員の構成メンバー等の公表はなくて、調査された内容については、今回資料提出しているものは、国の人事院、それから県の人事委員会が調査した結果ということでの資料は出されておまして、その資料に基づいて今回この一部抜粋という形で資料を作成させていただきました。

この中を見ても、どういった職種の民間企業を対象にやったかとかというのはなくて、単純にここで記載があるように、事業所規模を50人以上とか100人以上とかの県内の422の民間事業所からというような記載しなくて、もし資料としてお出しするものであれば、この国や県が出しているものの資料であれば、提出することは可能でございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 国の資料というより、県がどのような調査を、県の人事委員会が出している資料があるのであればそれを提出していただきたいなと。

もう一点、これ人事委員会って、都道府県の長が任命して、多分議会の議決等も経て人事委員会というふうになされるのではないですか。私、何かそんな認識だったのですが、なぜ透明にできないのかがよく分からない。要するに名前も公表されていないという今お答えだったので、何かおかしいと思うのですが、任期もない、どのような方がやっているかも分からない勧告について、行政側が従っているということになるのですか。その辺をちょっとお聞かせください。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 失礼いたしました。少し説明が足りなかったと思うのですが、今、国から示されている資料の中では見えていなかったということですので、少しお調べしてその構成員などのメンバーが把握できるものがあれば、それを基に資料を作成して提出したいと思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、すみません、よろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。進めてもよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進めていきましょうね。

審査中の議案第69号及び議案第70号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時59分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後0時00分)

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

(散会時刻 午後0時00分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和7年12月11日（木） 3日目

午前10時00分 開議

午後 0時33分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	上里 広幸
委員	我如古 盛英

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	プリティ宮城ちえ
委員	宮城 政司

○欠席委員（0名）

○説明員（18名）

総務部次長	津波古 良幸
人事課長	上地 章弘
給与係長	饒平名 直
企画政策担当主幹	小橋川 陽介
観光スポーツ課長	福本 司
こども部次長	浜里 郁子
保育こども園課長	山城 隼人
教育部次長	真鳥 かおり
文化財整備担当技幹	徳田 英明

契約検査課長	伊禮 理子
人事担当主査	山川 真司
企画部次長	玉元 智
財政課長	比嘉 隼也
スポーツ振興係長	吉澤 元貴
認定こども園担当主幹	又吉 時生
施設給付係長	仲松 剛
文化課長	饒平名 文治
施設課長	我那覇 宗康

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第62号 令和7年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

議案第69号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

議案第77号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

請願第 2 号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願
陳情第 12 号 公契約条例の制定を求める陳情
陳情第 18 号 学生議会開催について

令和7年12月11日（木）第3日目

○石川慶 委員長 ただいまから総務常任委員会、第3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第62号 令和7年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

○石川慶 委員長 継続審査となっております議案第62号 令和7年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本日は、さきの委員会で決定いたしましたとおり、配付いたしました資料のとおり質疑を実施してまいりたいと思います。

それでは、質疑を行ってまいりたいと思います。皆さん、別紙の今日の質疑の一覧表を御覧になってください。この順に進めていきますので、よろしくお願いします。

ではまず、1の項目から順に質疑を進めていきます。10款2項3目嘉数中学校運動場防じん対策費について、プリティ宮城ちえ委員、よろしくお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 おはようございます。前の会議でも説明していただいたのですが、もう一度ちょっと確認をしたいのですが、これは防衛施設補助費、国からの補助金からのこの防じん対策事業が出ているということで間違いないですね。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 皆さん、おはようございます。御質疑にお答えします。嘉数小学校運動場防じん対策事業のほうにつきましては、防衛施設局のほうの特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金を活用した事業となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 その国からの補助金の中で、それで嘉数小学校でこの強風の中で子供たちに被害を及ぼすということを防ぐためというのが大きな目的となりますか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 御質疑にお答えします。今回、計画してございます嘉数小学校運動場につきましては、グラウンド表面の舗装自体がクレイ舗装、いわゆる土の舗装になってございまして、体育の活動だったり、スポーツ少年団の活動だったり、屋外でその活動する際に、どうしてもやっぱり風が強い日とか、近隣のほうに粉じん被害があるということで学校のほうにございまして、それでその対策を図るための事業として実施するものでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、これは環境、周りの市民にほこりが飛んでいくことを防ぐということで、子供たちに対する影響とかではないということですね。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 この費用は600万円ほどかかったと聞いたのですが、この維持費というのはどうなっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 今回の防じん対策事業では、今現在、設計のほうを進めているところでございます。その中でグラウンド全体を芝生化するのか、一部クレー舗装と芝生を整備していく形にするのかとか、そのままクレー舗装で、土の舗装で粉じんが舞にくいような材料を活用した土に置き換えるのかとか、そういうのを今様々な検証しているところでございます。

維持費につきましては、仮に芝生化された場合の話なのですが、現在、はごろも小学校だったり、大山小学校、長田小学校でかかっています1校当たりの維持費につきましては、おおよそ芝生のメンテナンスとか草刈り作業、そういったのを含めると年間1校当たり大体70万円ぐらいかかっているかと。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 丁寧な説明ありがとうございました。理解しました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、続けて行きます。

では、続きまして、質疑項目の2番、繰越明許費、文化財保存整備事業について、上地安之委員。

○上地安之 委員 一昨日に質疑をさせていただきました。1回目の入札が全社辞退、2回目も指名競争入札で実施をしたものが全社辞退という説明だったわけなのですが、まず予定価格の件で、ちょっとうまくかみ合わなかったというふうなのがありますが、予定価格の設定についても一度確認をさせていただきますか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 おはようございます。前回、予定価格は事前公表は行っているかという質疑に対して、ちょっと曖昧な答弁になってしまいまして、大変失礼いたしました。

確認しましたところ、宜野湾市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の第4項に基づいて、事前公表を行っております。具体的には、入札執行通知にて事前公表を行っているということと、あと契約検査課の窓口においてでも閲覧は可能というふうになっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、この予定価格の設定根拠はどのような根拠ですか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 野嵩スディバナビラの実施設計、それを行った後に設計金額を積算しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちょっと結論から少し申し上げます。それも前回触れましたけれども、予定価格の設定というのは、市場価格、事業の内容、現場に応じた実勢価格というのが反映されていますよということも申し上げました。その根拠法としては、地方自治法施行令167条の2、この入契法では、予定価格の設定は適正な価格でなくてはならない。設定の価格とは一体何かというと、今申し上げました実勢価格なのです。それが反映されていないのではないかというような前回質疑しました。よって、1回目の全社辞退、2回目の全社辞退につながったのではないかというような質疑をしたのです。それで、皆さん方の予定価格には実

勢価格が反映されていますか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 参考見積りということで、今回3社ほどから参考見積りを取っております。あとその内訳として、石畳の舗装であったり、あと材料費だったりとか、細かな参考見積りを取っております。あと、当該事業でこの急傾斜地になっているものですから、履行の難易度、急傾斜地であったり、あと人力作業等も考慮いたしまして、あとほかには履行期限なども考慮して積算してございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 1回目の予定価格、それは事前公表をしておりますよね。2回目も予定価格は同額なのですよ、同額。実勢価格というのが反映されていないのではないかなと、よって、全社が辞退というのは、まさにそこではないかなと思っています。これ皆さん方見積りを徴収して、複数の受業者から徴収をして3社に依頼をして、その影響かと思うのだけれども、果たしてこの見積り価格の中に実勢価格というのは反映されているのか、これ検証されていますか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 お答えいたします。1回目入札不調に至った際、全社辞退ということで、第2回目には入札を行ったのですけれども、その2回目の後に、全社に今後の参考にしたいということでアンケートを実施しました。主な要因として、手持ち工事が多いということで工事技術者の確保が難しいということがありました。そのほかにもやはり急傾斜地で難易度があるというのも1社程度でありました。あとは、金額等に関しての具体的な辞退理由というのがなかったものですから、ただ3回目、今回、年明け入札、検討しているのですけれども、その際はやはり物価高騰等もありますので、今積算を単価見直し等を含めて、今、準備を進めているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それもやったほうがいいですよ。だって、実勢価格に全然反映されていません。それは机上の上での単価を上積みして、その予定価格が積まれているのです。ところが、現場というのは、これは下には入らないですよ、しかも急傾斜地ですよ、狭隘です。人力なのですよ、そこ。それが本当に反映されているかなと、それは見直すべきだと思います。それは、事業者の辞退理由については、技術者の配置だとかいろいろと言われるのかもしれないけれども、しかし予定価格の設定の根拠というのが実勢に合うか合わないかというのは、それは皆さん方の検証です。皆さん方がこの予定価格というのは依頼をして、金額を決定していくから。ですから、改めて、単純に技術者の配置だけではなくて、実勢に反映されるように検証したほうがいいです。今、答弁があったように、新たに積算を積み上げていくというような説明があったから少し安心したのだけれども、その上で対応しないと、これ過去の話をしめますけれども、屋外劇場だってそうだったのです。あれ予定価格8億円増額しました。しかも、単費でやったのです、起債で。ですから、そのことがないように、資機材だとか、あるいはまた人件費だとか、そういうのももちろんでありますけれども、現場、まず現場をしっかりと検証した上での予定価格の在り方というのは検証すべきだと思うし、その上で新たにまた入札をしないと、いつになってもこれ平行ですよ、今のままで行くと。ですから、それは国庫補助金も入っていますので、国庫補助金というのは、基本的には予算の単年度主義だから、1年、2年目の繰越しはできたとしても、その後というのはできないから、そういったケースも想定されますので、ぜひとも改めてその予定価格の在り方、この金額の適正、現場に応じた実勢価格が相当されているのか、それも含めて

対応していただければ、新たにまた契約にたどり着けるものだと思いますので、ぜひとも、今答弁にあったように、新たに検討して予定価格を見直しをしながら対応していただきますようお願いをいたします。以上です。

○石川慶 委員長 では、進めていきます。続きまして、項目3です。資料番号7、そして3款2項2目の施設型給付費等返還金（過年度分）について、そして認可保育園児童措置費負担金について、人事院勧告による人件費についてということであります。こちら我如古盛英委員からお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしく申し上げます。返還金が宜野湾市の場合は、資料のとおり返還されたということでやっているのですけれども、この返還金の今回の計上で、ライオンの子グループの不正受給の件に関しては、全額もうこれで宜野湾市の場合は、完全にもう返還されたということで理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 もう少し幅を広げて聞きますけれども、このライオンの子グループは浦添市あるいは那覇市のほうでもそういった給保育士の設置等による不正受給しているわけですが、それもみんな解決されているということで、返還されていることでしょうか。これは、他市のことから、参考的にお聞きしたいのですけれども。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 御質疑にお答えいたします。聞いている話ですが、那覇市、浦添市さんも同様に、認可保育所に係る不正受給分については返還を受けたというふうに聞いております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ということは、これまでこの問題に対して宜野湾市あるいは浦添市、それから県もしっかりした調査をして、不正受給額の総額を調べないといけない。それから、どういった原因でどういった方法でその不正が行われたかというのをしっかりと調査してきていると思うのですけれども、これに対する一定の調査の結果が出たということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 不正受給額の原因につきましては、我々特別監査の中で、人員配置の部分で二重配置であったりとか、いなかった人、我々に人員配置をしていると虚偽であったりとか、そういった具体的な内容についてはヒアリングの中で確認はしまして、その中で不正受給額を算定して請求をしたという形ですので、不正受給額についての調査は、今後は踏まえた上で額を算定したなという形です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今回の一般会計の補正に、これまで不正で支給されていたものと、それからプラス利息も入って返納されて、それからそれを返還金としてまた国、県に返納するわけですが、その一つの一段落としてこれは終わっています。あとは、やはり県と浦添市、那覇市や宜野湾市もそうですけれども、厳正に対処するということから、まずは第一に、損害がないように、あるいは保育園で保育を受ける保護者プラス児童、そういう方々が犠牲にならないような、不便が出ないようなことが大事だったと思いますけれども、そういったことはもう済んで、次の段階に入っていると思うのですけれども、さらに厳正に対処するということは、さきの委員会でも少しお聞きしましたが、その告訴、刑事的なこれらの一つの、言

いは悪いかもしれないですけども、横領的なものにもなると思うのです、横領事件にも。そういったものをしっかり原因を正してこれからやっていくというふうに、厳正に対処するということですけども、それは宜野湾市だけではなくして、あるいは浦添市、その保育所が所在していたその市町村、そういった非があるわけですから、県も入れてどういった形で告訴という形で刑事事件に持っていくというか、これからどういう形でやるか、県を中心にやるのか、あるいは宜野湾市は宜野湾市独自でやるのか、そういった方針というのも決まっているのですか。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 不正受給額につきましては、返還は確かに返還されました。ただ、行った行為についてというところは、厳正に処罰を求めているという考えは当局としてもありますので、その部分についての宜野湾市としての告訴の方針というところは、現在弁護士も含めて検討を行っているところです。

また、他市、県については連携をしておりますので、各それぞれが告訴するのか告発をするのかというのは、その自治体のほうで検討して、個別で行っているという方向になっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 宜野湾市の方針としては、その不正行為に対しては厳正に対処していくという、告訴まで持っていくということ、例えば他市のことになると、答弁ありましたけれども、そういう確たる連携というか、そういうことはない。これは、県もやっぱり予算的に関連団体に入っていますので、県のほうの方向性も一緒にやらないといけないのではないのですかというのは、市としても。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 先ほども申し上げましたが、連携は常にとっておりまして、情報交換もしております。ただ、一緒にやるかどうかというところはそれぞれ案件、中身が変わってくる部分もありますので、そこは各個別で依頼している弁護士さんと判断して、告訴をどの時期でやるのかというところはタイミングが少し変わってくるのかなと思っています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 私は、ここのほうが大事だと思いますので、市のほうに返還はされているわけですから、あとはその行為に対する対処の仕方だと思います。私は、以上で終わります。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、引き続きまして、上里広幸委員。

○上里広幸 委員 資料提供ありがとうございます。よろしくお願いします。

今回の補正予算の件で、返還額等については確認させていただきました。資料提供していただいているので、資料の内容をちょっと確認させていただきたいと思います。

まず初めに、今回、この不正受給を行った当事者なのですけども、ライオンの子グループ法人とあるのですけれども、そのグループ法人というのはどの団体を指していますか。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 今回、ライオンの子と言われるグループ法人については、まず社会福祉法人ライオンの子は、当時理事長が末広氏でありました。ライオンの子ホールディングス株式会社、こちらは主に小規模保育事業を運営している会社になりますけれども、そこについても当時、特別監査実施した日については、代表者は末広尚希氏ということで、同代表者が運営しておりましたので、グループ法人という形で捉えております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ちょっと認識の確認でした。これ社会福祉法人と株式会社の企業、代表者が同じということでグループ法人というくくりでということですよ。これ共通認識の確認させていただきたいと思いました。

続いてなのですが、令和7年2月12日に補助金が返還されています。これは市の一般会計のどこで反映されていますか、これは令和6年度中に入っているのか、令和7年度の一般会計に入っているか、ちょっとこれ1つずつ確認させてください。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 その件に関しては、少し確認をしてから回答したいと思います。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時25分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時25分）

○石川慶 委員長 認定こども園課長。

○認定こども園課長 この資料番号10の一番下の部分です。令和7年2月12日に返還された補助金78万7,855円については、令和6年度の予算のほうで雑入で入れています。補正の時期をもう過ぎてしまっているので、補正には上げられないです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 続いてなのですが、令和7年3月14日の金融機関の窓口にて振込であるのですが、それに対しても、これは令和7年度に入ってきているのですか。

○石川慶 委員長 認定こども園課長。

○認定こども園課長 令和6年度の予算です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これは、3月31日も同様ですか。

○石川慶 委員長 認定こども園課長。

○認定こども園課長 同様でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この4件に関してなのですが、誰が誰に返還したのですか。どの企業が、このグループ法人あるのですが、このグループ法人の誰が誰に振り込んだのですか。

○石川慶 委員長 認定こども園課長。

○認定こども園課長 私たちが返還を求める際は、法人に対して納付書を発行して、その納付書をもって法人から返還いただくという形になっています。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 それをちょっと確認させてください。どの法人から市に対して返還があったのですか。

○石川慶 委員長 認定こども園課長。

○認定こども園課長 ライオンの子ホールディングス株式会社のほうに、社福とは別です。株式会社のほうに納付書を発行して、そちらから返還を受けているということです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 では、今回の10月15日に入金されているものに関してはどうですか。

○石川慶 委員長 認定こども園課長。

○認定こども園課長 同様に、法人宛てに、ライオンの子ホールディングス株式会社宛てに納付書を発行して返還を受けております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 確認できました。ということは、繰り返し確認するのですが、宜野湾市が受けた被害についての返還金というのは、もうこれで完済されているという理解でよろしいですか、全て。

○石川慶 委員長 認定こども園課長。

○認定こども園課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 返還されてはいるのですが、この不正が起きた時期、再度確認なのですが、この不正受給の問題というのは、本市としては解決したという解釈ですか。返還金も含めて、行為も含めて、責任を求める行為も含めて、この不正受給に関しては、今回の返還金で終了したという認識を持たれていいますか。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 先ほど我如古委員の御質疑にも答弁したとおり、行った行為というところは消えない部分でありますので、本市としてもその行為に対する処罰を求めるところで、告訴というところは検討してございます。

過大に払われた公金の行方というところは、本市も含めて市民の方々も知りたい部分ではありますので、そこは告訴も検討しながら警察のほうの捜査で明らかになることを期待して、告訴を検討しているところです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これ当局のほうで不正受給した金額等に対しての使途とか、そういったものも追及していくのも検討していくということで、よろしいですか。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 不正受給額の法人の使途については、やはり法人の会計になる部分がありますので、我々も調査する範囲の限り、限界がございますので、そこは、捜査権限のある警察に任せる必要があるのかなと思いますし、先ほど我如古委員がおっしゃっていた横領という部分は、法人の内部に関わる部分でございますので、そこも捜査の中ではっきりするのかなというところの期待はしております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この不正受給が起きて、市長のほうからも厳しく対応していくということがあって、皆さんも取り組んできている状況です。共通認識として、この問題は全て完全に終わっていないという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 そのとおりで告訴も含めて検討しているというところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員　そこで、一般質問とかあったのですけれども、この不正受給の当事者というのは、当時の社会福祉法人ライオンの子とライオンの子ホールディングス株式会社という認識でよろしいですか。

○石川慶 委員長　認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹　不正受給を行った当時のやはり法人の管理者、代表者というところが捜査されるべきところかなと。

○石川慶 委員長　上里広幸委員。

○上里広幸 委員　今おっしゃった法人というのは、この社会福祉法人と企業も含めての法人という理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長　認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹　不正受給額につきましては、社会福祉法人もライオンの子ホールディングス株式会社も不正受給を行っておりますので、両法人という形になります。

○石川慶 委員長　上里広幸委員。

○上里広幸 委員　当事者は双方にあるということで、共通の理解ができました。

私たちも市民の非常に大きな関心事なのです。そこで、皆様方からの説明を受けて、しばらくの間は県、那覇市、浦添市と調査してまいりますので、刑事告訴とその後の動向については皆様方から報告しますので、どう見守ってくださいということであったのです。その内容をいつ公表していくのですか。これ決着して、刑事告訴した段階で議会に対して報告していくのか。それとも、再度その都度報告していくのか。どこで決着していくかという道筋を、方針出ていると思いますので、出ていなかったら出ていなかったで、その辺ちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長　こども部次長。

○こども部次長　上地委員おっしゃるとおり、報告できる内容がありましたら、その都度機会を見つけて報告していきたいと思います。

○石川慶 委員長　上里広幸委員。

○上里広幸 委員　この報告できる内容、今後、道筋もまだはっきりとした方向性は決まっていない。この情報というのは、議会以外に公表するつもりありますか。例えばこの当事者がこの問題に対してどうなっていますかと確認した際に、皆さんはこの情報を開示しますか。捜査の状況、今までの経緯、そして今後どうやっていく、そういった情報を、議会に報告もないままに、もし求められた場合に、皆さんは開示していく予定ですか。

○石川慶 委員長　認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹　告訴を行った時点では、基本的に警察が受理をされた場合は、もう警察のほうで捜査権限がありますので、その内容について我々に報告されることはないと思っておりますので、その内容について開示請求を求められたとしても、その捜査の内容を我々も知っているわけではないですので、そこは少し随時報告できかねるかなと思っております。

○石川慶 委員長　上里広幸委員。

○上里広幸 委員　議会に報告する前に、捜査の内容はもちろん今把握していないですね。今後、どうやっていく、皆さんの指針、方針等も含めて、この情報を議会に報告する前に開示する、そういった認識はありますか。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 これマスコミリリースとかという意味合いですか。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 マスコミも、例えば当事者が議会にて議員のほうから、個人の議員から質問があった場合、皆さんその質問に対して情報開示していくのですか。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 告訴の内容については、基本的にはお答えできない部分がほとんどだと思いますので、そこは検討という形になるのかなと。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 そのほかのもろもろの情報についてはどうですか。今回の不正受給があつて、経緯も含めて、今後どうなっていくか。そういったときに求められた場合には、皆様方は議会にも報告していない状況でも、これは求められたら回答していく、開示していく、そういった方針ですか。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 基本的に現在今お答えしているものが全てだと思うのですが、その細かい部分に関しては、我々としても知り得ない部分に関してはお話もできないですし、確実性がないものについては答弁できないのかなと思っています。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 最後に確認させてもらいたいのですが、議会に報告する前に、一個々人の例えば一般質問等で質問があったとき、議会にも報告するというのを我々受けているのです。そういった報告もないもの、一個人質問に対して答えていくつもりはありますか。これ答えられる範囲でいいです。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 マスコミ等でこのライオンの子の件については新聞記事にも載っておりますので、その辺の部分についてしか回答はできないのかなと思っていますし、例えば今回、小規模保育事業が閉園するというのが記事にも載っておりますが、そういった子供たちに関する、市民に関する部分というところはお答えはできるのかなと思いますけれども、不正受給の告訴とかそういった部分に関しては、やはり答弁はできないかなと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 最後に、過去にこういった不正受給とか事件があったときに、当事者から当局に対して一般質問等を受けたことがありますか。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 ないと記憶しております。

○上里広幸 委員 分かりました。ありがとうございました。以上です。

○石川慶 委員長 では、次に進めてまいります。

続いて、認可保育園児童措置費負担金について、人事院勧告による保育士の人件費についてですが、上地安之委員。

○上地安之 委員 今回の人事院勧告により給与改定、補正予算に上がっておりました。正職員、会計年度任用職員、特別職等の給与額等も確認をすることができました。新たな補正予算は2億9,000万円余なのです。

それも明らかになりました。

そこで、直接、補正予算が計上されていないから、人事院勧告に基づく対応方については、公定価格の基準が国基準と一緒に進められている。保育士の給与については、それは人事院勧告に準じて対応をされてこられてまいりました、本市は。ちなみに、その件で少し質疑をさせていただきたいと思います。それに間違いございませんか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 今、土地委員がおっしゃったとおり、国の人事院勧告に基づいて、保育士等の給与の基準とか公定価格についても見直しがある予定でございます。ただ、国の人事院勧告が8月頃に発表されて、公定価格の改善率については、今回、11月27日に発表されたところなのですが、今回、公定価格上の人件費については5.3%の改善をするということで国から発表がありました。ただ、具体的なその公定価格の単価の改定についてはまだ示されていない、その単価の改定については、年明けてからの発表になる予定になってございます。そういう理由から、今回保育士の人事院勧告に伴う改善については、ちょっと12月補正がどうしても間に合わない部分がありまして、そういう理由もあって、今回、すみません、予算書の42ページの説明欄03施設型給付等事業で認可保育園児童措置費負担金8,588万4,000円の補正増を計上しているのですが、こちらに関しては、この人勧分をまだ加味していない、今年度の予算に対して、毎月毎月給付しているのですが、その部分がちょっと足りなくなる見込みということで上げさせてもらった補正になっています。

なので、恐らく今後また3月に人勧分の改定があった際には、こちらの部分の補正増をしていかないといけないなというふうに考えております。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 保育園に支給する財源の根拠というのは、施設型給付費、これ1つと交付税なのです。それは後年度、つまり正職員、会計年度任用職員、特別職の費用負担については、全て単費、一般財源なのです。民間保育園については、それは国費が導入されていくのです。その国費が投入されるに当たっても、国との動向でこの公定価格の単価等が確定しないと支出ができないという状況だと思うのだよね。ですから、国との整合性といいますか、そうしないと進められないというのは一定理解をしております。

そこで申し上げたいのは、その前に、毎年これ実施をしておりますよね。それいつの議会で提案をされていきますか、その費用額というのを概算で構いません。どのぐらいですか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 この人事院勧告に伴う公定価格の改定については、近年は上昇が続いているので、令和5年、令和6年とともに増になって補正も上げているのですが、3月補正で計上させていただきます。

ちなみに、前年度、令和6年度に関しては、この上げ幅が相当大きかったものですから、10.7%の改定があったものですから、昨年度、令和6年3月の補正は3億1,155万円の補正をあげさせていただいております。令和5年度に関しては、今年と同じぐらいの改定率で1億919万2,000円の補正増をしております。

なので、今回に関しても恐らく昨年度の3億円まではいかないとしても、同程度かそれぐらいの補正が3月に上がってくるのかなというふうに想定しております。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 金額については、これまでの実績額の説明いただきましたけれども、本補正予算で、先ほ

ども少し触れておりましたけれども、42ページの施設型給付等事業、その事業費は全く加味されていないのですか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 今回、この12月補正で上げさせていただいた8,588万4,000円については、今年度の当初予算で毎月毎月施設に対して支払いを行ってきたのですけれども、やはり児童の数だとか、各施設の加算の状況とかでどうしてもやっぱり少しずつ足りなくなってきたのが今回見えてきたので、今回補正で上げないと、3月支払い分がちょっと足りなくなるのではないかとということで上げさせていただいた。なので、今年度に関しては、結構ぎりぎりの、今で補正するぐらいぎりぎりの予算でこの施設型給付金を支払いしていますので、もしかしたら3月補正で人勧分がのってきたときに、昨年度に近い額の補正が上がってくる可能性としては考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。そこで、先ほども申し上げましたとおり、単費、財源の根拠とは国費なのです。交付税なのです。ところが、地方交付税については、それは不透明な部分があるわけ、全額入ってくるか分からない。需要額に算定はされるものの、それは不透明。

それで、検討してもらいたいのは、人事院勧告に基づく公定価格の支給につきましては、従来、3月の最終補正で議会に上げて支給が新年度に入っているのです。これ効果からすると、どうかなと思う。前倒し支給も視野に入れてみたらどうかと、他自治体やっています。つまり、本来の目的、離職防止、保育士の確保、待機児童の解消、その効果を生むためには、年度末支給というのは大きな効果を上げているのです。他自治体もやっている。それは、検討してもいいのではないかなと思います。

結びはそれでありますけれども、言われていること分かりますよね。遡及手当てをするにしても、実質支給日時というのが、これは4月の後半から5月に入っていないですか。早くてそうですよ、早くて。離職をされた方々に対しては、その辺に存在するというのは支給手当になっていないわけよ。他自治体、少なくとも那覇市は単費を投入して、あとで相殺をやっているのです。その効果を生んでいるわけ。ですから、同じく支給をするにしても、効率のいい手法というのを検討して、何が目的かというと、単なる公定価格の引上げだけではなくて、それは待機児童の解消、離職防止、大きな目的がそこに存在していますから、課長、検討してください。せっかく人事院から、そして正職員も含めての手当てをするに当たって検討していただきますようお願いを申し上げて終わります。検討しますか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 そうですね、どうしてもやっぱり予算が必要になってきますので、財政当局と調整しながら今後進めてまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そうですよ。これ単費で準備しないといけないわけ、一旦単費で上げて、後で相殺するような仕組みなのです。場合によっては、そうですよ。他自治体においては、さらに地方自治体で加算分を積み上げて、改定率以上に手当てをしている自治体もあるのです。ですから、単費を先に導入をするのだけでも、準備するのだけでも、大きな効果を生みます。ぜひとも検討していただきますようお願いをいたしまして、終わります。

○石川慶 委員長 では、続けていきます。

続いて、項目4、デジタル推進課の債務負担行為補正に係る令和7年度契約相手方及び契約方法について、資料番号5です。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 まず、資料作成ありがとうございました。幾つかちょっと確認させてください。

契約の相手方なのですけれども、見たところ市内が1つ、準市内1つということで、県外が2つであとは県内ということで、これは市内においてそういう会社がないということなのか、希望していないということなのでしょうか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。委員御指摘のとおり、市内業者におかれましては、こういった既存システムとの連携であったりとか、または高度な専門性を持ち合わせている、そういった特定の事業者というのが多くない現状でございますので、現状は市内業者1社で、残りは県内の事業者というところで契約をして事業を推進しているところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 地方自治体の業務のデジタル化というのは、今みんなどこも進めていることなのですが、お金がかなり高額になって、できるだけ市内とかがいいなという状況なのです。

あと、契約方法なのですが、一般競争ではなくて随意契約にした理由をお願いいたします。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 プリティ宮城ちえ委員の質疑にお答えいたします。委員御指摘のとおり、地方自治法における契約の原則は一般競争入札ということでございますが、本市においては市内業者を優先して発注するという政策の下で、公平性、透明性の確保は極めて重要であるというふうに認識しています。しかしながら、ちょっと先ほどの答弁と重複するところもあるのですが、デジタル推進課が所管する業務においては、この既存システムとの関係でしたり、高度な専門性、事業者のたけているそれぞれの分野があるなど、業務の性質上、特定の事業者と契約をせざるを得ない。随意契約を選択したものが実績として行っているところが実情でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 アウトソーシングとかすごくたくさんのメリットがあると思いますが、情報の漏えいがあつたりとか、そういうデメリットもあると思いますけれども、その対策などはしていますか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 今、プリティ宮城ちえ委員の質疑された情報セキュリティに関しましては、本市においては、電子専門職という職員も精査しておりまして、もちろん彼らがそういった専門性を持って入職していて、その対応をもちろんできる場所はあるのですが、やはり民間の高度な専門性を活用して、こういった個人情報、いわゆる個人情報の流出を全くないように、そして外部からのアクセスに対してきちんと遮断するようなセキュリティというのは、民間から活用して実施しているところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よく分かりました。ただ、このアウトソーシングによって市の中での人材が育てるところで、そういうことも考えているのかとか、そして蓄積がされないということなどについてはどう考えますか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 人材育成であったり、知識の集積、引継ぎについての御質疑だと受け止めますが、まず国家的プロジェクトで基幹系のシステムというのが標準化・統一化という方法で日本全国の自治体で進められていますが、この標準化を進めながら、自治体の事務においても、例えば市民の利便性の向上であったりとか、今後人口減少していくということに引き合せて、職員の業務の効率化をするために、例えばデジタル推進課の中ではDX推進リーダー研修というものを行ったり、または年に1回、全職員、研修ということでブラッシュアップするためのそういったデジタルに関わる研修も行っているところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。では、最後の1つなのですが、この随意契約をするためのガイドラインがあって、それに基づいてその契約は行われているという、市内業者を優先とか、そういう形で。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 先ほど申し上げましたが、方針としましては市内業者を優先して発注するというこの方針の下で、可能な限りデジタル推進課としては、公平性、透明性を確保するために、競争入札の発注方式を検討はしているところでございます。

先ほどプリティ宮城ちえ委員がおっしゃった随意契約のガイドラインというのは、ちょっと私今、手元に持ち合わせていないのですけれども、例えば地方自治法施行令に定められているような100万円未満の少額の発注案件でしたら随意契約ができるとか、そういった法令を厳守しながら、なおかつこういった市内業者優先で発注できるように、今後努めていきたいなと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 とても丁寧な説明でよく分かりました。ありがとうございました。以上です。

○石川慶 委員長 では、皆さんちょうど1時間たっていますので、一旦休憩入れたいと思います。10分間休憩したいと思います。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時00分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時10分）

○石川慶 委員長 続きまして、項目5番、資料番号2と3です。不動産売払いについて、我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料ありがとうございます。まず、資料番号2からお伺いしたいと思います。不動産の貸付収入が減になっている理由なののですけれども、土地の貸付けに関する減額だということで、これについてはその中身を見ると、ほとんど旧愛誠園の金額が大きいのかなと思うのですけれども、これについては契約期限とかが終了したとき、あるいは変更があるときに常時そういった交渉でこういった増減のほうが出てくるのでしょうか、毎年。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 御質疑にお答えいたします。今回、旧愛誠園につきましては、市民経済部のほうで、今プロポーザルのほうを行っておりまして、それを受けて、年明け令和8年の1月から3月までは、相手方が決まった際にはちょっと使えないということで話がありましたので、それに伴う3か月分の減となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、まずそういうことであれば、旧愛誠園の件に関して、これまで駐車場として利用していたのですけれども、その利用が、全面積を今度借用期限が減ったということで、借地料が、賃料が減ったのですけれども、これはもう旧愛誠園というのをみんなで利用する方がいなくなるということではないのでしょうか。一部を返してもらうというのか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今、賃貸借契約については、毎年契約更新しているのですけれども、今年についてはもう市のほうで活用しますということで説明して、あらかじめ12月までの借用ということで契約を結んでおります。ただ、何で今回補正になったかといいますと、当初予算の編成後にそういったお話があったものですから、それを当初で年間を見込んで予算計上していたのですが、そういうことで今回補正減となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、12月以降はその旧愛誠園の駐車場を使わないということなのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 あらかじめ、年の2月にまた契約するのですけれども、その契約の際に、あらかじめ年明けの1月からは、市のほうで活用する予定がありますので、12月までの契約となりますという了承の下、12月までの契約としています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 参考に言いますけれども、その旧愛誠園跡地は、市としては何か利用する方法とかは計画されているのですか、答弁していただければ。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今、市民経済部のほうでこの活性化を目的とした今プロポーザルをやって、今、その手続きが進んでいるところでございます

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それについては質疑の範囲外でありますから、それは今の答弁では分かりました。継続中ということで、それともう一つ上のほうに資料の⑤です。旧護岸側の借用面積が減っているということですから、この旧護岸ということ、どちらのほうでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 宜野湾バイパスの東側、田いも畑側ですけれども、そこは駐車場として法人のほうに賃借していたのですけれども、その一部についてちょっと使い勝手がよくないということで、それで解約の申出がありましたので、それで今回、その分を除いた形での契約となったものに伴う減となります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ただいまの説明からすると、使い勝手がもうよくないので、駐車場として借り入れないということ、契約が切れたということではなくて、相手側から必要ないから契約を打ち切るということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 まず1月の時点で意向調査します。継続してどうしますか、その時点でここの一部について

は、今回は遠慮したいというお話がございましたので、その部分を除いた形の面積での2月の契約としているというところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その30件の件数が出ていますのですけれども、この中にまだ旧護岸の駐車場としての利用の項目があります。この5番ですか、旧護岸の借用の土地は。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 ほかにもあったと思うのですけれども、ちょっと手元に補正以外の資料がないものですから。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。今回、法人さんが使い勝手が悪いということで契約を解除するということは、何台ぐらい止められて、それから次利用する方がいるのかどうか。あるいはもう使わないからということでそのままの状況で放置しておくのかどうか、この3点をお願いします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 細かな台数まではちょっと今把握していないのですけれども、使い勝手が悪いという理由が、その敷地に行くときには歩道を通っていかないといけない状況があるらしくて、それでちょっと安全上懸念があるということで、そういう理由でございますので、今後もなかなか活用は難しいのかなと考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この管理が難しいかなということは、今まで駐車場として使っているわけですから、その形態はもう駐車場ですよ。となると、今回の法人さんは、使い勝手が悪いから使わないかもしれないですけれども、依然として車は駐車できるわけですから、これまでのところの縁石はやはりまた管理していかないと、やっぱり今までそういった駐車場として使われているというのは、通る皆さんとか周辺の皆さん見ているわけですから、勝手に無断駐車が起こってくるのではないのかという心配もあるのですけれども、そういった管理の面もこれからやっていく予定ですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 駐車場としてきれいに整備した土地ではなくて、本当にちょっと細長い、草も生えているようなところだったので、そこに行く際にちょっと歩道を何メートルか通っていかないといけないようなところをこれまで駐車場としてお貸ししていたのですけれども、今後、この普通財産をどのような形で活用していくか、管理等も含めてそこについては今後検討してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ぜひ、できるだけ無料で止められればいいという考え方の人もいますので、これまではきちんと、その法人さんが正式に借用して利用していたわけですから、いろんな利用の仕方があるとは思いますが、しっかり管理をしていただいて、不公平感がなくなるように、やっぱり市の財産ですので、きちんと管理していただきたいと思います。これについてはこれでよろしくをお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 すみません、これ年間の賃借という形でよろしいのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 休憩をお願いします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時22分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時22分）

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 年間の契約となっています。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 これは平米で計算しているのか、それとも何か所かあるはずなのだけれども、この箇所は幾らとかということではなくて、平米で年間賃借しているのかどうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 この貸している平米で契約しています。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 1平米当たりどれぐらいで貸しているのかどうか。それ分かったらお願いします。
（「休憩お願いします」という者あり）

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時23分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時23分）

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 結構広範囲になりまして、この単価の出し方が固定資産税の評価額から、これに基づいて試算しますので、この路線価に基づいて若干単価が変わってくるので、一概に、トータルで割り戻してみると、平均の単価でよろしいでしょうか。

（「はい、いいですよ」という者あり）

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時23分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時24分）

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 平米当たり999円となっています。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 分かりました。以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、進めましょう。資料3のほうであります。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料をいただきましたので、その資料からお願いします。24ページの土地売払いについてなのですが、資料が来ていますので、これから質疑したいと思います。

今回、その図面から見ると、市の北側と西側になるのですが、面積からすると、単価の差が相当あるのですが、この単価については地番のところの単価を評価できる鑑定士に依頼してその単価が出ているということで理解していいのでしょうか。あまりにも差があり過ぎるような気がするのですが。

(「すみません、休憩お願いします」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時26分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時27分)

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 路線価に基づいて算出しております。

○石川慶 委員長 我如古委員、今ので大丈夫ですか。

○我如古盛英 委員 鑑定を行って……

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 一つ一つ鑑定を行っているものではなくて、路線価を基に……

(「路線価で、市独自で単価を……」という者あり)

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今回、その図面から見ると、大山のほうは国道沿いになるのかな、それから整理番号2番のほうは東側地域、我如古・志真志地域ですけれども、これについて里道の売払いについては、しっかり皆さんはその周辺地主の承諾とかはいただいていると思うのですけれども、これに関してしっかりそういった附属証明書というのは取られていると思いますけれども、しっかり取ってありますよね。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 里道につきましては、市のほうで使う予定があるかないかを建設部のほうで確認して、あとは使う予定がなければ申出の方々に、近隣の方全員から同意書のほうをいただいて、それを確認した上で用途廃止を、その後総務課のほうで引き継いで、売払という流れになります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今回、この大山2丁目233番地、それから志真志の4丁目227番の里道を廃止して、そのうち隣接の地に、多分隣接の地主が買い取らないと、これ利用する、将来利用ができないわけですから、何に利用するという目的等も皆さんのほうで分かりますか。例えば宅地にするとか、あるいは道路にするとか、そういったことまで分かりますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今回の場合は宅地の一部に入っているというところと、法人の敷地内というところで。

(「この2筆ともそうですね」という者あり)

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その次に、今回、歳入として774万円余が入ってきますけれども、それをほとんど全額公共施設整備基金積立てに入るわけですが、公共施設の基金に歳入として入って、使い道になるので、やはり公共施設の基金を使う目的はちゃんと決められているわけですが、私はその使い方に対して少し要望したいと思うのです。

今回、そういった形で、これまで市のほうは里道の買取り払いをどんどん、どんどん市民のほうから、地主のほうから申出があれば対応して、ほとんど大分もう売っているわけですが、まず一番は、里道が従来どおりの目的を果たしていたのをしっかり事情を聞いて、要望に沿って、先ほど言いましたとおり、隣接地

主の承諾を得てもこの里道の機能がないですよ、あるいは切り回しというのでしょうか、別な道路に回すとかいろんなそういう手だてをして、その里道としての利用可能というのでしょうか、それはいいのですけれども、ただしこの基金というのは里道を売払いして入ってきているわけですから、私は市内に里道がこれだけまだいっぱい存在する中で、ある程度里道の整備にも使っていただきたいなということがあるのですけれども、それはできないものなのでしょうか。公共施設の整備だけには使わないで、里道の整備にも使ってほしいという意見なのです。

○石川慶 委員長 我如古委員、これ恐らく建設部がいらないとなかなか……

（「大丈夫です」という者あり）

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑にお答えいたします。里道の整備に使えないかというところなのですが、基金の目的として使えないということではないとは確かに思いますが、今ハード事業、建設事業、たくさんの建設事業を抱えていて、基金の残高も限られている中で、優先的にちょっと配分していくという中で検討していくことにはなると思いますが、かなりの多くの建設事業を抱えておりますので、そちらに優先的に充てていくことになるのかなとは考えておりますが、里道の整備事業等については、また建設部のほうから上がってきた際には、その基金の活用等も検討してまいりたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 皆さんはやはり資金の件になると、どうしても余裕を持ってやりたいということはあるとは思いますが、しかしこういった里道を売却して、その額全部公共施設の整備基金積立金に回していくということは、それを回すのはいいのですけれども、その使用目的を少し柔軟にして、やはりこれまでは市のほうはなかなか道路事情がもう厳しい状況がある中で、やっぱりそういった里道を少し整備して、使える里道はやっぱり市民のために使っていただきたいというのがあるものですから、そういった要望があれば、そこにも回せるような資金にしていきたいと思いますというのはあるのですけれども、それ以外にも、今年度から私道の整備等も、整備をされてはきているのですけれども、それと同時に、併せてやればさらに規模を大きくした私道の整備とかが、補修整備ができるのではないかなと思うのですけれども、これについてはどうでしょうか。

○石川慶 委員長 我如古委員、ちょっと。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時35分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時35分）

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 提案ということでよろしいですので、ぜひそういう形に持っていつていただきたいと思います。以上、終わります。

○石川慶 委員長 では、次の項目に行きたいと思います。

次、項目7番、宜野湾市スポーツ少年団派遣補助事業、10款6項1目。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今日はありがとうございます。スポーツ少年団、63ページ、322万5,000円の補正を組んでいただいております。皆様のほうの資料にも届いていますが、16競技72チームが登録されていて、掛ける15と

か20でも、1,000名を超える子たちがスポーツを通したいろいろな競技を目的に頑張っているという形で見ます。

この資料の一番下のほう少し御説明もらえますか。年度別補助実績比較表とありますが、令和7年度は9月末という形あるのですが、当初の予算がありますよね。これが少なくなったので、何度か補正を組んでいますか、それとも1回きりの補正でこの時期にやったのか、その点も分かりますか。御説明もらえますか、お願いします。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 御質疑にお答えします。まず、この皆さんにお配りした資料の説明からさせていただきますと思います。宜野湾市スポーツ少年団の派遣補助事業における登録団体一覧及び補助実績、これ昨年度と本年度分になります。

1番のスポーツ少年団登録団体一覧は、スポーツ少年団の総会資料でスポーツ団体名と加入人数とかある一覧を私たちも共有していますが、ちょっとそれが内部資料とあったものですから、それはもうちょっとまだ出していかどうかスポーツ少年団の確認が取れていなかったのもので、今回は種目と団体数だけのめにとどめたということで御理解いただきたいと思います。

今、伊波一男委員からあったように、全体で72件の団体数があります。昨年度1団体退団しましたが、今年度、令和7年度ではさらに1団体加わりましたので、昨年度、今年度は変わらず72団体となります。

下の補助実績なのですが、令和6年度の補助実績1,459万9,345円、申請件数にして96件、派遣人数259名です。これは決算額となっております。

下のほう、年度別の補助実績比較表となっておりますが、これは9月末時点となっております。令和6年度の9月末時点、令和7年度の9月末時点、それぞれ比較した結果、前年度からの増として212万3,250円、今年度の9月から増えていると。件数としては2件、派遣人数としては39名の増加があるということで、今回12月補正で上げさせていただきましたが、これ前年度の9月末時点と今年度の9月末で比較して125%の伸び率であります。それを昨年度の10月から下半期3月までの実績にこの伸び率を掛けて、今年度の予算額、既に執行した分と今残高を比べて、それが不足するだろうという額を今回322万5,000円の補正を上げさせていただいております。

当初予算は、今年度予算は1,523万7,000円が令和7年度の当初予算となっております。補正は今回の補正が初めてで、昨年度も12月に補正を上げさせていただいております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 御説明ありがとうございます。これを聞いたのは、結局、補助金が各チームに交付されるまでの期間、こういうふうな形で、今後、新年度の多分これ11月から来年の3月ぐらいまでの多分予算なのかなと思っているのですが、この予算を可決した後、交付されるまでの普通の手続論としては、今、宜野湾市が沖縄県でもトップクラスの県外派遣費補助、うるま市とほぼ同一でさせていただいているというふうに聞いていますが、親の負担分、一時立て替えですよね、基本的に、実績主義なので。それがあって、これの手續した後、チームにもしくは個人に補助するというのはどのぐらいの期間を見ているのですか。申請から2か月程度ではもう補助していますよとか、申請からは4か月かかりますよとか、あまり分からないものですから、やっぱりいろいろなチームも、選手だけの補助メニューなので、あとコーチ1人、監督1人で、問題はこれだけでは多分保護者も何名も一緒に同行しないといけないと思うので、その分のまた大きなまた

資金繰りというのはあるのかなと思うのですけれども、今どの程度、可決した補助金を交付するというのが通常の流れとしてはどんなになっていますか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 御質疑にお答えします。申請は、この大会の15日前までにすることになっておりまして、まず申請をして、先ほど伊波一男委員からもありましたように、実績主義なので実績報告書をいただいて決定、交付という形になります。なので、それが大体期間にして1か月ほど今かかっている状況にあります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。実績報告書全て申請書を提出して、ほぼ一月後ぐらいには各チーム、個人に振込させていただいていますよということで理解したいと思います。大変ありがとうございます。

それともう一つ、大変いい報告もたくさんあって、宜野湾市長杯ってありますね。松川市長が市制60周年のときにつくっていただいて、優勝旗もある、宜野湾市長旗ということで、今台湾からもチームが参加しております。今回、12月初頭には、3回目の県外、台湾に派遣をした。宜野湾市で優勝したチームが国外、台湾の国の大会に参加して、向こうはもう総統から大統領から大臣から、そして約100名余りの来賓の中でやるのですが、それと、今回、宜野湾市旗の優勝チームは、3回連続向こうで優勝したという御報告がありましたので、この点も御報告しておきたいと思います。ただし、宜野湾市のチームではありません。宜野湾市長旗大会に出た他の市町村のチームが3回優勝したという形になります。

それで最後に、大変派遣費補助ありがとうございます。ぜひ子供たちの目標をかなえてあげてほしいなと思います。

それと、今、同じように宜野湾市スポーツ少年団補助金というのがあります。これが今物価高騰の中、いろいろな面でお話があったものですから、27年間、予算がずっと一定なのですが、チーム数はそれよりもずっと増えているものですから、ぜひとも見直し等があれば、増額をしていただくような御検討をしていただきたいと提言、提案したいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、ちょっと職員の入替えがありますので、よろしく願いいたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時35分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時35分）

○石川慶 委員長 審査中の議案第62号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第69号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 では、議案第69号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議

案第70号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

それでは、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 よろしくお願ひします。資料提出ありがとうございます。大変長い資料なのですが、一通り一応目を通させていただきました。

改めてお伺ひしたいのですが、国の人事院及び県の人事委員会の勧告が出るまでの、国はいいですね。県の人事勧告が出るまでのスキームというものはどういう形になっているのかをお答えいただきたい。スキームというのは、これ見ますと、非常勤扱いになっている3名の方がこの県の人事委員会の担当になっていると、任期4年で、その方々は多分非常勤ですので、毎日の出勤ではないと思うのですが、年間を通して各市町村の職員の給与形態とか、あるいは県の企業の現在の給与の形態とかを確認してやっている、動いている方々だと思うのですが、その方々がこの人事院勧告を出すまでの間に、宜野湾市の皆様方、例えば組合の皆様方とかとの交渉とか話し合いとかというのは持たれるのかということをやっと知りたいものですから、県の人事委員会と本市との年間を通しての接点をちょっとまずお伺ひしたいなと思います。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。県の人事委員会は、例年ですと10月頃に勧告が出ると。それまでに県の人事委員会としては、ちょっと詳細はどういった調査を、スキームというのですか、県の人事委員会の中でどういった調査をしているかというのは、ちょっと分かりかねるところではあるのですが、その間、我々としては、県内各市の担当と情報交換をしながら、今後どういった形で進めていく予定があるかとか等を通じて調査をかけています。各市の状況をですね。あと、県の動きなども確認しながらやってきております。

その中で、ある程度、11月ぐらいには県の動きなども少しずつ見えてきますので、宜野湾市の対応を内部で協議しながら、決定というか、方針をある程度固めて、それから組合と協議に入っております。通常例年ですと、国のほうはもう予定どおりというか、通常いけば11月の臨時議会とかでこれまでは提案させていただいておりましたが、今回ちょっと法案が出るのが結構遅くなった兼ね合いがあつて、今12月定例会で提案するような流れとなっております。ですので、11月臨時会で議決をいただいたら、12月10日のボーナス支給日にそういった勧告の内容を職員の皆さんに支給するというのが主な流れです。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。何が言いたいかといいますと、この資料見てもあるのですが、いろいろ調査した資料というのが出ているのですが、どういった企業、どの企業というのが全く見えない、この中に書いていない。この県の人事委員会の、多分ホームページで出ている資料なのですが、県の人事委員会がどういった会議をしたのかということも全く見えていない。

もう一つ、加えて言わせていただければ、国に準拠するような形を毎年取っている。昨日も言いましたけれども、東京都と沖縄県を比べてみますと、全然違う経済状況の形があるわけで、ですが大体全国横並びで国に準拠しているというのが今の各地方の人事院の勧告になっております。だから、そこがあまりよく分からないというのが私の考えなのですが、これは地方公務員法で決められた公務員の特別なこの職務、皆さんに当たっているいろんな権利を守るために、やっぱり人事院勧告制度というのがあるというのは理解したのですが、そこはやっぱり透明化していかないと私はいけないと思っていまして、例えば皆さんも

今、各市町村との話し合いは行われているのですが、県の人事委員会の審査等が、こういった内容で調査が行われているかというのはあまり今中身まで分かっていないような現状、本市の人事担当の皆さんも、それでは私はいけないのではないかなと思っていて、これはもう法的根拠はないわけです。県の人事院勧告が出ても、各市町村が個別に対応していけるという形になっている。議会の議決が必要になっているという流れの中では、皆さんはこの議案書の中で、提案理由は、人事院勧告及び県の人事委員会勧告に並び県及び他市の状況を考慮し、措置を講ずる必要があると言っている以上は、ではどのようにして勧告によってアップがされたかというのは、やはりもっと分かっておくべきでありますし、我々に説明する責任も私はあるものだと思います。なぜなら、皆様は提案したけれども、議会の議決、多分否決されたというのも多分今までなかったのではないかなと思うのですけれども、流れになってしまっているのです。県の人事院勧告を国に準じて上げます。そして、それが皆様のところに上がってきて議会の議決に提案します。各市町村大体話し合いを持っています、各市町村上げていきます。議会でもあまり反対起らないので議決されます。それでは、税金の使い道として、我々チェック機関としてはいけないのかなと思いますので、私は1つだけ言いたいことは、上げることに反対ではないのです。上げる勧告を皆さん提案してくるのであれば、どの関係でどのような議論があつてこういう流れになったのか。それとも、国にただ準じてやっているのか。そこも含めて調べていただいて、資料提出も皆さんの議案に含む資料の提出の中では、詳しいこと何も書いていないのです。議員の請求資料の中にはもうちょっと細かく書かれている部分もあるのですけれども、そういったところも含めて、やっぱり上げてきてほしいのと、今年度はどのような形でこのような形が取られたのか。

我々議会も、私も今回、今までは毎年度やっていましたが、今回ちょっと改めて調べてというか、資料もいただきましたけれども、あまりにもちょっと見えない部分があり過ぎるなど気づきましたので、今後ちょっと注意して見ていきたいと思うのですが、皆様方のこの賞与、給与アップの人事院勧告なので、どのような形で決定されてきたのかも含めて我々議会に説明していただき、あるいはこれ市民にも本当は説明しないといけないと思うのです。あまり公表されないのですよね、人事院勧告で市の職員の給与がどれだけ上がったとかって、毎年度分かっていますけれども、そのために市民には説明されていないと思うのです。だから、そういった情報のオープン化も含めて、これ大切なことなので、次からはもうちょっと詳しく分かっていただいて、我々に情報開示をしていただいて、なぜ上がったのかも含めて市民への開示も私はぜひやっていただきたいと思います。

いろいろ言いたいことあるのですけれども、別にこれは上げるのが駄目ではなくて、上げるなら上げるための皆さん情報で、我々にもしっかり資料も提供する。市民にしっかりこういう形で上がっていきますと公開していく役割はあると思いますので、その点について次回からお願いしたいと思いますけれども、御見解をお伺いします。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 まさしく平安座委員の御指摘のとおりでして、今回も資料のほうできる限り、ホームページ等々で調べた内容でしか我々もちょっと把握していない現状がございましたので、今回の対応の部分も少し反省しながら、また委員の皆様にご公表できるように取り組んでまいりたいというふうに考えます。よろしくお願いたします。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ぜひよろしくお願いします。できれば、ちょっと昨日慌てておうちでいろいろ他の県と

はどうやっているかというのを見ると、労使の協議も、皆様方と組合の協議もオープンにしているところもあるのですよ、こういったものに関しては、そういったところも含めて、なぜ宜野湾市がアップ必要なのかというのも含めてオープンにできるようなやり方を検討していただければなと最後に思いますので、よろしく願いをいたします。

○石川慶 委員長 では、続きまして、上地安之委員。

○上地安之 委員 同じく、総務省の通達によって、人事院勧告に沿って本市は対応していく。人事院勧告の内容が低くなった場合は据え置いて対応しているのだけれども、そこで、昨日の委員会でしたか、実際に2億9,000万円を支出するに当たって、財政健全化の検証がどのようにされたのかということを確認したら、昨日は財政課長同席していなかったものですから、具体的な答弁がなかったのです。これだけの金額でもありますし、経常収支比率の関わりはどうなっているのと、しかも今回の補正予算の中でも義務的経費である扶助費、かなり増額、これ恒常的な経費ですよ、義務的経費の位置づけです。そうなりますと、政策事業の抑制が求められてくるわけ、あるいはまたラスパイレス指数は一体どのような検証されたのか、その上で提案をされていくのが本来の財政出動をしていく上で説明が求められていると思うわけ、それも分からないのですよね、我々は。

あるいはまた他市の状況についても、それは改定率、同様の率で執行しない自治体もあるのです。あるいは時期をずらしていく、時期をずらす。宜野湾市はこれのように進めているけれども、他市そうではないです。時期は様々です。自らの財政状況に応じての対応をしていく。ですから、あえてここで財政健全化の検証がどうなっていたのか、そしてしばらくこの宜野湾市の財政状況については、その支出をしても政策的事業にも影響がないというような判断をどこでやったのかというのを説明いただきたいのです。

あるいはまた、財政健全化の検証についてももちろんやられていないとそれはおかしい話だから、それがどのようにやられたのか説明いただけますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑についてお答えいたします。今回の人勧の対応についてということなのですが、まずこの人勧の対応を含めた令和8年度の予算編成についても予算編成方針の中ではございますが、今年度実施しています行財政改革調査検証業務というところをやっております、こちらで生成AIなどのデジタル技術を最大限活用して、事務の効率化、最適化を図って、経費の最適化を図ってくださいますということで予算編成方針のほうでも書かせていただいております。これらの取組を踏まえて、正職員と会計年度任用職員のこの配置の適正化も同時に行っていくという方針を出させていただいているところでございます。

このような形で人件費総額の右肩上がりというこの高騰を防いで、健全な財政運営に向けて取り組むことが重要であるという認識であるとともに、また一定程度の財源というのは一応見込んでございまして、地方交付税、普通交付税ではございますが、昨年度はこの時期に追加交付ということで、給与改定分として追加交付で1.5億円追加交付がありました。先般、国の補正第1号に対する対応ということで、また国税収入のほうの決算額が上振れておりますとともに、また今年度の国税の収入もまた補正増となっております、それに伴ってまた普通交付税の追加配分があるということで通知が総務省のほうから来ておりまして、また給与改定に充ててくださいということで、まだ金額のほうはちょっと示されておりませんが、昨年度と同等程度、1億円から2億円程度は追加交付があるのではないかとということで、こちらのほうとしては考えているところではございます。

いずれにしても、ちょっとどうしても普通交付税に頼るというような財政運営ではいけないとは思っておりますので、行財政改革のほうに取り組んでいくことは重要であると認識してございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 財政課長のたくさんの説明はありがたいところなのだけれども、要は財政出動されていくわけです。その2億9,000万円プラス公定価格の支給、保育士の件等出ていく。それは数億円の金が出ていく中で、しかもその金というのは恒常経費となりますよ。だから、それを含めて、義務的経費と恒常経費の位置づけになる中で、財政健全化がどうなのかということは、どこかでこれ明確にやるべきだよ、明確に。ラス指数が一体どのような位置づけにあるのか、あるいはまた人件費比率についてもやっぱり的確に検証しないといけない。その上で、セットとして提案していくのであれば、それはまた説得力もあるし、理解もできると思うので、これ明確に、今後はそういったケースについては、それは当初の予算編成の中でいろいろとうたっているかもしれないけれども、そうではないです。今回の対応方についても、そういう財政健全化全てを網羅した検証すべきです。よって、本市の財源は、政策経費にも影響がないという判断の下で出動していくというセットですよ、それは。だから、説明できるようにセットとして対応されていると思うのだけれども、もっと具体的にやっぱり説明できるように対応していただきたいと思います。どうですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御指摘のとおりでございまして、また翌年度以降も民間の引上げ状況を考えますと、人事院勧告のほうが出される可能性というのはまだあるのかなと思っていますので、翌年度以降についても御指摘いただいたとおり、財政の裏づけがあるような説明をというところに気をつけて進めていきたいと思っています。以上です。

○上地安之 委員 今回の件についても検証はされたというふうに、よろしいですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今回、ちょっと交付税頼みではありますが、それと翌年度以降については、財政健全化のほうを図っていくということで先ほど申し上げたとおりで、行革のほうに取り組むというような形で、ちょっと皆様に要請してはいるところではございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 財政課長、確かに今年度の国から交付税措置されますよ、需要額に算定されます。しかし、それは人件費のお金が交付税で見えないから、たまたま補正予算で地方交付税が1億円余り入ってきたから、人件費なんかは分からないから、そこら辺はやっぱり全て交付税、もちろん算定の中に入れ込むことは必要です。結果としては不透明な部分があるから、そこら辺はやっぱり注視しながら、財政健全化について検証して対応していただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、皆さんよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進めていきたいと思います。

審査中の議案第69号及び議案第70号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後0時06分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後0時29分）

【議題】

議案第62号 令和7年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

○石川慶 委員長 継続審査となっております議案第62号 令和7年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）を再び議題といたします。

○石川慶 委員長 本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
（「委員長、その前に1つだけ」という者あり）

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後0時29分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後0時30分）

○石川慶 委員長 これより議案第62号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第69号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

議案第77号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第69号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第70号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第71号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について、議案第77号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について、以上4件を一括して議題といたします。

本4件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第69号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第71号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

請願第 2 号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

陳情第 12 号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第 18 号 学生議会開催について

○石川慶 委員長 次に、請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願、陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第18号 学生議会開催についてお諮りいたします。

本3案件については、本定例会で結論を出すのは困難で、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後0時33分)